

一関地区広域行政組合議会会議録

平成 22 年 10 月 13 日招集

第 13 回 定例会

一関地区広域行政組合議会

目 次

日 程 表	3
審 議 結 果 等	4
10月13日	
議 事 日 程 (第 1 号)	8
開会及び開議宣言	10
会議録署名議員の指名 (千葉 啓志君・那須茂一郎君)	10
会期の決定	10
監査請求に係る監査報告書について	11
認 第 2 号 専決処分について	14
認 第 3 号 平成21年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	14
認 第 4 号 平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	14
議案第 5 号 平成22年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算 (第 1 号)	20
議案第 6 号 平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	20
一 般 質 問	22
☆ 勝 浦 伸 行 君	23
1. 衛生事務について	
(1) 県南地区ごみ処理広域化検討協議会の検討内容の進捗状況、一関清掃センターごみ焼却施設について、今後の管理者の考え方を伺う。	
(2) 一関清掃センター周辺地域住民への美観対策、安全対策、公害防止対策、生活環境保全対策の現状についての説明体制について伺う	
☆ 千 田 恭 平 君	32
1. 一関清掃センターごみ焼却施設について	
(1) 老朽化と耐用年数はどのぐらいか	
(2) 今後の建替計画予定はどうなっているか	
(3) 新施設の処理方式はどう検討しているか	
2. 特養待機者の解消について	
(1) 9月28日付岩手日報記事の具体的内容について伺う	
(2) 現状はどうなっているか (待機者)、また解消に向けた取り組みは	
☆ 菊 地 善 孝 君	40
1. 釣山斎苑事務不正に関する報告、再発防止策	
(1) 監査報告の詳細説明を求める	
(2) 不正を長期発見できなかった理由説明を求める	
(3) 委託費適正化と実支給額 (給与等) の適正化	
2. 特老等施設待機者解消策の具体化策	
(1) 要早期入所者数と整備計画の説明を求める	
(2) 構成市町ごとの要早期待機者数と発生要因について説明を求める	

☆ 神 崎 浩 之 君	46
1. 広域行政方式の弊害への対応は	
2. ケアプランチェック事業への対応は	
3. 要介護認定の苦情への対応は	
(1) システム変更後の苦情は	
(2) 結果通知遅れの苦情は	
(3) 要支援と要介護の移動の苦情は	
4. 地域包括支援センター業務は	

10月15日

議 事 日 程 (第 2 号)	61
一 般 質 問	63
☆ 熊 谷 裕 君	63
1. ごみ焼却施設、リサイクルプラザにおける定期補修、メンテナンスについて	
・ 一関清掃センターごみ焼却施設のシステム定期補修、メンテナンスの実績、今後の進め方について伺う	
・ 一関清掃センターリサイクルプラザのシステム定期補修、メンテナンスの実績、今後の進め方について伺う	
・ 大東清掃センターごみ焼却施設のシステム定期補修、メンテナンスの実績、今後の進め方について伺う	
2. 特別養護老人ホームの追加整備予定について	
県の小規模特養の整備補助枠拡大による追加整備の詳細スケジュールについて伺う	
☆ 岡 田 もとみ 君	69
1. 介護保険について	
・ 施設利用の状況について	
2. ごみ焼却施設について	
・ 一関清掃センターの今後の状況について	
認 第 3 号 平成21年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	75
認 第 4 号 平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	75
議案第 5 号 平成22年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算 (第 1 号)	94
議案第 6 号 平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)	94
閉会宣言	98

第 13 回 定 例 会 日 程 表

3 日 間

〔 自 平成22年10月13日
 至 平成22年10月15日 〕

日次	月日	曜日	開議時間	会 議 別	議 事
1	10月13日	水	午前10時	本 会 議	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期の決定 先議案審議 上記以外の議案上程（提案理由及び補足説明） 一般質問
2	10月14日	木		休 会	議案思考
3	10月15日	金	午前10時	本 会 議	議案審議

審 議 結 果 等

議案番号	件 名	議決月日	議決結果
認 第 2 号	専決処分について	10月13日	承 認
認 第 3 号	平成21年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について	10月15日	認 定
認 第 4 号	平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	10月15日	認 定
議案第 5 号	平成22年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）	10月15日	原案可決
議案第 6 号	平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）	10月15日	原案可決

第 1 目 目

受理した議案

- 認 第2号 専決処分について
- 認 第3号 平成21年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認 第4号 平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第5号 平成22年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第6号 平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）

議 事 日 程 (第 1 号)

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		監査請求に係る監査報告書について
日程第 4	認 第 2 号	専決処分について
日程第 5	認 第 3 号	平成21年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6	認 第 4 号	平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7	議案第 5 号	平成22年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算 (第 1 号)
日程第 8	議案第 6 号	平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 9		一般質問

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成22年10月13日 午前10時開議

定例会・臨時会の別 定例会
 告示年月日 平成22年10月4日
 告示番号 第26号
 招集日時 平成22年10月13日
 会議の場所 一関市議会議場

出席議員（18名）

1番	阿部正人君	2番	岡田もとみ君	3番	勝浦伸行君
4番	神崎浩之君	5番	熊谷裕君	6番	千葉啓志君
7番	千田恭平君	8番	菊地善孝君	9番	海野正之君
10番	千葉満君	11番	千葉孝君	12番	那須茂一郎君
13番	佐々木清志君	14番	菅原巧君	15番	武田ユキ子君
16番	阿部孝志君	17番	石川章君	18番	岩渕一司君

職務のため出席した職員

事務局長 菊地敬喜 議事係長 八重樫裕之

説明のため出席した者

管理者	勝部修君	副管理者	菅原正義君
副管理者	畠山博君	副管理者	田代善久君
広域行政組合事務局長	中里秀孝君	介護保険担当参事	齋藤昭彦君
環境衛生担当参事	鈴木悦朗君	介護保険課長	松岡睦雄君
介護福祉主幹	青山モト子君	介護福祉主幹	熊谷正明君
環境衛生課長兼	菅原直君	環境衛生主幹	石川二三夫君
一関清掃センター所長			
環境衛生主幹	須藤久輝君	会計管理者	鈴木道明君
監査委員	小野寺興輝君	監査委員事務局長	阿部和子君

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程に同じ

第13回広域行政組合議会定例会

平成22年10月13日

午前10時00分 開 会

会議の議事

議 長（岩渕一司君） ただいまの出席議員は17名です。

平成22年10月4日一関地区広域行政組合告示第26号をもって招集の、第13回一関地区広域行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議 長（岩渕一司君） 受理した案件は、管理者提案5件です。

次に、勝浦伸行君ほか5名の諸君より一般質問の通告があり、管理者に回付しました。

次に、千葉啓志君ほか2名の諸君より、議案に対する質疑通告書を受理し、管理者に回付しました。

次に、小野寺監査委員ほか1名から提出の監査報告書4件を受理しましたが、印刷物によりお手元に配付していますので、これによりご了承願います。

次に、小野寺監査委員ほか1名から提出の、議会の請求に基づく監査及び結果報告の請求に係る監査報告書1件を受理し、その写しを送付しております。

議 長（岩渕一司君） 本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議場での録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

管理者より人事紹介の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） この機会に副管理者をご紹介申し上げます。

任期満了に伴う平泉町長選挙において当選し、8月27日、町長就任と同時に当組合副管理者に就任いたしましたので、ご紹介申し上げます。

副管理者、平泉町長、菅原正義氏であります。

副管理者（菅原正義君） ただいま管理者より紹介いただきました副管理者、平泉町長、菅原正義でございます。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

管理者（勝部修君） 以上で人事紹介を終わります。

議 長（岩渕一司君） 以上で人事紹介を終わります。

議 長（岩渕一司君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めます。

議 長（岩渕一司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員はその数を2名とし、会議規則第81条の規定により、議長において、

6番 千葉啓志君

12番 那須茂一郎君

を指名します。

議 長（岩渕一司君） 日程第2、会期の決定を議題とし、お諮りします。

本定例会の会期は、本日から15日までの3日間としたいと思います。これにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(岩渕一司君) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から15日までの3日間と決定しました。

議長(岩渕一司君) 日程第3、監査請求に係る監査報告書についてを議題とし、監査委員の報告を求めます。

小野寺代表監査委員。

代表監査委員(小野寺興輝君) 平成22年6月4日付で一関地区広域行政組合議会議長より請求のあった、地方自治法第98条第2項に基づく監査請求について監査を実施し、その結果については、6月30日付で組合議会議長及び組合管理者に提出しておりますが、今議会定例会の場において、改めてその結果について概要を報告いたします。

まず、第1、請求の要旨ですが、監査を求める事項として、広域行政組合内の北上ビルメン株式会社に対する委託業務の事務処理の実態についてでございました。

次に、2ページ、第2、請求の受理でございますが、本監査請求は、地方自治法第98条第2項の規定に基づく請求として受理しました。

次に、第3、監査の実施についてでございます。

監査の実施に当たり、監査請求事項の趣旨等を確認するため、6月4日に議案提出者である神崎浩之議員から聞き取りを行いました。その確認内容の概要としまして、釣山斎苑だけでなく、広域行政組合が北上ビルメン株式会社に委託している業務すべてについて監査していただきたいということ、また、委託業務の事務処理とは、収納だけに限らず決裁のルールやけん制の体制など、委託している部分について行政の対応は適正に行われていたかという点について、監督責任も含めて監査していただきたいということでございます。

3ページ、6、監査期間につきましては、平成22年6月4日から6月30日まででございました。

次に、7、事実関係の調査でございますが、組合に対し関係書類の提出を求めたほか、組合事務局長以下関係職員及び北上ビルメン株式会社の委託業務にかかわる責任者と現場担当者に出頭を求め、6月14日に聞き取りを行ったものでございます。また、6月23日、釣山斎苑に出向いて、実地調査を行っております。さらに、不正が発覚した動物炉以外に、使用料の大半を占める人体の火葬分についても監査を行う必要があったことから、構成市町の戸籍住基担当課から死体埋火葬許可申請書の提出を求め、突合を図ったところでございます。

3ページ後段からは、第4、事実の確認として1、事案の概要、4ページからは2、不正の発覚から報告までの経過となっております。3月1日に組合の職員が火葬記録の改ざんの痕跡を発見してから、6月4日に議員全員協議会への報告に至る経過を記載しております。

5ページから6ページにかけては、3、組合と北上ビルメン株式会社との契約の状況について記載しております。釣山斎苑においては、平成19年度までは火葬施設運転者管理業務、定期清掃業務ともに北上ビルメン株式会社と随意契約を行っており、平成19年7月には火葬施設運転管理業務、定期清掃業務とも千厩斎苑と一括で指名競争入札を行い、両業務とも北上ビルメン株式会社が落札し、契約を行っております。

6ページの中段以降は、4、釣山斎苑における使用料収納事務の流れを、日次処理、入金ごとの処理、月次処理としてそれぞれ記載しておりますので、お目通しをお願いします。

7ページは、組合による不正件数の特定方法についてを記載しております。不正が行われた分

に係る動物炉の使用料については、申請書類が破棄されているため、火葬炉稼動記録簿の改ざんの痕跡や、運転監視員が付けていたノートなどから件数を特定し、さらに、証拠書類が破棄されていたことなどから、件数の特定が困難なものについて推計をした内容について記載しています。

7ページ後段からは、関係人調査結果の概要について記載しております。

7ページから8ページにかけては組合職員、9ページから10ページにかけては北上ビルメン株式会社の関係者からの調査結果について、要約して記載しております。

10ページの後段から12ページにかけては、7、人体に係る火葬件数及び使用料の検証についてでございます。人体の火葬について、関係市町の戸籍事務担当課から取り寄せた埋火葬申請書と関係諸帳簿との突合を行いましたので、その内容と検証した結果を記載しております。

10ページ下の表は、平成18年度から平成21年度中までの年度ごとの火葬件数でございます。4年間の合計で9,465件、その内訳は、人体が7,284件、動物が2,181件でございます。これには組合で特定した不正件数318件が含まれています。

この中から無作為に抽出した1,427件について、埋火葬申請書と納入通知書兼領収済通知書との突合を行ったものでございます。抽出状況は上段の表、突合による集計結果は下段の表のとおりでございます。

不正のあった動物炉絡みの故意による許可番号の修正と思われるものが189件あったほか、3件の修正が見られましたが、これは単純な記載ミスによるものと判断しました。見た限りにおいては、釣山斎苑の動物炉以外については故意による改ざんや記録漏れ等は検出されず、使用料も適正に納入されていたことを確認したところでございます。

12ページの中段は、千厩斎苑における事務処理についてを監査した結果でございます。火葬炉に係る記録簿の保管状況も含めて、不適正な取り扱いは見られなかったものでございます。

12ページの後段については、組合では今回の事件を受けて、既に火葬施設運転管理業務の改善に着手していたことから、その改善状況を確認するため釣山斎苑の実地調査を行い、その結果の概要について記載しているものです。調査の結果、申請受付から使用料受付と納付等、各段階でのチェック体制など、さまざまな改善策が講じられ運営されていることを確認したところでございます。

13ページは、第5、監査結果でございます。

これはこのとおり読み上げさせていただきます。

提出を受けた書類及び聞き取り等による監査を行った結果、北上ビルメン株式会社に対する契約手続きについては適正に行われていた。

今回、3月1日、組合職員が、委託業者から提出された書類にわずかな改ざんの痕跡を見逃さず、委託業者に通報したことが不正の発見につながったものであるが、当初から委託業者と組合双方による二重のチェックが行われていれば、このような不正は早期に発見できたはずである。

組合では、火葬施設運転管理業務の契約方法を見直し、平成19年7月に6者による指名競争入札により業者決定しているが、結果として以前から長期にわたり業務を委託していた北上ビルメン株式会社と引き続き契約をすることになった。これにより、組合では業者から提出を求めている報告関係書類のチェックが形式的となっていき、本来なされるべき委託業者の人的体制の把握や指導監督もおろそかになってきたことが、不正を長年発見できなかった原因になったと推察される。これは、発覚後の3月31日付で組合が作成した平成21年度分の検査調書においても、既に不正の事実があることを認識しつつ完了と認めている点についても同様である。

また、収納事務についてはマニュアルが作成されており、収納金を金融機関へ払い込む手続き等については詳細に決められていたが、申請受け付け時から報告書作成に至る面で、基本的、または初歩的な指示事項（鉛筆書き、修正方法、現金の保管・管理等）が欠落していた。

北上ビルメン株式会社においては、元社員をベテランとして信用するあまり、現場での経理事務の専横を許してしまったことは、会社における社員の管理監督がなされていなかった結果である。

なお、使用料の未納額の確定について、組合では北上ビルメン株式会社とともに可能な限り正確な不正件数の特定に努めたが、既に多くの書類が廃棄されていること等から、その特定方法、及び推計方法については至当な処理であったかどうかの判断は難しく、また、契約書には損害賠償の記述はあるものの、遅延利息等積算の根拠もないことから、北上ビルメン株式会社への請求額の妥当性を言及できるものではなかった。

最後に、14ページ、第6、監査意見でございます。

これも読み上げます。

本事案は、斎苑施設運営管理業務委託の受託業者である北上ビルメン株式会社の元社員が、釣山斎苑使用料の一部を流用していた結果、広域行政組合へ納付すべき使用料が長年にわたって未納となっていたものである。受託業者内部における不正行為とはいえ、公金の収納を委託した広域行政組合が数年間も見抜けなかったことは、地域住民の信頼を裏切ることであり、それにより不信感を持たれることとなったことは、誠に遺憾である。

不正行為発覚後、広域行政組合では、受託業者から未納金の納付を求め納付は完了したものであるが、かかる行為は契約違反であることから、受託業者を契約解除することを決定したが、当然の判断である。しかし、これにより斎苑の運営に支障を及ぼさないように、組合は新たな受託業者の選定に努め、現受託業者も新たな受託業者に引き継ぐまで最大限に契約履行の責務を果たされたい。

今回の事案が発生した根本的な原因は何であったかを省みるとき、斎苑施設運営管理業務委託の一部である使用料収納事務の一番の入口部分（申請受け付けから始まりますが）、これにおける内部のチェックが行われず、最終的に組合の検査検収が不十分であったと言わざるを得ない。新たな契約締結に当たっては、不正防止のための対策を講じ、受託業者へ指導強化を強く望むものである。

監査委員としても、今回の事案を教訓として、今後の監査に当たっては、特に収納委託業務については担当課のみならず、委託先業者においても不正が起り得ない十分なチェック体制が構築されているかという点にも着眼していきたいと考えるものである。以上でございます。

なお、10月12日付で組合管理者より、監査結果を受けて講じた措置状況の報告がありましたので、申し添えます。

議長（岩渕一司君） 次に、管理者より発言の申し出がありますので、この際、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 釣山斎苑の動物炉使用料未納事案にかかわる監査委員からの監査報告書に対する措置について申し上げます。

監査報告書においては、斎苑施設運営管理委託業務のうち使用料収納事務について、受託業者の内部チェックが行われず、最終的に組合の検査検収が不十分であったとの指摘を受けたところでございます。

組合といたしましては、監査報告書で指摘された事項を重く受けとめ、不正防止対策として、情報の共有化、金銭出納の明確化及びけん制機能、検査管理機能の強化、これらを基本といたしまして、領収書の保管など、受付・収納事務の管理強化を行ったところでございます。

次に、平成21年度一般会計決算のうち、釣山及び千厩斎苑運転管理業務委託料の歳出決算についてであります。この決算は、平成21年度の斎苑運転管理委託業務について、一部に不履行が判明している中で、委託業務を完了と認めたことは不適切であり、誠に遺憾であります。職員に対しては、改めて法令遵守の徹底を図るとともに、再発防止策を講じたところでございます。

次に、釣山斎苑動物炉使用料未納事案に係る一連の事務処理において、委託業務が適正に行われていないにもかかわらず完了を認め、または承認を行った職員4人を昨日、訓告処分に、平成14年度から平成20年度にかけて委託業務を担当した関係職員5人を厳重注意といたしました。

なお、使用料の納付について、不正のあった北上ビルメン株式会社については、組合において準用する一関市の指名停止措置要綱の規定に基づき、4カ月の指名停止としたところでございます。

今後におきましては、公金取扱事務の適切な執行を図り、失われた信頼を回復し、管内住民の皆様への期待にこたえられるよう努めてまいります。

議長（岩渕一司君） 以上で報告を終わります。

議長（岩渕一司君） 日程第4、認第2号、専決処分についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 認第2号、専決処分について、提案理由を申し上げます。

本案は、岩手県市町村総合事務組合が、雫石・滝沢環境組合を加入させることの協議及び組合規約の一部変更の協議に関し専決処分したものであります。

よろしく願いいたします。

議長（岩渕一司君） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

認第2号、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩渕一司君） 起立満場。

よって、認第2号は、承認することに決定しました。

議長（岩渕一司君） 日程第5、認第3号、平成21年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第6、認第4号、平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上2件を一括議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 認第3号、平成21年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について及び認第4号、平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成21年度一般会計及び介護保険特別会計歳入歳出決算について、監査委員の審査を終えましたので、議会の認定に付するものであります。なお、一般会計及び特別会計決算の概要につきましては、会計管理者及び事務局長が説明いたします。以上であります。

よろしく願いいたします。

議長（岩渕一司君） 鈴木会計管理者。

会計管理者（鈴木道明君） 平成21年度一般会計及び介護保険特別会計の歳入歳出決算の概要について説明を申し上げます。

決算書の6ページをお開き願います。

6ページ、7ページは、一般会計歳入歳出決算書の歳入が記載されております。この表の下段には歳入合計が記載されておりますが、予算現額26億7,500万5,000円に対しまして、収入済額は27億200万4,273円となっております。

8ページをお開き願います。

8ページ、9ページは、同決算書の歳出が記載されております。この表の下段には歳出合計が記載されておりますが、予算現額26億7,500万5,000円に対して、支出済額は25億9,962万3,998円となっております。したがって、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、9ページ右下欄外に記載されておりますが、1億238万275円となっております。

38ページをお開き願います。

38、39ページは、介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算書の歳入が記載されております。この表の下段には歳入合計が記載されておりますが、予算現額112億5,221万4,000円に対して、収入済額は113億6,534万7,632円となっております。

40ページをお開き願います。

40、41ページは、同決算書の歳出が記載されております。この表の下段には歳出合計が記載されておりますが、予算現額112億5,221万4,000円に対して、支出済額は110億6,931万8,077円となっております。したがって、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、41ページ右下欄外に記載されておりますが、2億9,602万9,555円となっております。

42ページをお開き願います。

42、43ページは、介護保険特別会計サービス勘定歳入歳出決算書の歳入が記載されております。この表の下段には歳入合計が記載されておりますが、予算現額7,731万8,000円に対して、収入済額は6,737万2,243円となっております。

44ページをお開き願います。

44、45ページは、同決算書の歳出が記載されております。この表の下段には歳出合計が記載されておりますが、予算現額7,731万8,000円に対して、支出済額は5,860万5,762円となっております。したがって、収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引残額は、45ページ右下欄外に記載されておりますが、876万6,481円となっております。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

2ページ、3ページは、歳入歳出決算会計別総括表であります。

ただいま説明申し上げました一般会計及び特別会計に係る決算額及び歳入歳出差引残額等がまとめられております。

次に、財産について説明申し上げます。

72ページをお開きください。

72ページから75ページまでは、財産に関する調書であります。

72、73ページは、土地及び建物に係る公有財産について、または、100万円以上の備品について、それぞれの決算年度中の増減高及び決算年度末現在高を記載しております。

次のページ、74ページをお開きください。

74、75ページは、財政調整基金、介護給付費準備基金、介護従事者処遇改善臨時特例基金の3つの基金について、決算年度中の増減高及び決算年度末現在高を記載しております。

76ページをお開きください。

このページは、定額資金を運用するために設置されている基金の運用状況を記載しております。

以上で、一般会計、特別会計の歳入歳出決算の概要について、私からの説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 私からは、認第3号、平成21年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について、まず補足説明を申し上げます。

歳入であります。

12、13ページをお開き願います。

1款1項1目総務費分担金にありましては、議会費、総務管理費、監査委員費等を賄う経費の分担金でありまして、その割合は一関市9分の7、平泉町、藤沢町が各9分の1となっており、備考欄記載の金額のとおりでございます。2目衛生費分担金にありましては、衛生総務費、火葬場費、ごみ及びし尿処理費を賄う経費であります。1節の衛生総務費分担金の分担割合にありましては、10%が均等割、90%が人口割、2節、3節、4節にありましては、10%が均等割、90%が利用割であります。2項1目建設事業費負担金は、地方債の償還に係る経費であり、旧組合の地方債の償還に係る負担金にありましては、統合前の負担割合としております。なお、組合統合後の事業であります大東清掃センターストックヤード建設等に係る地方債の償還分は、人口割となっております。1款の分担金及び負担金総額に対します構成市町の分担負担割合は、一関市86.6%、平泉町5.6%、藤沢町7.8%となったところでございます。詳細の金額、割合につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の3ページに記載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

次に、14、15ページになります。

2款使用料及び手数料、1項2目1節釣山斎苑使用料にあつては1,395件分であり、2節千厩斎苑使用料にありましては1,136件分でございます。釣山斎苑の収入済額及びただいま申し上げました件数は、歳入調定に基づく使用料の決算実績でございまして、平成21年度に発覚いたしました動物炉使用料未納事案に係る未納推計件数分は含まれておりませんことを申し添えます。2目ごみ処理手数料、1節一関清掃センター手数料にありましては、搬入廃棄物の総量が8,244トンとなつてございまして、2節大東清掃センター手数料の搬入廃棄物は2,226トンとなつてございます。3目し尿処理手数料、1節一関清掃センター手数料にありましては5万8,219キロリットル、2節川崎清掃センター手数料にありましては3万3,038キロリットルのし尿、浄化槽汚泥

の受け入れに係る手数料であります。

16、17ページになります。

3款1項1目財産貸付収入にありましては、電力柱等に係る土地の貸し付け、千厩病院への旧伝染病隔離病舎の貸付収入等23件分であります。2項2目物品売払収入にありましては、一関清掃センター及び大東清掃センターにおきますアルミ、スチール、アルミ缶、スチール缶、紙、ペットボトルなどの資源物及びリサイクルプラザにおける家具、自転車などの再生品354件の売払収入であります。

歳出について申し上げます。

20、21ページになります。

歳出につきましては、事務事業別といたしておりますので、備考欄記載の主な内容について申し上げます。

2款1項1目総務管理費であります。備考欄記載の2つ目の丸印、一般管理費のうち、その他経費は、内部情報システム用機器賃借料、組合広報5万2,600部の印刷及び組合ホームページ管理委託などがございます。

22、23ページになります。

3款1項衛生総務費であります。備考欄の2つ目の丸印、衛生総務費のうち備品購入費は、軽自動車1台分であります。次の丸印、環境教育費におきましては、ガラス工芸、石けんづくりなど、リサイクル教室を開催しております。さらに、廃棄されました家具、自転車等を修理の上、リサイクル品として再生、売却し、リサイクルの啓発に努めております。次の丸印、生活環境対策費のうち大東清掃センター周辺住民健康診査委託料にありましては、公害防止協定に基づき、大東清掃センター隣接地域住民の健康診断を実施したものでございまして、受診者数は172人となっております。次の丸印、ごみ減量化対策は、平成22年度版の家庭ごみ収集カレンダー5万9,000部の印刷経費であり、組合管内住民に配付の上、周知を図ったところでございます。

3款2項火葬場管理費、1目釣山斎苑管理費であります。

24、25ページになります。

施設管理委託料にありましては、施設警備業務委託、空調設備整備業務委託など13件でございます。火葬炉設備補修工事にありましては、火葬炉設備改修工事、サイクロン・煙突取替工事でございます。

2目千厩斎苑管理費にありましては、施設管理委託料は、施設警備業務委託、空調設備整備業務委託など14件であります。

3項ごみ処理費、1目一関清掃センター費であります。2つ目の丸印、ごみ焼却施設管理費のうち施設管理委託料は、施設警備業務委託、清掃業務委託など13件でございます。施設補修等工事費にありましては、ごみ焼却施設定期補修工事、排ガス処理施設定期補修工事など6件でございます。次の丸印、リサイクルプラザ管理費でございます。26、27ページになります。施設管理委託料にありましては、エレベーター保守点検業務委託、トラックスケール点検整備委託など11件であります。その他委託料は、適正処理困難物処分業務委託、容器包装に係る引き取り・再商品化委託など17件でございます。施設補修等工事費にありましては、プラント機械設備整備工事、細破砕機修繕工事など19件であります。

2目大東清掃センター費であります。2つ目の丸印、ごみ焼却施設管理費のうち施設管理委託料にありましては、脱臭用活性炭入替・再生業務委託、ごみピット排水貯留槽等清掃業務委託な

ど13件でございます。施設補修等工事費にありましては、ごみ焼却施設補修工事、ごみクレーン補修工事など11件であります。次の丸印、リサイクル施設管理費のうち施設管理委託料にありましては、警備業務委託、浄化槽維持管理業務委託であり、施設補修等工事費にありましては、憩いの広場整備工事、回転破砕機補修工事など5件であります。

3目舞川清掃センター費、そして28、29ページになりますが、4目花泉清掃センター費、5目東山清掃センター費につきましては、最終処分場の管理経費でございます。

4項し尿処理費、1目一関清掃センター費であります。2つ目の丸印、第1し尿処理施設管理費のうち消耗品にありましては、主にし尿処理の各種薬品となっております。その他委託料にありましては、一般廃棄物リサイクル処理委託など4件でございます。施設補修等工事費にありましては、脱窒素槽改修工事、機械棟配管修繕工事など9件であります。

30、31ページになります。

丸印の第2し尿処理施設管理費のうち消耗品は、処理薬品となっております。その他委託料は、一般廃棄物リサイクル処理委託、環境測定業務委託などの4件でございます。施設補修等工事費は、加圧水循環ポンプ等交換工事、浮上分離槽補修工事など6件であります。

2目川崎清掃センター費になりますが、2つ目の丸印、し尿処理施設管理費のうち消耗品にありましては、し尿処理の各種薬品等であり、その他委託料は、一般廃棄物リサイクル処理委託、脱水汚泥等運搬業務委託など5件であります。施設補修等工事費は、I Z循環ポンプ等設備機器整備工事であります。

4款1項1目元金は、旧組合時に施設整備のため借り入れしました組合債の元金で、整備事業ごとの償還金は備考欄の金額となっております。

なお、目的別地方債残高は、主要な施策の成果に関する説明書4ページに記載しておりますので、ご参照をお願いいたします。

以上が一般会計決算であります。

次に、認第4号、平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、補足説明を申し上げます。

48、49ページをお開き願います。

事業勘定の歳入であります。

1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料であります。納付義務者が3万8,318人、収納率は100%となっております。2節現年度分普通徴収保険料にありましては、納付義務者が4,374人で収納率は86.70%であり、収入未済を実人員で申し上げますと556人です。3節滞納繰越分にありましては、収納済みが245件で収納率は13.52%です。不納欠損の実人員は、死亡が31名、生活困窮が322名、転出・所在不明が12名の計365名となっております。

2款1項1目介護保険事業費分担金であります。1節介護給付費分担金の分担割合は、10%が高齢者人口割、90%が給付割であります。2節の地域支援事業費分担金は、100%高齢者人口割であります。3節事務費分担金は、10%が均等割、90%が高齢者人口割となっております。分担金総額に占めます構成市町の分担割合は、一関市86.3%、平泉町6.0%、藤沢町7.7%となっております。分担金一覧表につきましては、主要な施策の成果に関する説明書の32ページに記載しておりますので、ご参照願います。

4款1項1目介護給付費負担金は、介護給付費に対する国の負担分であり、負担割合は在宅系で20%、施設系で15%です。

50、51ページになります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金は、第 1 号被保険者の総数に対する後期高齢者の割合、所得段階の分布状況等を勘案して算定されたものでございまして、平成21年度の介護給付費総額の 8.06%の交付率となっております。2 目介護予防事業費交付金は、介護予防事業費に対する補助であり、補助率は25%であります。3 目包括的支援等事業費交付金は、任意事業、包括支援センター運営経費等に対する40%の補助金であります。

5 款 1 項 1 目介護給付費交付金は保険給付費の30%、2 目介護予防事業費交付金は介護予防事業費の30%の交付金であります。

6 款 1 項 1 目介護給付費負担金は県の負担金でありまして、負担割合は、在宅系で12.5%、施設系で17.5%であります。

52、53ページになります。

3 項県補助金、1 目介護予防事業費交付金は、介護予防事業費の12.5%、2 目の包括的支援等事業費補助金は、任意事業、包括支援センター運営経費等に対する20%の県補助金であります。3 目緊急雇用創出事業補助金は、雇用対策として雇用した臨時職員の賃金等に対する100%の補助金であります。

7 款 1 項 1 目利子及び配当金は、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の利子、高額介護サービス費資金貸付基金の利子であります。

8 款 1 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は、財源調整のため基金を取り崩し、繰り入れたものでございます。

54、55ページになります。

3 項 1 目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金は、介護従事者の処遇改善のため平成21年度に行われました介護報酬改定に伴い、増額となります第 1 号被保険者の介護保険料を軽減するなどのため、平成20年度に国から交付されました交付金を基金造成していた基金から繰り入れたものであります。

歳出について申し上げます。

56、57ページをお開き願います。

これにつきましても、備考欄記載の主な内容について申し上げます。

1 款 1 項 1 目総務管理費であります。備考欄、丸印、介護保険運営協議会委員報酬は、7 回の開催に伴うものであります。4 つ目の丸印、総務管理費のうち通信運搬費の主な支出は、介護保険料納入通知書などの郵送料であります。介護保険事務支援システム保守業務委託料は、サーバー、端末機などの保守及びシステムサポート業務であります。派遣職員給与費負担金は、平泉町から派遣を受けている職員 1 名分の人件費相当額でございます。

3 項 1 目認定審査費にありましては、介護認定に係る経費でございまして、208回の介護認定審査会を開催いたしまして、7,857件の審査判定を行ったところでございます。要介護認定申請状況、審査済認定者数等の状況につきましては、主要な施策の成果に関する報告書35ページに記載しておりますので、ご参照願います。

58、59ページになります。

2 款 1 項 1 目介護サービス費から次の60、61ページの 6 目特定入所者介護サービス費は、保険給付費であります。平成21年度介護保険事業計画に対します給付実績の進捗率は99.2%となっております。サービス種類別の利用人員、あるいは総費用等の詳細につきましては、主要な施策の

38ページから42ページに記載してございますので、ご参照を願います。

3款1項1目基金積立金は、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金に積み立てたものでございます。

4款1項介護予防事業費につきましては、介護予防事業といたしまして構成市町に委託し行ったところございまして、運動器機能向上、口腔機能向上、認知症予防教室等の事業を実施したものでございます。

2項包括的支援等事業費は、西部・東部地域包括支援センターに係る経費でございます。2つ目の丸印、交付金事業費のうち包括的支援事業委託料にありましては、在宅介護支援センターなど21団体に委託し、在宅介護等に関する総合相談業務を実施したところでございます。地域包括支援センター業務委託料にありましては、一関地域の一部及び大東・東山地域の2つの地区に係る業務を、平成22年1月から社会福祉法人2団体に委託した経費でございます。派遣職員給与と費負担金にありましては、平泉町から派遣を受けている職員1名分の人件費相当額でございます。備考欄下から2行目、介護支援任意事業構成市町委託料にありましては、介護手当支給、介護用品の支給、訪問給食サービス等を構成市町に委託して実施したものでございます。

62、63ページになります。

6款1項1目諸支出金にありましては、平成20年度の介護給付費等の精算に伴い、国、県、支払基金、構成市町への返還金であります。なお、過年度保険料還付金にありましては、過誤納付等の還付で212件分であります。

次に、サービス勘定について申し上げます。

66、67ページをお開き願います。

サービス勘定は、西部・東部の地域包括支援センターが所掌いたします要支援1、2の利用者に係ります支援計画、ケアプランを作成管理する経費となっております。

歳入の1款1項1目介護予防サービス計画費収入は、ケアプラン1件当たり4,120円、初回加算3,000円で、合計1万4,530件分となっております。

68、69ページになりますが、歳出であります。1款1項1目介護予防支援事業費、備考欄、介護予防サービス計画作成等業務委託料につきましては、居宅介護支援事業所に作成を委託したものでございまして、8,200件分であります。

以上が、平成21年度一関地区広域行政組合一般会計、特別会計歳入歳出の決算でございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（岩渕一司君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案2件の次の審議は、10月15日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

議長（岩渕一司君） 日程第7、議案第5号、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）から、日程第8、議案第6号、平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、以上2件を一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 議案第5号、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成21年度決算剰余金の財政調整基金への積み立て及び施設の維持補修費の追加など、所要の補正をしようとするものであります。

1 ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正額は、1億2,536万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億9,124万9,000円といたしました。

2 ページをお開き願います。

目的別歳出補正額は、第1表のとおりで、総務費1億1,114万7,000円、衛生費1,421万7,000円を増額いたしました。これを賄う財源といたしまして、上段になりますが、繰入金2,298万4,000円、繰越金1億238万円を増額いたしました。なお、事務局長から補足説明させます。

次に、議案第6号、平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、平成21年度の一関地区広域行政組合介護保険特別会計における決算剰余金について、地域支援事業費交付金の精算及び介護給付費準備基金への積み立てなどを行うため、所要の補正をしようとするものであります。

3 ページをお開き願います。

事業勘定につきましては、歳入歳出予算の補正額は3億161万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を119億8,652万円といたしました。サービス勘定にありましては、歳入歳出予算の補正額は876万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5,053万6,000円といたしました。

4 ページをお開き願います。

事業勘定の目的別歳出補正額は、第1表のとおりで、基金積立金2億1,137万8,000円、諸支出金9,023万9,000円を増額いたしました。これを賄う財源といたしまして、上段になりますが、国庫支出金60万1,000円、支払基金交付金271万2,000円、県支出金227万5,000円、繰越金2億9,602万9,000円を増額いたしました。

5 ページをごらんください。

サービス勘定の目的別歳出補正額は、第1表のとおりで、諸支出金876万6,000円を増額いたしました。これを賄う財源といたしまして、上段になりますが、繰越金876万6,000円を増額いたしました。なお、事務局長から補足説明させます。以上であります。

よろしく願いいたします。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 議案第5号、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

補正予算書の9ページをお開き願います。

歳出であります。2款1項1目総務管理費の積立金にありましては、一般会計の前年度繰越金及び介護保険特別会計サービス勘定の前年度繰越金を財政調整基金に積み立てしようとするものであります。なお、平成22年度末の同基金残高見込み額は1億3,064万円余と見込んでおります。

3款3項1目一関清掃センター費の工事請負費は、ごみ焼却施設せん断式破碎機整備工事であり、破碎機のせん断刃の劣化により処理能力が低下したことから、せん断刃を整備するものでございます。

3目舞川清掃センター費の工事請負費は、自動制御装置交換工事でございます。同センターから発生します浸出水を自動運転で浄化処理を実施しておりますが、この自動運転の要となります自動制御装置を更新するものであります。なお、更新箇所は、中央監視操作盤など6カ所でございます。

これを賄う財源といたしまして、8ページになります。

5款1項1目財政調整基金繰入金にありましては、同基金を取り崩し、財源に充当しようとするものであります。

2項1目介護保険特別会計繰入金におきましては、介護保険特別会計サービス勘定からの繰入金を、6款1項1目繰越金におきましては、一般会計からの前年度からの繰越金を見込んだところであり、いずれも財政調整基金へ積み立てるものでございます。

次に、議案第6号、平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

13ページをお開き願います。

歳出であります。3款1項1目基金積立金にありましては、事業勘定におきます前年度繰越金から介護給付費負担金精算返還金等を控除した額を積み立てしようとするものであります。なお、平成22年度末の同基金残高見込み額は7億347万円余と見込んでおります。

6款1項1目諸支出金にありましては、平成21年度事業の確定による精算に基づき返還しようとするものであります。返還金の区分につきましては、説明欄記載のとおりでございます。過年度保険料還付金にありましては、平成21年度還付未済分の257件であります。

これを賄う財源といたしまして、12ページになります。

4款1項1目、5款1項1目、6款1項1目の介護給付費負担金、交付金について、平成21年度事業費の精算による追加交付を見込んだところでございます。

9款1項1目繰越金にありましては、事業勘定における前年度からの繰越金でございます。

サービス勘定にまいります。

15ページをお開き願います。

歳出であります。2款1項1目事業勘定繰出金であります。整理科目として計上いたしておりましたが、2目の一般会計繰出金で調整することから廃目とするものであります。2目の一般会計繰出金にありましては、前年度繰越金を財政調整基金に積み立てるため、一般会計に繰り出しをするものであります。

歳入につきましては、上段になりますが、3款1項1目繰越金にありましては、サービス勘定の前年度繰越金を見込んだものであります。以上であります。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩淵一司君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案2件の次の審議は、10月15日に行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 異議なしと認めます。

よって、さよう決定しました。

議長（岩淵一司君） 日程第9、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問は通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁にあたりましては、簡潔明瞭にお願いします。

一括質問・一括答弁方式を選択した場合は回数は3回以内、一問一答方式を選択した場合は回数制限は設けませんが、どちらの方式を選択しても時間は60分以内としますので、ご留意願います。

勝浦伸行君の質問を許します。

勝浦伸行君の質問は、一問一答方式です。

3番、勝浦伸行君。

3 番（勝浦伸行君） 一関市議会の勝浦伸行です。

広域行政組合議会第11回定例会に続き発言の機会を得られましたことに感謝申し上げます。

議長より発言の許可をいただきましたので、先に通告しておりますとおり、衛生事務に関して2項目につき、管理者にお伺いします。

なお、前回に続き、一問一答方式を選択し質問を進める予定です。私は、住民の皆さんにもわかりやすい言葉で質問を心がけてまいりますので、当局の回答についても、明確に結論を先にお答えいただき、説明は簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、まず最初に、平成11年3月に策定され、平成29年度末をめどに対策完了と示されている岩手県ごみ処理広域化計画の進捗状況について伺います。

2月の私の質問により、これまでの経緯についてはお答えをいただきましたので、平成18年度に再開された岩手県県南地区ごみ処理広域化検討協議会について、前回説明いただきました内容を踏まえ、さらに踏み込んで、きょうまでの協議会の会議の開催日、その会議内容について説明をお願いいたします。また、現在の協議会の体制についてですが、当組合からはどのようなメンバーがどのような立場で参画しているのか伺います。そして、今現在、どのような中身が検討されているのかお伺いいたします。

行政の役割として、大きな事業や住民の協力が必要な事業を進める場合、住民合意をしっかりと図ることが重要と私は考えます。ごみ処理計画は非常に住民の関心の高い行政問題です。今後、どのような方法で住民の皆さんに周知していくのかも、あわせて伺います。

次に、一関清掃センター周辺の美観対策、公害防止対策、安全対策、生活環境保全対策について伺います。

2月の議会で中里事務局長より、現在行われている事業の説明をいただきましたので、それを踏まえてお伺いします。

まず美観対策について伺います。

空き缶や不法投棄のごみ清掃作業を春と秋に行っているということですが、それ以外に行っている事業があるかどうか伺います。

次に安全対策についてですが、2月議会で説明いただいた業者に対する交通安全指導の実施のほか、枝打ち、草刈り作業等、それ以外に行っている事業があればお伺いしたいと思います。

次に公害防止対策、環境保全対策について伺います。

2月議会での当局の回答によりますと、ごみ焼却施設からの排ガスに含まれるダイオキシン類煤煙濃度や、し尿処理施設及びリサイクルプラザの放流水の水質などの環境測定を実施していますと回答がありましたが、その結果について、住民に対してどのようにその数値を公開しているのか伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。よろしくお願ひします。

議長（岩渕一司君） 勝浦伸行君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 勝浦伸行議員の質問にお答えいたします。

まず、県南地区ごみ処理広域化検討協議会における検討の進捗状況についてでございますが、県は平成11年に、各市町村が設置する県内のごみ焼却施設について、ダイオキシン類の削減、ごみの減量化・リサイクルの推進、未利用エネルギーの有効活用などを目的として、岩手県ごみ処理広域化計画を策定したところでございます。

これを受けまして、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、一関市及び藤沢町の2市3町で組織しております県南地区ごみ処理広域化検討協議会において、県南ブロック内におけるごみ焼却施設のあり方について協議を進めているという状況にございます。

一関清掃センターごみ焼却施設は昭和56年4月の整備で、29年目を迎え老朽化が進んでおりますが、一方、胆江地区の焼却施設は平成6年の建築で、当組合の施設と比較しますと新しい施設であり、両地区の施設の経過年数が大きく異なる実態などから、県南ブロックの望ましいごみ処理施設のあり方として、県が示した平成29年度までに1カ所とする整備案の共通理解を得るに至っていないところであります。

一方、両地区に1カ所ずつ、あるいはそれ以上の複数箇所が望ましいという方向づけも、現段階では見出せないでいるといったところでございます。

また、ごみ処理施設の整備は、国の交付金制度の活用という点からも、県の広域計画の位置づけが最低条件にあります。仮に両地区で1カ所とする県計画を見直し修正する場合には、各市町の思いだけでなく、科学的根拠等の裏付けが必要とされる課題もございます。

各市町との協議状況については、ただいま申し上げたような実態にございますが、当組合のごみ焼却施設の経過年数の状況から、本年度は5月27日に県南ブロックの担当課長会議を開催いたしまして、これまでの協議内容や各構成市町の意見、考え方を確認し、また、8月19日には専門部会を開催して、岩手県資源循環推進課の担当課長の出席をいただき、当地区のごみ処理施設の整備の今後の進め方をどのようにしたらよいかについて協議しておりますが、いまだその進め方についての結論が出ていないところであります。

当組合といたしましては、胆江、両磐地区の広さ、地形、道路状況等を考え合わせますと、最低限両磐地区に1カ所の整備は必要ではないかととらえているところでありますので、今後、その科学的裏付け調査の必要性等について、関係市町との共通理解を図る努力を重ねてまいりたいと考えております。

また、一関清掃センターごみ焼却施設は、将来的に大東清掃センターと合わせて一つの施設にするのかということでございますが、胆江、両磐地区のごみ処理のあり方について、前段ご質問にお答えした状況にありますので、まずは関係市町の両地区のあり方の方向性の共通理解が必要と思っております。現段階では1カ所とも別々とも申し上げる状況にはないということをご理解いただきたいと思います。

なお、センター周辺的生活環境保全対策につきましては、事務局長から答弁させます。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 私からは、一関清掃センター周辺地域への生活環境保全の現状と説明体制について、お答えをいたします。

狐禅寺地区の生活環境保全に関する協定書に基づきまして、平成13年から環境保全に対する事業を実施しているところでございます。

美観対策につきましては、清掃センターへの搬入路周辺における空き缶等の不法投棄ごみの清掃作業を、一関清掃センターの職員と狐禅寺地区に所在します衛生関係事業者の方々とともに、例年春と秋に実施しております。平成21年度は4月15日と10月15日、本年度は4月14日と10月12日に、草ヶ沢地区から大平、川口地区への市道周辺の清掃をそれぞれ15名ほどで実施をいたしたところでございます。

そのほかに事業を行っているのかどうかというようなことでございますけれども、美観対策につきましては、この事業のみ行っているところでございます。

安全対策についてでございます。

一般廃棄物収集運搬委託業者との打ち合わせ会議などの席上において、委託業者に対しまして、収集車の運行時における歩行者への安全確保など、交通安全指導を継続的に実施しているところでございます。このほか、組合の事業といたしまして、平成21年度は7月31日から8月31日までの間、市道草ヶ沢中央線全区間において、枝打ち、草刈り作業を実施したところでございます。これにより、搬入車両のみならず、一般車両及び歩行者の通行安全も確保されるとともに、美観の保全も図っているところでございます。なお、平成22年度につきましては、10月中に実施する予定でございます。

公害防止対策についてでございます。

公害防止対策につきましては、処理施設の点検を実施し、設備の破損箇所の有無を確認するとともに、ごみ焼却施設からの排出ガスに含まれるダイオキシン類、煤煙の濃度や、し尿処理施設及びリサイクルプラザの放流水の水質などの環境測定を毎年実施しております。排出基準内での運転管理を行って、地域の環境保全に努めているところでございます。

地域住民への説明体制におきましては、環境測定を含めた処理施設の維持管理につきまして、施設周辺の住民の皆様で組織しております狐禅寺地区生活環境対策協議会に毎年報告を行い、施設の稼働状況にご理解をいただいているところでございます。

本年度につきましては、6月4日に協議会役員会において、平成21年度の施設の維持管理及び稼働状況について説明を行うとともに、施設周辺道路の清掃や先進地研修など、清掃センターの事業計画について協議を行い、了解をいただいたところでございます。本年度の施設維持管理の状況につきましては、環境測定値がまとまる12月初旬に協議会に報告を行う予定としております。

その数値の公開というようなことでございます。この測定値につきましては、皆さんにお配りをしております主要な施策の成果に関する報告書にも記載してございまして、その主要な施策を組合のホームページの方にも掲載をいたしているところでございます。以上であります。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） それでは、私は一問一答方式を選択しておりますので、それに従い一問一答で質問を行いたいと思います。

最初に、県南地区のごみ処理広域化計画、一関清掃センターごみ焼却施設について質問します。

私は先日、行政視察で北海道富良野市のごみ処理施設の視察研修を行ってまいりました。富良野市では、平成13年に、「燃やさない、埋めない」を基本理念に、焼却や埋め立てを限りなくゼロに近づけるべく、ごみの14種分別を市民一体となって取り組み、大きな成果を上げています。この分別収集の大きな特徴の一つが、一般に燃えるごみとして一括処理されている生ごみと可燃

ごみを分けることにより、可燃ごみを固形燃料化し、さまざまな施設に熱源として販売し有効活用していること、また、生ごみは、し尿、浄化槽汚泥とともに資源循環型施設でたい肥化処理され、広大に広がる農地の肥料、家庭用肥料として利用されています。大変参考になりました。そして、非常に先進的で、素晴らしい施設でしたが、施設整備、建築費もかなりの金額であることも事実です。

2月の私の質問で勝部管理者は、今の答えにも一部ありましたが、災害時の危機対応や住民サービスと廃棄物の適正処理を考えると、当地域に単独で新しい施設を設置することが望ましいと回答しています。それについて伺いますが、先ほど説明もあつたとおり、一関清掃センターの施設は、平成14年の排ガス処理工事後9年が経過しました。当初、7年間の稼働が約束された施設ですが、既にその期限は過ぎています。また、岩手県ごみ処理広域化計画の参考資料を見ますと、大東清掃センターの施設は、平成25年に施設の耐用年数である稼働年数15年となり、施設の延命化、改造を行う予定となっています。それを考え合わせますと、平成25年が一つの目安、めどと私は考えます。

現在、一関市では、藤沢町との合併に向け合併協議会での議決が行われ、合併に向けて一步一步進んでいます。また、合併を前提に、新たな新市5カ年計画の策定も進んでいます。合併協議会に提出された新市基本計画案には、特にこの整備計画は盛り込まれていないと記憶しています。

私は長い間、ともに協調し行政組合議会を組織してきた平泉町とともに、藤沢町もそうなんですが、藤沢町は合併を前提としておりますので、平泉町とともに、両磐地区の重要施設の建設について真剣に考える時期だと思えます。今後、検討される建設計画に一関清掃センターごみ焼却施設の建設計画を組み込むのかどうかお伺いします。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 先ほども申し上げましたとおり、県の広域化計画の中で、県南ブロックで1カ所とされておりますことについての当組合としての方向性、これは、やはり両磐にも1カ所あった方がいいのではないかとということで、今、関係方面に対して、それを実現に持っていくための努力をしているところでもございます。ただ、まだ、先ほど申し上げましたとおり、結論を得るに至っていないということでございまして、引き続きそこところは努力を続けていきたいと思っております。そういう中で、これを具体的にどう位置づけるかというのも、今後、あわせながら考えていかなければならないものと思っております。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） その説明は非常にわかります、わかりますが、これは、もう平成29年度というのはすぐなんですね。それから、先ほども説明、私聞きましたが、大東町には大東清掃センター、これの耐用年数15年がもう間もなく来る、ここでまた設備投資をするのかどうか、これはやっぱり考える上で非常に大きな事案だと思います。それを踏まえて、その広域化検討計画とあわせて、私はやはり両方の方法で、もし広域化計画が進むのであればそちらになると、まさに今、管理者が言われたとおり、両磐に1カ所必要だということになれば、やはりもう検討を始めなければいけないと思うんですが、検討はいつごろ始める予定なのか、もう一度改めてお伺いします。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 確かに、大東清掃センターの年数も迫ってきております、それも承知しております。さまざまな要因があるわけでもございますけれども、そういうことを、いつから検討に具体

的に入っていくかという問題については、やはり方向づけがある程度はつきりしないと着手できない部分もございますので、まずは、今は検討会議の中でいろいろ協議をしている最中でございますので、当面はまずその方向づけを見出せるような努力を最大限していくと、その中で、その方向性が見えてきた段階で、今度はタイムスケジュール的なものを検討していかなければならないと思っております。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） よくわかりました。実は、合併して、広域行政組合議会とはまたちょっと違うんですけども、財政も非常に厳しいんですね。合併後10年を過ぎると本当に財政状況も厳しくなるという中で、ごみ処理場の建設というのは大きな負担になると私は考えておりましたので、この問題も実は聞きたかったんですが、今の回答で、改めて次の機会にでもこの問題は続けてお伺いしたいと思います。

次に、私は、このごみ処理広域化計画の建設場所、環境問題、資源のリサイクル、循環型社会の方向性、これをこれから行っていくわけですが、これは新たな環境政策ですよ。この新たな環境政策を立ち上げる場合、住民に対する周知が非常に重要だと思います。これはある程度の時間、これは必要になってくると思います。

それで、勝部市長は就任後、一関市では市民協働の考え方のもと、協働のまちづくり、図書館建設とさまざまな事業を進める上で市民参画型の検討委員会を立ち上げ、一定の成果を挙げていると私は認識しています。今後、この環境政策、ごみ処理に対する環境政策ですね、この事業を進める際、非常に住民の関心の高い大きな課題でありますので、住民の意見をどのようにくみ上げていくのか、また、図書館建設と同じように住民参画で検討するのか、管理者の考え方を伺います。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 住民を加えての検討ということでございますが、ごみ処理関係については非常に微妙な問題もございますので、その点はほかの案件とはやや違う視点から見なければだめなのかなと思っております。何よりも、建設候補地となる地域の住民の方々のご意見であるとか、そういうところをどういうふうに対応していったらいいかと、そういう一般的な住民の利用する施設、住民が直接利用なさる施設というものは、やや性格が違ってまいりますので、そういう点には十分配慮をしていきたいと思っております。いずれにしても、関係する住民の方々のご意見というものは、最大限に尊重をするような形、そういうふうに持っていきたいと思っております。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 今の回答で大体わかるんですが、私はもう一歩進めて、私は先ほど富良野市の事例を紹介したんですが、これはもう新たな循環型社会、これから迎える新たな社会に対する一つの大きな投資だと思います。そのごみ処理をどのような方向で行っていくのか、これをやはり住民合意のもとで進めていかなければならないと思います。例えば、今までのような施設をそのままつくるのであれば、今の管理者の回答で私はある程度いいんだと思います。ところが、今度は新たに新設するとなれば、やはり新たな環境政策のスタートにもなる施設だと思えます。だとすれば、やはり私は住民合意、住民参画が必要だと思いますが、それについて、もう一言だけお願いいたします。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 先ほど冒頭に申し上げましたとおり、まだ1カ所にするかどうかのこのというのは決まっていない状況で、新たな施設が新設になるのか、全く別な場所に新しく新設になるのか、それとも今の場所なのかということによっても違ってまいります。したがって、今後の環境政策として、市全体としてどういうふうに対応していくんだと、地域全体としてどういうふうに対応していくんだという問題で議論するとすれば、これは、より多くの住民の方々の参加を得ながらやっていくのが、これが当然でございます。そういう意味で、必ずしもその該当する地域住民の方々にのみ重点を置いて考えていくということではございませんので、ご了解いただきたいと思っております。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） ありがとうございます。

それでは、次に2項目目の問題について質問いたします。

最初に、一関清掃センターの、先ほど説明ありましたが、生活環境保全に関する報告について伺います。行政組合では、協定第7条にかかわり報告書を協議会に対して提出していると思いますが、簡単にその内容について伺います。説明をお願いします。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 協議会の方には、施設自体の工事にかかわる部分、本年度の工事計画とか、あと最後には工事の実績、これらについてご説明しておりますけれども、あとは先ほどもご説明申し上げましたが、火葬処理施設からのダイオキシン類とか煤煙とか、あとはもう一つ、し尿処理施設から排水の基準値、これらを毎年、きちっと協議会の方にご説明をし、やっているところでございます。そして、提示するとともに主要な施策等に記載しておる項目となっております。それらを協定書第7条に係る報告資料というような冊子にまとめまして、ごみの搬入量からし尿の搬入量から水質検査の結果、先ほど申し上げました排ガス、煤煙の測定値等々を含めたものを報告としてまとめて出しております。火葬施設というような言葉を使いましたが、ごみ焼却施設に訂正させていただきます。

議長（岩淵一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） それでは、先ほど、一番最初の質問で、私は、住民の皆さんに対してどのように数値を公開しているのかと伺ったんですが、私ども議員に対しては資料で示されておりますが、ホームページに載っているというようなことを先ほど申されましたが、私もけさ、ホームページを見てきたんですが、ごみの出し方やルールについては懇切丁寧に説明されていますが、清掃センターの稼働による周辺環境への影響とか、先ほどのような基礎資料についての、実はホームページではちょっと見当たらなかったんですが、ちょっとその辺のところを、私の探し方が悪かったのか、ホームページのどこにどのように記載されているのかご説明をお願いします。

議長（岩淵一司君） 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長（菅原直君） それでは、ホームページに掲載をしておりますことにつきまして、私のほうからご説明いたします。

組合のホームページには、いろいろ組合の概要、介護、環境衛生、火葬場というふうになってございますが、組合の概要のところは一関地区広域行政組合の経緯とか、それから例規集ですね、それから議会の会議録とか広報紙とか載っておりますが、その中で、主要な施策に関する説明書の3年分を公開してございます、平成18年からの分を公開してございます。その中の、主要な施策の成果に関する説明書の中にその測定結果等が、一関と大東のそれぞれの測定結果が入ってご

ございますので、そのような形で公表しておりますということでございます。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） このホームページのあり方なんですけど、さまざま、一関市のホームページでもいろいろ私のご意見を申し上げているんですけども、非常に検索がしづらい、探しづらい、これは住民の皆さんに情報を公開する上で、やはりこれはもっと見やすい、検索しやすい、探しやすいシステムに、やはりもっともっと変更していくべきだと思います。特にごみ処理とかダイオキシンとか、このような環境に対するものは住民の関心も高いのですから、やはりこの辺をもっとトップページから探しやすいような形にさせていただければと思いますが、それについて考えをお伺いします。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） ホームページに掲載ということは、皆さんにお示しをするというのが、見ていただくというのが基本でしょうから、この検索システムにつきましては、今後におきましても皆さんが利用しやすいように改良を重ねてまいりたいと思っております。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） ありがとうございます。

それでは、もう1点、公害防止対策について伺います。ダイオキシン類の排出についてですが、先ほど、いろいろ細かいお話はお伺いしましたが、これは違う点です。一関清掃センター、大東清掃センター周辺の土壌調査、公共用水路、地下水の調査はどのように行われているのかお伺いします。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 大東清掃センターにおきまして、今、土壌等々の調査を行っているわけですが、これにつきましては、現施設を整備する際に焼却炉から排出されるダイオキシンの問題が大きく全国的に広がったところがございます。大東清掃センターから排出される基準値が国の基準値よりも大きいということで、その当時、大きな課題となったところがございます。そういうことで、その施設を整備する際に地域の方々とやはり公害防止協定を締結をいたしました。建設当時にそのようなダイオキシンということがかなりのウエイトを占めたところがございます。地元とのいろいろな協議のもとで土壌調査など今、行っている内容となったところでございます。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 私はそのほかに一関清掃センターで行われているのかということをお伺いしましたし、それから公共用水路、地下水の調査をしているのかということもお伺いしているんですが、それについてのお答えがなかったんですが、どうでしょうか。

議長（岩渕一司君） 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長（菅原直君） 一関清掃センターの関係の測定調査につきましては、清掃センターの焼却施設から出る煤煙、それから焼却灰についてのみでございます。それから、それを埋め立てております最終処分場につきましては、浸出水、先ほど申しましたが、汚水とそれから地下水についても調査しておりますが、処分場周辺の地下水とか公共用水の調査につきましては当組合では行っておりません。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 明確な回答をいただいたので質問しやすくて非常にいいんですが、これをや

っていないんですね。これは、今の草ヶ沢のごみ焼却場建設されてから三十数年たちます。それから、狐禅寺地区にできてからはもう50年近いわけですね。これ、地元の住民の理解が非常に良かったということもあると思うんですが、大東清掃センターは土壌調査をしっかりとやっている、それに対して一関清掃センターはやっていない。また、先ほど説明ありましたが、健康診断も大東清掃センター周辺の住民の方はやっていらっしゃるんですね。私もあれはちょっと、今後、あとでまたいつか機会があればお伺いしたいと思いますが、このように土壌調査、それから公共用水路、地下水の調査、これはやはり最低限行って、その数値を示すべきだと思いますが、これ事務局長が無理であれば管理者でもいいですけども、やっていったらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 大東清掃センターにつきましては、周辺地域の空気とか周辺地域の土壌とか、それらにかかわってダイオキシン類の調査と申しますか、測定をやっているわけがございます。これにつきましては、前段申し上げましたとおり、公害防止協定というところで調査をしているということですから、この協定をこれからも遵守してまいりたいとは思っております。

そして、一関清掃センターの関係だろうかと思えます。今まで実施してきていないと、30年も実施してきていないわけがございますけれども、一関清掃センターにつきましては、ダイオキシン、確かな数字はちょっと忘れましたが、平成10年か11年ごろだったと思えます。これらのダイオキシンの測定におきましては、数値的なものは高くなかったわけでありまして。その後、基幹整備をいたしまして、当然ながらダイオキシンを抑えている、基準値内にしているということがございます。そういうことで、いわゆる土壌等への影響はないものであろうというように考えております。以上です。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 影響はないだろうと考えているのは事務局長ですよ、数値が示しているわけではありませんよね。これ、今後、新設も視野に入るわけですよ。それで、このようなことを、基本的なことをしっかりとやっていないから住民から反対が起きる。ですから、こういうことは何も問題がなければ、きちんと報告すればいいだけです、何も問題ありませんと、非常にいい施設です、道路も立派になります、安全対策も行います、そういうものをどんどん進めていけばいいと思えます。何も隠す必要も何もない、予算はかかるかもしれませんが、必要最低限、水路とか土壌とか、あの辺は農地が多いですから、須川パイロットも近いですから、何も影響ありませんよというのを堂々と公開してやっていけばいいと思えます。地下水もそうだと思います。それを声を大きくして、ホームページでも何でもドンと載せて、危険はないんだと、非常にいい施設だ、安全な施設だということをもっともっと説明していくべきだと思います。もう一度お答えをお願いします。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 環境測定値につきましては、地元の協議会の方とのお話をさせていただいてきているわけがございます。今お話ございました土壌等の測定につきましても、対策協議会の方にお話を申し上げ、その場でいろいろ意見交換と申しますか、してまいりたいというように考えております。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 今後、どのような経緯でどのような場所に設置されるかわかりませんが、や

はりそのようなことで問題がないとなれば、受け入れるほうも非常に安心ですので、しっかりと調査報告を公開していただきたいと思います。

関連してもう一つ、わかりやすい質問といえますか、したいと思うんですが、先日、勝部管理者も一緒に行って、メインのコーディネーターをしておりましたが、全国龍馬ファンの集いが一関市において開催され、全国から大勢のお客様がお見えになりました。そして、夜には大交流会が開催され、岩手県の食材を使った多くの料理が振る舞われました。その中でも、私が見ていて特に評判が高かったのが、当地方の名物料理、かにぼつとです。この主材料のモクズガニは北上川に多く生息して、狐禅寺に流れる滝沢川でもその姿を見ることができます。実は、一関清掃センターから北上川に注ぐ沢があるんですね。ここにも昔は数多く生息していたそうです。水質調査を行っているそうですが、現在も清掃センター周辺の沢にはモクズガニが北上川から上がってくるのでしょうか。把握していますか、お聞きします。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 清掃センターとして把握していないところであります。今、私自身初めてお伺いいたしました。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） これは周辺の住民の年配の方から聞いたお話ですので、これは子供のころ、たくさんいたと、若いころ、たくさんいたというお話です。これね、モクズガニもそうですし、北上川すぐ近くなんですね。アユを初めとした魚類、水生昆虫、次世代の子供たちに大切に残していかなければならない資産です。砂鉄川の上流部では、子供たちが中心になって、毎年、石磨きをして清流を守っています。水質検査、型どおりのですよ、という数字の羅列だけではなくて、周辺環境の自然についても調べて、もっと身近にわかりやすい、自然環境は破壊されていませんよというような説明を今後はやっていく必要があると思うんです。これは、管理者、どのように考えるかお伺いします。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 全くそのとおりでございます。利用者、あるいは住民に対する情報提供、適切な情報提供、これは当然、施設設置者としても最大限努力をしていかなければならない事項だと思っております。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） ありがとうございます。よろしくご検討お願いいたします。

それでは、住民に対する説明会について伺います。前回の質問でも私はお願いしたんですが、去年はちょっと開かれていなかったんですね。ことしは、これから開かれると先ほど説明がありました。

それで、今、一関清掃センターのある狐禅寺地区は、磐井病院の移転によって新たな住民の皆さんも増えています。それで、昨年10月には新しい管理者として勝部一関市長が就任しました。協働のまちづくりを政策の柱に掲げています。やはり私は、非公式にお願いしたんですが、新しい管理者として就任していただきましたので、できれば施設に対する地域住民の生の声を聞いて、それを政策に反映するためにも、今度開かれる報告会にはぜひとも管理者に出席していただいて、地域住民の生の声を聞いていただく機会を持つべきと考えますが、管理者、いかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 市内各地からそういう、直接、市長としての立場で話し合う場を設けてほしい

というのがものすごく多いんですよ。とても全部に対応できないのが正直なところですよ。それで私も移動市長室とかさまざまな、できるだけ地域の方々と距離的に近いところで話し合いをする場を設けようということで始めたんです。それでも追いつかない。4年間の任期中に全部回れるかと計算してみたら回れない、ですから、そういう要望は十分あるというのは認識しております。そして、できるだけ回りたと思っています。ただ、地域だけ回っているのがトップの仕事ではない。外に出てセールスしなければだめなんです。そういうことを考えると、ただいまのようなご要望、たくさんございます。それをどういうふうに日程調整をして効率的に歩くか、それもちょっと顔を出すだけだったら簡単です。私はそういうやり方はあまりとりたくないの、やるのならじっくり話し合いをしたいということで現地に足を運ぶように心がけておりますので、なかなか日程調整というのは難しいということ、そして私だけでなく、組織全体として、これは住民の要望とかご意見を伺うように持っていかなければだめだと思っていますので、これからは私だけが行けばいいということではなくて、組織全体で、副市長、各部長等、組織力を使って住民の方々のニーズを把握するように努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（岩渕一司君） 3番、勝浦伸行君。

3番（勝浦伸行君） 最初の質問の回答で美観対策、それから安全対策、前回の回答をいただいたとおりのお答えをいただきました。特に、目新しいことはやっていないと、今までやってきたことだけをやっていくというお答えでした。管理者はもちろんご存じのことと思いますが、狐禅寺公民館の下に狐禅寺地域住民が水車を設置し、公園化を図っております。また、その弥栄線に接するところには花壇を設置しております。これは美観対策なんですね。ほとんどの車、私が見る限りですよ、かなり多く衛生関係の車が通りますので、私が見る限りは、業者にとって一つのオアシスになっているのではないかなと、車の休憩所もありますし、車置ける場所もありますので、地域が行政に対して積極的に協力を行っている一つのよい例だと思います。

ただ、地域住民はどんなに頑張ってもできないことがあります。それが公害対策であるし、道路整備を含む安全対策です。住民との相互理解を深め、行政と住民の協力体制が私はますます重要と考えます。今、大変忙しくて時間的に難しいというお答えをいただきましたけれども、やはり30年、50年、狐禅寺の地に清掃センターを受け入れてきた地域住民の声を、生の声を聞くことは、私は非常に重要だと思います。ぜひとも任期中、一度でも構いません。やはり顔を出していただきたい。それから、住民が地域のために美観対策、安全対策をやっていることに対して理解を示してほしい。管理者にもう一度お伺いします。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 最大限努力させていただきます。

議長（岩渕一司君） 勝浦伸行君の質問を終わります。

午前の会議は以上とします。午後1時10分まで休憩します。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時10分

議長（岩渕一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、千田恭平君の質問を許します。

千田恭平君の質問は、一括質問答弁方式です。

7番、千田恭平君。

7番（千田恭平君） 今回、私が通告する質問は、大きく2項目であります。

1つ目の一関清掃センターごみ焼却施設についてであります。この質問については、午前中に勝浦伸行議員が一問一答で詳しく質問されまして、その答弁を聞いて、私も随分、回答で了解した部分がありますので、なるべく重複しないような形で質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目の質問は、この一関清掃センターごみ焼却施設は昭和56年に竣工され、29年が経過したところでございますが、その老朽化の程度、そして耐用年数についてどれぐらいかということについて質問いたします。

それから小さな2つ目、今後のこのセンター、ごみ焼却施設の建て替え計画についてどうなっているか、午前の勝浦伸行議員の質問で答弁されましたが、つけ加えることがあればお願いいたします。

それから、3つ目、新施設の処理方式はどう検討しているかであります。これについても、先般、県の県南地区の広域化計画、これが定まった中で、胆江で一つになるのか、あるいは県南で単独で一つなるか、この結果を見てからという回答かもしれませんが、あえて県南で施設を新たに建設すると仮定した場合に、どのような形でこの施設の建設を、どのような処理方式で進めるかについてお尋ねをいたします。

それから、次に大きな2つ目であります。

特養待機者の解消について質問をいたします。

9月28日付岩手日報に記事が掲載されました。大きな見出しは、「特養待機200人増1,200人、県内10年3月末、整備追い付かず」という見出しであります。リード記事にはこのように書いてあります。「県内で特別養護老人ホームに早期入所が必要な在宅待機者は2010年3月末現在1,235人で前年同期に比べて213人増加したことが27日、県の調べでわかった。県が小規模特養の整備補助枠を拡大したことで11年度末までに988床が整備される方向だが、なお247人分の受け皿が不足。待機者は今後も増加が見込まれ、県は整備促進に全力を挙げる」というリード記事で、それから続けて記事が載っております。

この記事の中で1つ表が掲載されておりました。特別養護老人ホームの待機者と整備計画という表であります。保険者として、盛岡市、雫石町、ずっと24の保険者が掲載されておまして、その中で一関地区広域というところを追っていきますと、早期入所待機者の人数が147、それから当初整備計画がゼロ、今回の追加整備予定が145、過不足のところマイナス2と、こういう表の数字であります。この記事を読んで私は、これはいいかと、一関地区の管内では147人の早期入所待機者がいて、そのうち今回は145床が整備されるので、ほとんど解消されるのではないかと、そういう感想を抱いたわけでありまして。

ところが、よく記事を読むと、これは小規模の地域密着型特養（定員29床以下）の整備を市町村を通じて働きかけて、追加整備される見通しになったという記事でありまして、いわゆる私どもが普通に考えている特養、ベッド数30以上の特養とは違うのだなということが読み取れるわけですが、一般の記事を読んだ方はそのようなところまでは読み取れなかったのではないかと、そういう感想を持ちました。

そこで、改めまして、この記事について具体的なお説明をいただきたいと思っております。

あわせて、現在、特養の待機者についての現状、それからその解消に向けた取り組みについて伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（岩淵一司君） 千田恭平議員の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 千田恭平議員の質問にお答えいたします。

まず、一関清掃センターごみ焼却施設に関してでございますが、このごみ処理広域化計画の進捗状況には、これまでも話しておりますとおり、平成29年度を目標として、県内を6ブロックに広域化して、現在の22の施設を6施設に集約しようという、そういう岩手県ごみ処理広域化計画が策定されたところでございます。

両磐地区は胆江地区と合わせて県南ブロックということで指定されまして、その中で1カ所のごみ処理施設を整備するという計画内容になってございます。

これを受けて、2市3町で組織している県南地区ごみ処理広域化検討協議会において、ごみ焼却施設のあり方について協議を進めている状況でございます。

一関清掃センターごみ焼却施設、それから胆江地区の焼却施設は、両地区の施設の経過年数が大きく異なる実態などから、県南ブロックの望ましいごみ処理施設のあり方として、県が示した平成29年度までに1カ所という整備案の共通理解を得るに至っていないところでございます。1カ所、あるいは複数カ所という方向づけも、現段階では見出せないでいるといったところでございます。

また、ごみ処理施設の整備は、国の交付金制度の活用という点からも、県の広域計画の位置づけが最低条件にあります。仮に両地区で1カ所とする県計画を見直して、これを修正するといった場合には、科学的根拠等の裏付けが必要とされるという、そういう課題もあるわけでございます。そういうことから、現在、各市町との協議を続けているわけでございますが、今後ともこの協議を、なるべく早い段階で方向性を見出せるように進めていきたいというふうに思っております。

次に、建て替え計画についてでございますけれども、まずは関係市町の両地区のあり方の方向性の共通理解が必要であると思っております。したがって、現時点ではその建て替え計画について、はっきりと申し上げる状況にはないというふうに思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

なお、この清掃センター関係につきましても、老朽化の問題、耐用年数の問題、それから新施設の処理方式についてのお尋ねもございましたけれども、その項目については事務局長から答弁させます。

次に、特別養護老人ホーム入所待機者の現状、それから解消に向けた取り組みについてでございますが、当組合管内の平成22年3月末現在における特別養護老人ホームの入所待機者は730人で、このうち在宅で待機している方は256人、さらに、そのうち早期の入所が必要な方が147人ということになってございます。

待機者の解消に向けた取り組みについてでございますけれども、当組合における第4期介護保険事業計画では、特別養護老人ホームの整備計画がなかったのであります。県が平成21年度から追加で募集いたしました、いわゆる第5期計画の前倒し分の整備について、組合管内の各事業者を確認をしたところ、報道にありましたとおり145床の開設希望があったところであり、この145床は早期に入所が必要とされる在宅の待機者数147人にほぼ相当するものでございます。なお、145床は県内で最も増床数が多かったところでございますが、その要因としては、平成20年度までと比べて施設整備の補助基準額が引き上げられたこと、また、第4期計画で特別養護老人ホームの施設整備計画がなかったことなどが考えられるところであります。いずれ、これら施設整備

が着実に進められることにより、当組合管内でも早期に入所が必要とされる在宅の待機者の解消が進むものと考えております。

岩手日報の記事についての部分と、それから待機者の解消に向けた取り組みの詳細につきましては、事務局より答弁をさせます。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 私からは、一関清掃センターのごみ焼却施設の老朽化、耐用年数についてお答えをいたします。

ごみ焼却施設の耐用年数につきましては、厚生労働省の財産の処分制限期間によりますと、建物本体につきましては鉄筋コンクリート造りの場合38年となっております。また、環境省の廃棄物処理施設長寿命化計画の作成手引きによりますと、設備関係につきましては、個々の機器により異なりますが、おおむね5年から長いもので20年となっております。なお、設備につきましては、定期的に補修工事、更新工事を実施し、長寿命化に努めております。焼却施設は耐用年数が異なる建物本体と各種設備の融合体でありますので一概に申し上げられませんが、現在、稼働時から29年を経過しておりますことから、耐用年数に近づいてきているものと認識しているところでございます。ごみ焼却施設は住民の日常生活に密接にかかわる、なくてはならない施設でありますので、施設を更新するまでは計画的な定期補修と修繕工事を行い、施設の維持と安定した運転を確保してまいりたいと考えているところでございます。

次に、新施設の処理方式についてでございます。

ごみ処理施設の整備には国の交付金制度を活用することになります。国が定めたこの交付金交付要領においては、交付対象施設として、ごみ焼却施設をエネルギー回収推進施設に位置づけられ、廃棄物の処理過程で発生する熱を利用しての発電、または熱供給設備の設置が義務づけられております。

このごみ処理施設の処理方式の検討につきましては、具体的に将来の人口やごみの排出量の予測、資源化するごみの種別、ごみ質等を検討し、その地域に適した処理方式や施設の規模を選定することとなります。現在、県南地区ごみ処理広域化検討協議会の場において、胆江、両磐地区のごみ処理のあり方について協議中であります。具体的な処理方法につきましては、胆江、両磐地区のごみ処理の方向性を見極めて検討してまいりたいと思っております。

次に、岩手日報の記事と、今後の施設整備のスケジュールの具体などについて申し上げます。

初めに、9月28日付岩手日報記事についてであります。その記事は、岩手県で県内各介護保険者を通じて、特別養護老人ホームの入所待機者調査を行った結果、要介護度が高かったり、家族の事情などにより、早期に入所が必要とされる在宅の待機者が、平成22年3月末現在、県内では1,235人であったということでございます。この待機者につきましては、3月末調査時点で特別養護老人ホームに入所を希望している方から、その後、施設入所した方などを除き、7月から8月にかけて、その対象者の状況や早期に入所が必要であるかどうかの意見を調査した結果を3月末現在として公表したものでございます。

これに対する県内各保険者の第4期介護保険事業計画での施設整備予定数は649床で、在宅待機者1,235人に対して不足していること、また、この対策として県では、国の緊急経済対策の一環として増額した交付金を活用し、補助額を引き上げた上乗せ補助制度により、339床が追加で整備されることとなり、第4期事業計画期間中における県全体の合計は988床分となったこと、しかし、それでもなお、県全体では247人分の待機者の受け皿が不足している状況にあるとのこ

とで、こうした状況の中で、県の追加募集で施設整備を計画した保険者のうち、当組合が県内で最も増床数が多く、145床分が内定されたというような記事の内容であります。

組合でのいわゆる第5期計画の前倒し分といたしましては、定員29人以下の小規模特別養護老人ホーム145床のほか、認知症高齢者グループホームが27床、小規模ケアハウスが56床、また、県が指定します特別養護老人ホームが49床、小規模介護老人保健施設が29床、ケアハウスが20床の合計181床分につきましても、第5期計画の前倒しとして整備する予定であります。このことから、当組合管内における施設の入所定員は、合計で326人分の入所枠が確保できることとなり、早期に入所が必要な待機者については、その解消が進むものと考えております。

この前倒し整備事業に係る今後のスケジュールについてであります。当組合が介護保険施設として指定します事業者につきましては、本年11月下旬を目途に公募をいたしまして、12月下旬には事業者を決定したいと考えているところであります。なお、事業所の開設時期にありましては、第4期計画における介護給付費や介護保険料に影響が出ないよう、第4期計画の最終年度の平成24年3月を予定しているところであります。

次に、特別養護老人ホームのうち、地域密着型介護老人福祉施設と呼ばれます定員29人以下のいわゆる小規模特別養護老人ホームであります。当組合が介護保険法に基づき開設事業者を指定するものであります。この地域密着型施設の場合は、その施設に入所を希望する方は、当組合管内に居住する人であることが入所の際の条件となっております。定員30人以上の特別養護老人ホーム、いわゆる広域型と呼ばれておりますけれども、事業者の指定は岩手県が行っており、入所にあたっては、施設のある市町村に住まいしている方以外でも、どこに住んでいる方でも入所が可能な施設であります。以上であります。

議長（岩淵一司君） 7番、千田恭平君。

7番（千田恭平君） 再質問いたします。

まず、清掃センターの焼却施設の関係ですが、29年を経過した現在、施設の補修修理の状況はどうなっているか、年間を通してどのような修理が行われて、そして費用、どのぐらいの補修費用がかかっているかについてお尋ねをいたします。

それから、新しい施設をつくと仮定した場合の処理方式ですが、今答弁では、状況を見ながら相談して進めていくという回答でした。午前の勝浦伸行議員の質問の際にもお話しされたところですが、会派で富良野市に視察に行ったときに、富良野市で取り組んでいた、「燃やさない、埋めない」という14種分別の施設を見学してまいりましたが、最も特徴的だったのは、生ごみを燃やしていないということでした。生ごみについては、たい肥化して、そして近所の農家の方、あるいは家庭菜園の肥料として活用されておりました。それから、固形燃料ごみ、これも当市では燃やしているんですが、富良野では施設で、こういう小さな、繭玉よりちょっと大きいぐらいのチップのような形のごみにして、これを製紙工場などへ売却しておりました。そういうふうな取り組みで行った結果、資源化率というんですか、これはもう9割を超えているということで、当組合はたぶん8割前後ではないかなと思うんですが、これからはそういった、もう発想の転換をしながら、燃やすのではなくて資源化ということで取り組むべきだと私は考えておりますし、話し合いの中でもそういった方向でこれから話し合いを進めるべきではないかと、そのように感じているところでございます。その話し合いの中に、施設の大きさ等だけではなく、そういった処理方式についても現在、話し合いを進めているかどうか伺います。

それから、特養ホームの点ですが、随分詳しいご回答をいただきました。私は再質問を予定し

ておりまして、そのときに聞こうとした保険料への影響、あるいは地域密着型とはどういうことか、今後のスケジュールと手続きの流れ等について再質問する予定でしたが、質問の前にすべてお答えをいただきました。回答を得てから質問をするような、ちょっと順番が逆になってしまいましたが、この保険料の影響については、先ほどの新聞記事には、今回、10の市町、行政組合が見送っておりますが、その理由にこのように書いています。例えば北上の場合ですが、増床を希望する事業者はあったが、施設整備が介護保険料に跳ね返るおそれがあり断念したと説明すると、もう一度、私もちょっと質問する前にご回答をいただきましたので、聞き漏らした点がありますので、その4期云々というところをもう一度ご回答をください。

それから、地域密着型については、ご説明をいただきました。

あと、その手を挙げている、今回、11月の下旬から募集をかけて公募ということなんですが、そこでの事業者がどういう方になるのかなというところで、現在、既に事業を営まれている方なのか、それとも新しく新規に参入される方なのか、その点が聞きたいなと思います。11月の募集以降についても、この今後のスケジュール手続きの流れなど、見通せる範囲でスケジュールのご説明をいただきたいなと思います。また、もし、差し支えなければ、どの地域にこの施設が増床されるのか、回答できる範囲でご回答をいただければと思いますので、以上の点を再質問させていただきます。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 1点目に、施設の維持管理にかかわる部分であります。

焼却施設の補修につきましては、毎年、定期補修工事を行っておりますけれども、その際、あわせまして、設備の点検を行い、翌年度以降の補修箇所の把握に努めているところでございます。また、運転管理受託業者におきましても、炉の運転中や炉を休んでいるときに、自主検査及び日常検査を実施しております。例えば、運転中にあります場合は、各機器の運転状態を、機器の温度、異音、異臭等がないか確認をしております。また、休炉中には、炉内や機器の清掃、点検、給油、調整等を行っております。これらを通しまして、必要な補修工事計画を作成し、定期的に改修整備をしております。

次に、補修費でございますけれども、過去3年間の、これは工事費と修理費の合計で申し上げますけれども、平成19年度は1億7万6,000円、平成20年度は1億271万7,000円、平成21年度は1億2,687万4,000円となっております。本年度の当初予算は9,739万8,000円を計上したところでございます。

次に、富良野市の固形燃料化施設について、これらの処理方式があるということで、今、処理方式の検討を話し合いの中で進めているかどうかというようなことかと思っておりますけれども、まず富良野市の状況について申し上げます。

富良野市のごみ処理につきましては、昭和57年当時、生ごみを含めすべて埋め立て処理を行っていましたが、「燃やさない、埋めない」をスローガンに、官民一体で取り組む富良野方式と呼ばれる徹底した分別とリサイクルによるごみの減量化を図っております。27年ほど前から分別排出に取り組んでおり、生ごみのたい肥化を皮切りに、ごみの分別、リサイクルなど資源化を図っており、昭和63年に廃棄物固形燃料化を実施し、その後、プラスチックをはじめ容器包装リサイクルを実施し、平成13年からは、ごみの減量化を目的に現在では14種類、24分別を行い、ごみのリサイクル率が、先ほど議員お話しされたように93%に達しているところでございます。

この廃棄物固形燃料化でございますけれども、廃棄物である生ごみや紙ごみ、プラスチックご

み、繊維ごみを乾燥させ、破碎し、圧縮し、固形化した燃料を製造するものでございまして、平成14年に設備を更新の上、燃えるごみを固形燃料化したしまして、製紙工場などのボイラー燃料としてリサイクル、利用されております。

この固形化燃料施設も、先ほど前段で申し上げました、国が定めました交付金交付要領においての交付対象施設の一つとなっているところでございます。

次に、介護保険料への影響についてであります。

第5期の前倒し整備計画の開設時期が第4期計画期間中の最終の年度末でありますことから、現在の保険料には影響が出ない計画としてございます。しかし、次の第5期計画におきましては、前倒し事業により施設を整備することで、基準月額で534円の増が見込まれるところであります。さらに、要介護者の増加等に伴う自然増分610円を加えますと、基準月額では1,144円の上昇が見込まれ、介護保険料は現在の基準月額3,909円から5,053円に上昇するものと試算しております。

しかしながら、第4期計画では、介護給付費準備基金より4億円を繰り入れておりますことから、第5期計画でも同様に基金繰り入れを考えており、その額を第4期と同額の4億円とした場合、296円の減額となり、基準月額は4,757円となると見込んでいるところでございます。

なお、第4期計画の介護保険料は全国平均で4,160円となっておりますが、これには準備基金の取り崩しや介護従事者処遇改善特例交付金の軽減効果などを含んでいるため、厚生労働省では実質は約4,500円相当であろうと指摘しております。さらに、第5期計画では、介護職員処遇改善特例交付金の終了に伴う給付費への反映や、16万人分の緊急基盤の整備による影響による給付費増が見込まれることなどから、厚生労働省では第5期計画介護保険料が平均で5,000円台になるものと見込んでいるところでございます。

そのほかにつきましては、担当課長の方から説明をいたします。

議長（岩淵一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 私からは、10の保険者が今回、計画を見送ったということについてありますが、先ほど管理者が述べましたように、第4期計画では当組合の整備計画がなかったということが1点ありまして、もう1点は、国の経済危機の緊急経済対策の一つとして補助金額の増額が図られたと、つまり前の計画時点よりは施設整備に対する補助金の額が引き上げられたということで、事業者さんからの応募があったということでございます。

なお、新聞によりますと、矢巾町と岩泉町では、当初の計画でも今回の計画でも整備がなかったというふうに書かれております。

次に、今回の事業を開設するのはどういった方なのかと、新しくなのか、それとも今やっている方なのかということにつきましては、今現在、管内で介護保険サービス事業を行っている全事業所に対しまして案内しますし、それ以外でも、管外で事業を営んでいる方でも、当組合に来まして、何かサービスを提供することがないかというふうに言われておるところに対し案内をいたします。つまり、今やっておらなくても、やっている事業所でも、これから新しく事業を開始する事業所でも応募はできるということになっております。ちなみに、これにつきましては、ホームページ等でも応募を呼びかけております。お知らせしております。

次に、スケジュールについての詳細ですが、先ほど事務局長からありましたとおり、11月には公募を開始するわけですが、その前に、今月下旬にそういった事業所に対する案内、要綱等の説明会を開催いたします。それを経まして、11月、来月上旬には事業所からのいろいろな質問を受け付けましてから、申請にあたる資料等の提出を頂戴して、こちらの審査にあたるということに

なります。実際の事業者の審査については12月初めを予定しております。その後、来年度、平成24年度になりますけれども、平成24年度末に事業所が開設するようなスケジュールで進めます。平成24年度の後半と申しますのは、ただいま事務局長申し上げましたとおり、保険料等への影響が出ない、4期計画の一番最終の年度の開設という意味であります。

最後に、どの地域にどういった施設をつくるかということにつきましては、これからいろいろな手続きを経まして正式に決まるわけですが、とりあえず今現在、特養について申し上げますと、一関地域に58床、大東地域に58床、千厩地域に29床、これが小規模特養でありまして、これについては、構成市町を通じて県の方に基金の枠の確保を要望していただいているところであります。参考までに、県の指定に係る分、30床以上の分ではありますが、一関地域に19、室根に30の予定となっております。以上であります。

議長（岩渕一司君） 7番、千田恭平君。

7番（千田恭平君） 最後の質問をいたします。

特養についてですが、この保険料への影響については随分詳しく金額についてもご説明をいただきました。当然、サービスが上がれば保険料も上がるという仕組みですので、増えればそれなりに増えるのかなど、金額も増えるのかなど思っております。

それで、今の説明ですと、基準月額が1,144円ですか、増床して3,909円から5,053円にということのお話のようです。4億円ほど基金の繰り入れ等があるので、296円減額で4,757円になる見込みというお話ですが、これについては、ちょっともう一回、時期ですね、いつからこのぐらいの金額が見込まれて、私たち住民が現実負担する金額は、現在の3,909円がいつの時期からいくら負担する予定なのかということをもう一度詳しくお話、再度確認したいと思っております。5期の前倒しということで、5期になってもまた再度、基金の繰り入れというようなお話もありましたが、ちょっとわかりづらかったので、もう一度その点確認をさせていただきたいと思いません。

あとは、スケジュールの点については、今月の下旬から来月にかけてということで、事業者の方の公募、あるいは審査についてお話をいただきました。それで、実際に待機者が解消されるのはいつごろなのかということの見通しについてお尋ねをいたします。実際に今、140何人かの在宅の早期入所の方が待っているわけですが、追加の整備が予定されたことによって、いつごろから待機者の解消が図られるのかということについてお尋ねして、最後の質問を終わります。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 現在の介護保険料、第4期計画期間ということになりまして、年度につきましては平成21年の4月から平成24年の3月の間になっております。そして、第5期計画の前倒し分の施設が完了するのが平成24年の2月、3月ごろであります。その時期からサービスを開始するというようになります。そういうことで、今、基準月額1,144円の上昇と申し上げましたのは、平成24年の4月から平成27年の3月までの第5期計画にかかわる保険料であります。これが5,053円と、そして第4期計画におきましても、介護給付費準備基金から4億円ほど繰り入れいたしまして、296円の保険料の減額をいたしました。第5期計画におきましても、その基金から同額を繰り入れした場合には296円ほど保険料が減額になりまして、第5期の保険料の基準額を4,757円と見込んだところであります。以上です。

失礼しました、もう1点、待機者の解消ということでございます。第5期計画の前倒し整備に係る部分につきましては、第4期計画の最終年度の平成24年の2月、3月完了を見込んでいるわ

けでございますので、その時点で施設がすべて整備されたということであれば、その時点で解消といえますか、特養であれば145名の解消が図られると、小規模特別養護老人ホームがすべてその時点で整備が終了したとすれば145名の解消が図られるということであります。

議長（岩淵一司君） 千田恭平君の質問を終わります。

次に、菊地善孝君の質問を許します。

菊地善孝君の質問は、一問一答方式です。

8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 8番、菊地善孝でございます。

通告の2件について発言をいたします。

まず、釣山斎苑事務不正に関する報告・再発防止策について、3点について通告しておりますけれども、1番目の関係については、けさほど来の開会前からの議員協議会その他の経過がございますので、1番については削除、2番目、3番目中心にして話をいただくことにいたします。

なお、けさの地元紙、それから私が直接聞いたのはラジオですが、元一関市職員逮捕が伝えられています。内容からして当然であると思料をするところであります。議会は住民の負託があればこそその仕組みであります。私は、議員協議会という場の対応でこれにかえることはできないというふうに常々主張しているところでもありますけれども、議長においてもそのところを留意した今後の取り計らいをお願いをしたいというふうに思います。

通告の2番目であります不正を長期間発見できなかった理由について説明を求めます。

行政のあり方からしますと、委託事業とは言え、数々のチェック体制が形式的にはあったはずであります。何ゆえ、これらの機能が不全状態になってしまったのか、今一つ、けさほどの説明等々聞いてもよくわかりません。加えて、この機会に紹介いただきたいのは、この委託契約というものがどういう形での契約であったのか、随意契約だとかいろんな方式あるわけですけれども、それらについてもこの機会に住民に報告をいただきたい。

その2つ目は、これもけさほど来からの報告の中で、平成21年度検査調書での完了とした事情は何なのかと、このことについては監査報告書の13ページでも述べられています。なぜ不正があるということがはっきりして、当局自身が動いているにもかかわらず、完了という処理をしたのか、これは説明のつかないことでもあります。この機会に、この部分についてもさらに踏み込んだ説明をぜひお願いをしたいと思います。

3つ目の委託費適正化と実支給額（給与等）の適正化についても質問をいたします。

釣山斎苑にしろ千厩斎苑にしろ、斎苑事業は必要不可欠の分野であります。職場としては喜ばれるような内容ではありません。したがって、組合負担が少なければ少ないだけよいとは言えない。人の嫌がる仕事である以上、労働の対価は通常の仕事より相当額、割増があつて当然ではないかと。そこで、委託にあたっての積算単価の実態報告を求めたいと思います。あわせて、委託先事業所から働く方々に実際にどのぐらいの給与等が支給されていたのか、正確なものはわからなくても実態をつかんでいるだろうと思いますから、この部分についても紹介を求めたいと思います。

次は大きい2つ目、特老の問題ですが、この問題については、千田恭平議員がかなり答弁を引き出していますので、私のほうからは何点か具体的な部分についてのみお聞きしますが、実は私どもの政党は今、県政アンケートに取り組んでおります。一関・両磐地域の方々にご協力をいただいているところであります。その中で困っていること、行政に望むことの5大要望に必ず入っ

てくるのがこの介護問題であり、待機者対策を早くしてくれと、こういう内容であります。そういう意味では、地域の方々の生活をしていく上で改善を強く求めている事項なんだということを踏まえて答弁をいただきたい。

先ほど来、早期入所しなければならない方々だけでも147人も入所できないでいるという事態は異常であります。私は、今期のこの一部事務組合の議員に就任して早々に、この問題について当局の皆さんにこの認識を強く持っていただかなければならない、今回、計画では145人手当てができそうだというけれども、今今、当局の判断でもすぐに入所させなければならない、こういう方々が150人近く現存しているということ自体が異常なんだと、このご認識を持っていただかなければならないというふうに思います。

それで、実際入所できるのがいつなのかということでもあります。これは、千田恭平議員への答弁を聞く限り、4期計画が終わる平成23年度末、平成24年の2月、もしくは3月あたりが実際に待機者の方々が入所できる時期だというふうに私は認識をしたいと思うんですが、それで間違いがないのか、端的にお聞きをしたい。

その2つ目は、基金の繰り入れの問題について触れていますけれども、今動いている第4期と同額の4億円を入れるとすれば、この程度の保険料見込みだということではありますが、今期の決算を見ますと、基金残が7億円余り、繰り越しがそのほかにほぼ3億円あります。10億円を超える、この分野で言えば余裕があるわけでもあります。その中から第4期と同額でよいかどうかということについては、これは議論をこれからしていく問題だろうというふうに思いますが、既に4億円ということで事務段階では試算を始めているのかどうか、私は課題があるのではないかと。現在動いている菅政権のもとでも、雇用を確保するというところで、この介護分野を含めて相当力を入れていかなければならない、増やせるのはこの分野であるということは、財政的な手当てがなされる可能性というのを含んでいるんだろうと。そういうときに、これを固定的に考える必要はないと私は思えてならないのであります。そういう点も含めて、この問題については答弁を求めたいと思います。

次に、各市町ごとの要早期入所者の数をこの機会に紹介をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（岩淵一司君） 菊地善孝君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 菊地善孝議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、釣山斎苑の関係については、不正を長期にわたって発見できなかった理由について答弁させていただきますし、それからもう1つは、特別養護老人ホームのほうについても一部私のほうからで、そのほかの項目については事務局長のほうから答弁させます。

まず、釣山斎苑の事務に不正があった件について、この不正を長期にわたって発見できなかったその理由でございますけれども、平成18年度以降における不正を見抜けなかった要因について検討いたしましたけれども、まず1つは、受託者からの納付のあった使用料を収納することだけにとどまって、受託者が斎苑従事者に対してどのような指示をし、どのような業務体制で受託業務を執行しているか、また、使用料が適正に管理されているのかという視点での調査、確認をしてこなかったということが挙げられます。委託する側として、受託者の管理監督機能を十分に確認して、適切な管理指導を行うことによって、不正を早期に発見することができたものと考えております。

それから、もう1つは、平成3年4月から継続して業務を委託してきた経緯がございますけれども、継続して業務を委託してきたゆえに、受託者の業務遂行を過大に信頼してしまっていた部分があったのではないかと、そのため、危機管理に対する意識が薄れ、受託者による不正行為が起り得ることを前提とした対策を講じてこなかったのではないかとということが挙げられると思います。今回の長期に及ぶ釣山斎苑の不正は、委託業務を進めるにあたって、受託者、委託者とも公金を取り扱う基本的な姿勢に対して自覚が足りなかったということが、長期間不正を許す結果になったととらえているところでございます。

次に、特別養護老人ホームの関係でございまして、現在、待機者が147人いるという現実、これは私は重大な問題というふうに認識しております。特に、今後、さらなる高齢化社会を迎える中であって、このことはかなり重くとらえて、今後の対策を打っていかねばならないというふうに認識しているところでございます。

その他の項目については、事務局長から答弁させます。

議 長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 初めに、委託契約の契約方法であります。

前の受託業者の決定にあたりましては、指名競争入札を行い、期間につきましては平成19年7月1日から平成24年6月30日までの契約期間でございまして、このとき、それ以前は、千厩は千厩、釣山は釣山の単独契約でありましたけれども、一括の長期契約に変えたところでございまして、指名業者数は6者であります。

次に、完了と認めた理由であります。3月末日をもって検査調書に完了といたしました。その時点では全体像を、未納案件があるということで調査をし、解明を進めていたところでございます。契約の一部に履行がなされていない状況でありました。一方で、受託者の方から損害賠償を全額支払う旨の、文書ではありません、口頭での申し出があったところであります。そのようなことから、委託料の支払いと損害賠償の請求分については別個に行いたいというような、そのような考えのもとで、完全履行されていない中で検査調書に完了とうたったところであります。

委託費の適正化と支給額にかかわっての給与の実態調査についてであります。給与につきましては、受託者の就業規則、賃金に関する規程等に基づきまして、雇用主と従業員との合意のもとに支給されており、その額の決定は雇用主の権限でございまして、組合といたしましては、委託業務内容について調査、指導を行うことができますが、従業員の給与額につきましては、雇用主と従業員との雇用関係の領域でありますことから、組合として関与すべきでない領域であると認識してございまして、給与の実態の調査については、実施していないところであります。

次に、特別養護老人ホームの待機者の解消の関係で、入所時期は、というお話でございまして。

第5期計画の前倒し整備というような位置づけでございまして、そういう意味合いで、第4期計画期間中の給付費、あるいは保険料に影響を及ぼさないように、要は年度末といいますか、2月、3月の解消を目指しまして、そこから運営をしていただくと、それによって4期計画の給付費とか保険料へ跳ね返りがなくなるということでございまして。

あとは、基金の4億円というお話でございまして。例といたしまして、4億円繰り入れすれば296円ということでありまして、それでは具体的に基金をいくら入れるかということにつきましては、これにつきましては今後、詰めてまいりたいと思っております。

次に、旧市町村ごとの入所待機者数についてであります。

平成22年3月末現在の構成市町及び旧市町村ごとの特別養護老人ホームへの早期に入所が必要

な在宅の待機者数についてであります、一関市の一関地域が35人、花泉地域が9人、大東地域が33人、千厩地域が17人、東山地域が9人、室根地域が25人、川崎地域が2人で、一関市の合計では130人です。平泉町が11人、藤沢町が6人であり、管内合計で申し上げますと147人となっております。なお、この待機者数には、3月末の調査時点で特別養護老人ホームに入所を希望している方から、その後、施設入所した方などを除き、7月から8月にかけてその対象者を再度調査した結果を3月末現在として公表をいたしましたものであります。以上です。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 再質問しますが、中里局長は大分疲れていますね、この不正問題もあって。普段はもう少し元気のある方だと思っっているんですが、いろんな特別な事情もあって、その後始末その他で疲れているんだろうと思いますから、私もできるだけ短く、慰労を含めて発言をしていきたいと思っますから。

1つは、不正問題の関係なんですけれども、平成18年度の関係については、こうだ、こうだというふうなこと等が平成18年度から述べられているんですが、実は一関地域について言えば、一つは体育関係の使用料の問題での不正事件がこの間ありました。今回のこの釣山斎苑と似たような形ですね。そして、先ほど壇上から紹介をし、きょう、報道されている商業観光課のああいう問題がありました。そのときに、どうしてこの関係の自分たちの所掌のところ、同じような事案がないかどうかということ当たらなかったんだろうかという率直な疑問が私にはあります。なぜ、これは国だとか何かであれば、例えば特別養護老人ホームでスプリンクラーが不十分なために死傷者が出たと、そうなる時間を置かないで、全国の類似の施設、全部点検させられるでしょう、当然、これと同じことでしょう。なぜそれができなかったのか、やる必要がないという判断だったのか、その辺、ちょっと説明いただけないですか。

自分たちの、同じ一関市のくくりですね、平泉町、藤沢町の本来は単独でやらなければならない事業をこういうふうな形で広域でやっているだけであります。その構成団体のところで起きている事案、職員は出向しているわけですから、まさに自分の本籍地のところで起きている事案で、どうして自分のところの所掌分野を点検しなかったのか、その辺の事情を少しお話しいただけないですか。

2つ目は、指名競争入札を行っているということでもあります。決算資料、あるいは主要な施策の説明等々、今回の自治法に基づく監査請求の関係での報告書等を見ますと、以前は随意契約の期間もあったということが読み取れるんですが、こういう状況の中で、私は、公の契約条例、公契約条例と言われている分もありますね、適正な価格での契約、これをしていかないと業務そのものが、あるいは工事なんかであれば粗漏な工事になる可能性が高いと。そういう意味では、きちっとした品質のものを確保するためには、一定の枠をはめる必要があると、公契約条例、こういうふうなものがこの分野でも必要なかしらと、この一部事務組合でも、単なる指名競争入札、あるいは随意契約だ、あるいは制限付一般競争入札だというだけではなくて、そういうふうな、少し視点を変えた業務執行契約のあり方というのも工夫しなければならないのかなという思いをして、私は、けさほど来から皆さんの説明、あるいは文書を読ませていただいているんですが、そういう認識は当局においてはあるんでしょうか。

その3つ目は、ここがよくわからないんですね、完了とした事情は何かということについて、今も局長話したように解明中であつたと、その3月の時点ではね。一部に不履行が認められていた、だったら完了ということにならないでしょう、なぜ完了なんですか、わからない、聞いてい

て。私は、実際、事業というのは人の集まりの中で動いているから、計算通りいかない部分、これが出てきて当たり前です。世の中を治めていく、進めていく上では、四角な器を丸い器でくめばちょうどいいんだとも言われます、先人の体験なんでしょうね。しかし、明らかに不正が行われ、当局が調査中だ、その中でどうして完了ということをや、お墨付きを与えてしまったのか、これは丸い器を四角でくむようなものですよ、全く逆、説明つかない。ここの部分については、先ほどの局長の説明では私は納得できない、恐らく住民も納得しないと思う。

これと同じことは、一関市政、毎回出して恐縮なんですけれども、商業観光課の問題で去年の議会の決算、監査を当局は知っていたんだけど、議会にはそのことを全く知らせないで、伏せて、そして議決を得たと、認定を受けたと、こういう経緯がある。同じではないですか。なぜこんなめっちゃくちゃなことがまかり通るんですか。

私は、去年の一関市議会でも、相当このところは厳しく市長初め関係職員に迫りました。そして、一定の処分もされたわけですね。処分を受けた当事者はともかくとして、上司に当たる人たちは、その後の、本来、もう少し別な分野にも行けた人たちも人事としては足踏みをさせられてしまったという、要するに職員としての人生は大きく狂ったんです。それぐらい大きな問題になったんです。一部事務組合ではあるけれども、同じことを繰り返しているのではないですか。なぜなんですか。なぜ同じことを何回も三回も言わせるんですか。わかるように説明してください、わからない、私では理解できない。

次は、委託費の関係なんですけれどもね、一体積算をいくらでしているのですかという質問を私しました、積算。これは指名競争入札をするにあたって、この委託は、これこれこれこれの積算の経過として何がしかの金額、そして予定の金額が出てくる、これはそもそもの積算したときの労務単価というのは大体どのぐらいで積算しているか聞いているわけです。これはわからないはずはないんですね。紹介いただきたい。

それから、支給の関係については実態を把握していないということなんです、私が言っているのは、このぐらいにしろとか何とかということ契約にあたって言うべきだと言っているのはありません。やっぱり生活をしていく上で、それ相当のことが対価として支払われなければならない。

なぜこういうことを言うかということ、非正規の立場でこの一部事務組合のほかの現場で働いている人から私のところに再三電話が入りました、かわいそうだというんですね、斎苑で働いている人たちは。自分たちも安いけれども、ああいう人の嫌がる仕事をして、自分たちと単価変わらないよと、このぐらしか支給されていないそうだよと、かわいそうだと、生活できる給料ではないから、いいことではないけれども手をつけたのではないかと、こういう話もされている、だから私は聞いているんです。恐らく積算はこのあと報告あるだろうと思うけれども、それ相当の積算をして入札をしたはずなんです。しかし、実際わたっている金は相当少ない金額だということです。そのことを知らないで、契約だからあとはきちっとやっていただければいいというだけで果たしていいのかということを行っている。私は、生活ができるだけの労働者に対する、働く人たちへの支給ということについてもご努力をいただきたいという趣旨のことを、契約に当たって受託業者との関係で発言することは、何も越権ではないと判断します。越権なんですか。

次は介護の関係なんです。

議長（岩淵一司君） 菊地議員、一問一答方式ですね。

中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） お答えにつきましては、順番変わるかもしれませんがご了承願います。

まず、先ほど、指名競争入札ということでお話をしました。それ以前には個別の契約でありましたが、釣山斎苑につきましては随意契約でやっておりました。それが平成19年に一括入札したというところがございます。

そして、完了の件であります。これにつきましては、検査調書につきましては私のところにも回ってまいりました。それで、どう判断したかということをお知らせします。確かに業務はその時点で究明中でありましたが、契約の債務が一部滞っているというのは知っておりました。それともう1点、受託者側の方から、損害賠償につきましては全額お支払いするという旨の申し出があったところがございます。そういうことで、支払いと損害賠償への件につきましては別個に判断をし、そのような完了ということで認めたところでもあります。これにつきましては、本来でありますと債務の完全履行をもって支払うということでもありますので、誠に不適切な処理ということで考えております。

次は、公契約にかかわる部分であります。これにつきましては、議員ご承知のとおり、野田市でやっております、野田市が発注する一定額以上の工事や業務委託に従事する従業者の賃金の最低限度額を条例で定めまして、受注者、下請業者に対し、その額を上回る支払いを義務づけたというようなことであります。しかしながら、この公契約条例につきましては、同一業務でも受注者が官、もしくは民によって賃金格差が生じるさまざまな問題点が指摘されているところがございます。ただ、いずれ組合の入札契約事務につきましては、一関市に準じて行っておりますことから、今時点では市の動向なり推移を見守ってまいりたいというように考えております。

委託費の積算であります。委託費の額でございますけれども、旧契約時の積算額と、手もとに旧受託者に対しての積算単価ちょっと持っておりませんので、それについては後で申し上げます。

平成19年の体育使用料にかかわる部分でございます。組合としても内部の現金等の取り扱いの点検を行ったところでございますけれども、委託業者の事務処理につきましては、十分なチェックを行っておらなかったというところでもあります。

受託者への、先ほど、生活できる賃金というような表現で、そのまま使わせていただきますけれども、確かにこの賃金につきましては、前段で申し上げましたけれども、経営者としての判断のもとで、責任で行っており、経営の根幹にかかわるものであろうと、それに対して組合の方から申し上げるといふことについては控えてまいりたいというように考えております。以上です。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 順序逆になるんですが、今の最後の部分ね、生活できる賃金を支給するように努めていただきたいという趣旨の契約にあたっての要請ができないのかということについては、なんか答弁の内容がよく聞いていてわからないんですが、今、例えば工事をやっていただく、建物なら建物をつくっていただくときに、下請については市内の業者をお願いをしたいという要請をしているんですね、契約にあたって。ですから、市内といいますか、この地域の業者さんをお願いしたいという要請はしている。したがって、この種の給料についても、要請をする分については私は構わないと思うんです。あくまでも受託側の事業所に対して、失礼のない範囲内で要請する分には私は構わないというふうに判断します。そのことについては、引き続き内部で検討をして、できればそういう形で要請をするという行動に移ってほしいものだなということで答弁は求めません。

この分野で言えば、最後に1つだけ改めて報告いただきたいのは、完了という形で処理をした

と、こういう事態があるということを管理者に報告した時期は、けさほど来からの議員協議会その他の資料にはなかったというふうに私は見たんですが、一体、管理者へこういう事情が発生しているということを報告した時期というのはいつなのか、説明いただけませんか。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 具体的な時期までははっきりわかりませんが、監査報告書の提出を受ける前までは、いわゆる6月30日です、6月30日までは管理者のほうには報告をいたしておりませんでした。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） これについても、例の商業観光課の事案と同じことを繰り返したんですね、また。なぜこういうふうな基本的なことを責任者に報告をし、判断を仰がないんでしょうかね、おかしいですね。私は答弁は求めません。管理者自身も先ほどからうなずいていますし、これは推測の域ですが、恐らく勝部管理者としても、はらわたの煮えかえる思いがしていると思いますよ、また同じことを繰り返しているんですから。私は、こういうふうなことを繰り返していたのでは、どんなに言葉で繰り返さないとか、あるいは住民の信頼だとかというふうに並べても、なかなか響かないでしょうね。

次に移ります。

特老の関係なんですけれども、ここでは1点だけ、実際、この147人の方々が入所できる時期というのは、早くて平成24年2月ないし3月あたりだということの判断でよろしいのでしょうか。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） これから、スケジュール等々を組んでいくわけでございますけれども、現実に、県の基金を活用し、そして整備を図っていくというようなことでございますので、施設整備にかかわる期間、工事期間、当然そこら辺も必要になってまいります。そういうことで、2月、3月ごろということで、そうです。

議長（岩淵一司君） 菊地善孝君の質問を終わります。

午後3時まで休憩します。

休憩 午後2時47分

再開 午後3時00分

議長（岩淵一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、神崎浩之君の質問を許します。

神崎浩之君の質問は一問一答方式です。

4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） 一関市議会選出の神崎浩之です。

一般質問の機会をいただきまして、先輩議員に感謝申し上げ、介護保険事業について、4項目について質問してまいります。

私は、介護保険では現場のたたき上げでございますので、介護保険の酸いも甘いも知っておりますので、答弁にあつては、事務局長も大分お疲れのようでありますので、組織としてどなたでも結構でございますので、きちんと回答いただきますようよろしくお願いいたします。

まず初めに、広域行政方式の弊害への対応であります。

当両磐地域における介護保険行政の歴史は10年間ではございますが、いろいろ段階、変遷がありました。今回、管理者、副管理者が新しくなっておりますので、ちょっと説明いたしますが、

介護保険は平成12年のスタートのとき、そもそも東磐井と西磐井の方式が違っておりました。当時、お隣の胆江地区や栗原地区とも方式は違っておりまして、私は介護保険スタート前の平成10年あたりから、国のモデル事業を取り入れた胆江地域では衣川村、それから栗原地域では栗駒町の委員として、組み立てのお手伝いに出向いており、多様な介護保険の行政の体制を経験しております。

平成12年に介護保険が開始したわけですが、多くの自治体では、介護保険の運営は市町村単位の単独で運営をしておりました。介護認定審査会だけを一部事務組合方式で運営している胆江地域であったり、西磐井は一関、花泉、平泉の旧の1市2町で保険料まで統一する広域連合方式でスタートしたわけでありまして、それから、5年がたちまして、平成17年の市町村合併に際しまして、以前は両磐で実施していた消防行政、それから西磐井、東磐井と各々やっていた衛生、介護保険について、今の体制が組み立てられたわけですが、消防は一関市に委託という体制をとっております。衛生、介護保険については広域行政組合方式というふうになっておりました。

広域行政につきましては、各々よい点、悪い点がありますが、まずマイナス面を十分認識した上で、その欠点に陥ることのないように行政運営をしなければならないわけですが、そこで、今の方式の悪い点、弊害について、広域行政組合の欠点、悪い点、弊害についてお聞きをしたいと思っております。その上で、それらへの対応についてをお聞きしてまいります。

次に、ケアプランチェック事業、ケアプラン点検事業への対応はであります。

これは、ケアマネージャーがつくるケアプランの点検の事業であります。これは国が実施するわけですが、この地域では本年度から、ことしから初めて実施するという事業であります。これが的確に実施できるのかなというふうに危惧することがありますので、そこでこの当組合におけるケアプラン点検事業の実施の目的、それから実施の方法、それから実施の効果についてお聞きしたいと思います。

次、3つ目ですが、要介護認定の苦情への対応はであります。

まず1つ目、要介護認定のシステムが今期、変更になったわけですが、認定が軽くなるというような苦情が全国的にあたりいたしまして、このシステムの変更後の苦情についてどうなっているのかお聞きしたいと思います。

2つ目、これは非常に今、問題になっているわけなんです、要介護認定の認定結果の通知が大分遅いということで、この遅れについて苦情が出ているわけですが、この点についてお聞きしたいと思います。

3つ目、その要介護認定の結果で、介護保険は要介護とそれから要支援という2つのくくりに分かれるわけですが、要支援1、2、要介護1、2、3、4、5とあるわけなんです、その要支援2と要介護1が認定の結果で行ったり来たりする人たちが出ているわけなんです、これは要支援と要介護では使えるサービスの仕組みが違ったり、それからケアマネージャーが要支援のケアマネージャー、要介護のケアマネージャーというふうに変ってくるわけでありまして、これについても、ちまたでは大分苦情が出ているということで、この点についてお伺いしたいと思います。

最後、地域包括支援センターの業務はであります。これは、何回も何回もやっているわけなんです、この地域包括支援センターというのは、実は高齢者の駆け込み寺というふうな位置づけになっております。実際に駆け込み寺になっているわけではありませんが、高齢者については、

何か課題があれば地域包括支援センターというふうには位置づけられております。厚生労働省のほうに言っても県のほうに言っても、高齢者に関する課題を提言いたしますと、それは地域の地域包括支援センターだというふうによく言われておりますので、高齢者の駆け込み寺、この地域包括支援センターがなかなか当地域では機能していないというふうには何回も話しておるわけなんですけれども、これについて3職種の仕事はきちっとしているのか等々、苦情が出ておりますので、その点についてお伺いしたいと思います。

介護保険はことしで丸10年を迎えまして、まだまだ課題があるわけなんですけど、ここで一度整理して今までの課題についてお聞きしたいと思います。

以上、壇上からの質問といたします。

議長（岩渕一司君） 神崎浩之君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 神崎浩之議員の質問にお答えいたします。

まず、広域行政方式の弊害への対応の問題でございますが、ご案内のとおり、地方自治法の規定によって市町村は、市町村固有の事務の一部を関係市町村間における協議に基づいて広域的に共同処理するために、一部事務組合など、広域的行政体を組織することができることとなっております。

広域行政として共同で事務を処理する場合のマイナス面、いわゆる短所として一般的に言われておりますのは、1つには、関係市町村間の調整が必要なために機動的な対応が難しいという点、2つ目は、個々の市町村の独自性が発揮できなくなる面があるということ、3つ目は、市町村と違って住民から遠く見える、遠くなる、よってサービスが低下するという声もあるということ、4つ目は、住民の監視がききにくくなる場合があるということなどが挙げられております。これらは、総務省の研究会においても、ほぼ同様のことが指摘されているところでございます。いずれにいたしましても、共同処理する事務事業によって、その長所、短所の内容が大きく異なるところでありますので、このマイナスの部分に配慮しながら関係市町村との連携が何よりも必要であると考えているところでございます。

なお、ケアプランチェック事業への対応、要介護認定者、苦情への対応などにつきましては、事務局長から答弁させます。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 私からは、ケアプランチェック事業への対応についてお答えいたします。

当組合においては、介護給付適正化事業の一つとして、本年度下期よりケアプランチェック事業に取り組むことを計画しております。

このケアプランチェックは、利用者の心身の状況やニーズ等に適切に対応した、より良いケアプランの作成につながることを目的に、介護支援専門員の意識改革と気づきを促すために取り組むものであります。

本年度のケアプランチェックにつきましては、年内に5事業所程度を対象として選定作業をしまして、このうち、1事業所から5件から10件のケアプランを提出していただき、そのチェックを行う予定としているところであります。内容につきましては、それぞれの事業所からケアプランとアセスメントシートを提出していただき、国で示しておりますケアプラン点検支援マニュアル等を参照しながら点検をする予定であります。点検結果により、その内容が不十分な事項や疑義などがある場合には、介護支援専門員と確認し合い、利用者の状態像に適したケアプランにつ

ながるように取り組んでまいりたいと考えております。

次年度以降の取り組みにあたりましては、対象事業所と対象件数を増やし、3年程度で当組合管内すべての事業所の点検を実施したいと考えております。

なお、ケアプランチェックの実施にあたりましては、居宅介護支援事業所の理解が不可欠でありますことから、事前に説明会を開催いたしまして、情報の共有を図りながら、また、点検を受ける事業所側の事務の負担を考慮しながら、事業所と保険者がともに確認し合う姿勢で臨む必要があるものと認識しているところでございます。

次に、要介護認定の苦情への対応のうち、システム変更後の苦情についてであります。

昨年4月の要介護認定システムの変更により、要介護認定の判定事例で非該当者と軽度者の割合が従来より増加したこと、また、変更後の認定調査員テキストに対する研修も不十分でありながら変更したことなどから、認定調査に影響があったと指摘されたところであります。国では、4月から9月までの期間、前回の認定結果も選択できる特例の措置をとって救済したところでございます。

こうしたことを受け、国では10月以降の要介護認定システムを再度修正することとし、また、当組合といたしましても認定調査員に対する研修を早めに開催するなど、認定調査事務に支障を来さないように対応してきたところでございます。こうした対応をしたことから、現在では苦情等につきましては承知していないところでございます。

次に、要介護認定の結果通知の遅れの苦情についてでございます。

本年度の介護認定申請件数は、更新時期との関係から要介護認定申請の件数が多い年度となっております。こうした中、訪問調査は、組合職員4名と特別職の職員であります介護認定調査員13名をもって調査に当たっているほか、訪問調査の一部を居宅介護支援事業所に委託するなどして対応しておりますが、前段申し上げましたとおり、申請件数が例年より多く、訪問調査に遅れが出ている状況にあります。あわせて、主治医意見書の遅れも要因となっておりますことから、該当する病院等に対して文書などで直接お願いをしております。

一方、申請件数の増加に対応するため、一関市医師会等の協力をいただきまして、介護認定審査会のひと月の開催回数を本年7月から20回に増やすとともに、1回当たりの審査件数も40件から45件に増やすなどして、増加分に対応しております。これまでさまざまな改善策を講じてまいったところでありますけれども、今後におきましては、介護認定調査員の増員を図るなど、要介護認定の適正な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

要支援と要介護の移動についてでございます。

要支援から要介護へ、またはその反対に、要介護から要支援と介護度が移動することは、対象者のケアプランも、予防プラン、あるいは介護プランへと変更となることから、対象者を担当する介護支援専門員も変更になってしまうことが懸念されます。担当する介護支援専門員が代わることにより利用者が不安感を抱かないようにするため、地域包括支援センターではそれぞれ該当する方の介護支援専門員と連絡を取り合うなど、介護支援専門員変更に伴う利用者の心情的な不安を解消するように調整に努めております。

なお、平成21年度における介護度が移動した件数でございますけれども、要介護1から要支援2に移動した件数は61件、要支援2から要介護1に移動した件数は117件となっております。また、本年4月から9月までの件数は、要介護1から要支援2に移動した件数は67件、要支援2から要介護1に移動した件数も同数でございますけれども、67件となっております。

次に、地域包括支援センターの業務についてでございます。

まず、要支援者のケアプラン作成件数についてでございますけれども、本年1月から業務を委託した法人に対しましては、職員1人当たり25件を上限としているところでございまして、組合直営のセンターにつきましては、本年8月利用分での実績では職員1人当たり平均23.6件となっており、本年1月から業務を委託する前の32.3件に比べますと、プラン作成に係る業務量を減少させたところでございます。

地域包括支援センターは、総合相談支援業務などの包括的支援事業のほか、指定介護予防支援事業所としての要支援者へのケアプラン作成業務も担っております。そのため、各地域包括支援センターとも指定介護予防支援事業所として介護予防支援員、いわゆるプランナーを雇用するなどして3職種の負担軽減に努めているところでございますが、要支援の認定を受けました高齢者のサービスを利用したいというニーズに対しまして、過不足なく対応することも求められております。このサービスを利用したいという方への対応も考慮しながら、もう一方の業務でございませ包括的支援業務にも取り組んでまいります。以上です。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） それでは、広域行政方式の弊害であります。ただいま、管理者の方からマイナス点について、よく説明をいただきました。では、こういう課題に対してどういうふうに対応していくと、陥らないように進めていくという具体的なお話がなかったので、その点について、課題は述べられておりましたけれども、それに対してどういうふうな気配り、思いを持って行政運営に当たるかというふうなことをお聞きしたいと思います。

私が議員になって、当時は旧一関市議会と広域連合だったわけなんです。老人ホームの待機者の件で一関市議会で質問をいたしますと、それは広域連合の問題だというふうに片付けられました。そう思って広域連合の場で質問いたしますと、特養の入所者について、待機者について質問すると、私たちは構成市町村のほうから依頼があって仕事をやっているの、それは構成市町村のほうに言ってくださいというような、責任のなすりつけとか、たらい回し、そういうふうなやりとりでありました。そういうの非常に弊害だなというふうに思っておりました。先ほど管理者が述べられていたこととつながることでございます。ですから、責任感がなくなっている、一つ一つの、それはそっちだというふうなことが非常に目立っておりましたので、それに対してどういうふうに、先ほどは関係市町村と連携をとりながらというお答えでしかなかったということでもあります。

特に、高齢者の場合、介護は広域で行う、介護事業については広域で行うと、それ以外の関連事業というのは市町独自で展開するというふうなことで、この連動した施策が組み立てづらいというように私は横から見えております。例えば、老人であれば、介護は介護保険で広域なんです。老人福祉事業というのは市町村で展開しております。介護は広域、老人福祉は市町と、それから障害者福祉もそうだということになると思います。特に介護保険では対象が要介護者だけでなく、そのすき間の介護予防の分ですね、介護まではいかないんだけど、要支援まではいかないんだけど、何かしらお世話が必要な方、介護予防の対象者というんですけれども、更に介護予防では元気老人も対象にしておりますので、そうなってくると、これは市町の保健センターのヘルス事業で組み立てている部分がありまして、非常にその辺が連動しにくいだろうなというふうに思っております。先ほど、構成市町の独自性が発揮できないんだというふうなことをおっしゃっておられましたけれども、まさしくそのとおりだというふうに思っております。これ

について、どういふふうに対応していくのかですね、質問は一つでありますけれども、特に勝部管理者や、この4月からの介護保険の齋藤参事は県の経験が多くて、県というのはどちらかというところと広域的な考えでありますから、市町村単位にいないというふうな経験を見ても、この辺が私の言っている意味がよくよくわかっていただけるかなというふうにするわけなんですけれども、この点についても一度お聞きしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 広域的な広域行政でのデメリットの部分にどう対応していくかということですが、要するに広域的な行政でのデメリットを先ほど述べましたけれども、逆にメリットの部分もあるわけがございますね。規模拡大によって効率性が向上するというところ、コストが低減されるということ、あるいは職員の専門職の確保などによる体制が充実される、さまざまなメリットの分もあるわけがございます。

私は、やはりデメリットの部分をしっかり対応していくためには、メリットの部分を中心に拡大していくか、そして効率性というところを一番やっぱり重点にすべきだろうと思っております。広域行政方式といっても、例えば効率化よりもサービス水準の方を優先するようなケースもあるでしょうし、さまざまあるわけがございます。私は、やはりそういう面では、サービス効率というんですか、効率をいかにそこで向上させていくかというところに軸足を置いて、さまざまなことをやっていくべきだと思っておりますし、そのためには、やはり権限の移譲の問題であるとか、そういう地方分権との関係での取り組みですね、そういうところも欠かせない視点だろうなというふうに思っております。ところが、その権限移譲のほうはなかなか思うように今進んでおりませんのであれですけれども、権限がどんどん市町村のほうに落ちてくれば、さまざまなことが、市町村が主体となって独自性を発揮しながらやれる部分が増えてきますので、そういうところも期待されることだろうと思っております。

議長（岩渕一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） 権限移譲の話でありました。私は、それでは構成市町村から広域行政組合への権限移譲というのはどうなっているのかというふうにお聞きしたいと思うんですよね。まず、効率化はいいわけなんですけど、ともすればお金の効率化のほうばかり、この広域行政組合のシステムがいつているのではないかなというところが、一番最後に質問した地域包括支援センターの民間委託というふうなところに行くわけなんですけれども、その効率化、効率化はいいわけなんですけれども、安上がりなというふうなところだけが主になっていってはいけないんだと思ってまた質問するわけがあります。

広域行政は構成市町村のほうから話がないと動いていかないわけですよ。独自の施策が展開できないわけですよ。例えば老人ホームが管内で足りないよといっても、構成市町村の方でどうなの、足りないの、足りないの、足りない、私のほうはいい、私のほうはいいということ、全体的にはほしいと思っても構成市町村のほうの意見でなかなか実現できないというようなことあると思うんです。広域行政組合というのは構成市町村からの働きかけがないとうまく機能しないというふうに見ております。ということなので、構成市町村の財政の担当の人とか副管理者、田代さんがいらっしゃるけれども、元総務部長で金庫を握っておいりましたけれども、構成市町村の財政の人とか、それから市長さんや町長さんや副町長さんが、その広域の置かれている末端の声を聞いていただいて、そして広域行政組合の事務のほうにあげていかないと、なかなかこうやって広域行政でいろいろいっても、いや、構成市町村がそこまでいっていないんだよとなると、

なかなか進んでいかないというふうなこともありますので、これらについて再度お聞きしたいと思えます。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 事務を進める上での連携というのが、やはり必要なわけがございますけれども、構成市町との担当者レベルとか担当者会議などを開催をいたしまして、情報交換をし、そして連携を図っているところがございますけれども、今後におきましても、やはり組合と構成市町が一体的両輪で動くということも必要でございますので、今後におきましても会議を開きまして、情報を共有し、一体感を持ちながら進めてまいりたいというように考えております。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） 藤沢は包括的ケアということで、多ケア体制ということで非常に全国でも有名なわけなんですけど、これをやっぱりやっていく場合には、やはり同じようなジレンマが出てくると思っております。一関の合併で、前の町だったら、前の村だったらできたのに今は自由がきかない、それから一緒にやることによってサービスが統一されてしまって、サービスがなくなったというような苦情がやっぱりあるわけですよ。それと同じようなので、そういうところにやっぱり気を配った広域行政を展開していただきたいなと思えます。

次、ケアプランチェック事業であります。今、説明があったわけなんですけど、事業の目的なんですけれども、これは介護給付費の適正化ということで、むだなサービスをくっつけて保険料を高くするなよみたいな国の意図があるので、そういうふうなことには耳もくれないで、利用者が自立支援受けられるね、そういうたかめるような点から進めていただきたいなと思えます。

それから、実施方法についてなんですけれども、これは大変な仕事なんですよね、ケアプランのチェック、点検というのは。こういうのができる職員がいるのかなと私思うんですね。こういうふうな介護支援専門員、ケアマネージャーが立てているケアプランについて、確かにマニュアルはあるんですけれども、マニュアルはマニュアルですから、これに対して、これを点検できるような職員がいるのかなと、筋金入りの職員がいるのかなと思うんですけれども、どういう方がやるのか、どういう研修でどういう資格で点検していくのか、この点についてお聞きしたいと思えます。また、この点検の効果についてね、スタッフの関係と、それからやったあとの効果をどういうふうに持っていくのか、この2点についてお聞きいたします。

議長（岩淵一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） ケアプラン点検の支援の目的として、議員ご指摘のとおり、イメージとして、給付費の適正化につなげるためというふうに言われておりますが、私たちが期待する効果といたしましては、先ほど申しましたとおり、介護支援専門員の質の向上、それから、やはりそこには給付のきちんとした適正なプランが立てられているか、それから、あわせて、対象者の重度化の予防、機能改善につながっているかというところを見まして、それがだれもが安心して暮らせる社会の構築につながるんだという視点で点検させていただきたいなと思っております。

それで、点検する職員は、我々組合職員のうち、介護保険課の給付担当の係の職員が従事する予定であります。それで、ご指摘のとおり、我々は正直申しまして、プロではありません。それで、この点検でどういうふうな結果を求めているのかと申しますと、これも先ほど申しましたとおり、ケアマネージャーの意識改革、気づきを促すと、それから我々も含めましての意識改革をつなげ、ケアマネジメントにつまずいていないか、誤解していないか等を通しましてケアプランが適正にいくと、もう一度申しませんが、ケアプランの内容ではなくて、その過程でのお互いの

勉強といいますか、確認をさせていただきたいなど、ひいては、私は、今までケアプラン点検をしていなかったことで、正直きちんとしたプランになっていたのかなという心配もしております。これから保険者として各介護支援事業所に入りまして、そういう点検をすることによって、今までもきちんとやっていたとは思いますが、さらに適正なケアプランをつくっていただける、そういうきっかけになるものと思っております。以上です。

議長（岩渕一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） 実際にケアプランを点検できる人がいるのかなと思うんですね。介護保険は10年、ケアマネジャーが存在して10年なんですよ。この10年に対して、やって、専門家というのはいないわけですよ。大学の先生がケアプランをチェックできるわけではないし、どういう研修を受けて、どういう人がやっていくのか、これを聞きたいんですよ。全国で今、全国の保険者で、全国至るところで保険者の横暴な、よくわからない人が来てケアマネジャーをいじめているという話を聞くわけなんです。このマニュアルね、私もあるんです、岩手県の、県の研修会のマニュアルがあるんですが、これを見てもわからないんですよ。これをやることによって、その人がよりよい老後の生活が営めるだとか気づきになるとかというのは、私はわかりませんよ、私もケアマネやったことありますけれどもね。こういうので果たして点検、チェックができるのかと思うんですが、この辺についてもう一回聞きたいですし、それからやった結果をどう活用していくのかなんです。ケアマネジャーと気づきをやって、それで万々歳ではないと思うんですよ。その結果ね、やった結果、どういうところまでこれを持っていくのか、お互いに汗を流してやっていくわけですよ、ケアマネジャーとね、それから事務局とね。これ、どういうふうに持っていくのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） どういう職員がどんな研修を受けてやるのかという点につきましては、まず担当する職員は、先ほど申しましたとおり、介護保険課の職員であります。研修につきましては、県の介護給付費適正化担当者研修の一環でありますケアマネジメントの適正化研修で受講したものが行われますが、それにつきましても議員ご指摘のとおり、詳しくは書いていないというのが私も見まして感ずるところであります。

それで、先ほど、全国的にはいじめをしているのではないかと受け取られるような事例があるとお話ありましたが、私のほうとしましては、私たち保険者並びにケアマネジャー双方がお互いに成長できるような、そういう点検をしたいなと思っております。それで、目的につきましては、今お話しほかに、実は毎月、国保連から、サービスに対するどれくらい事業所でお金を使ったかというデータがまいてありますけれども、それとケアプラン点検と合築させまして、やはり給付費が適正に給付されているのかというあたりも、正しく突合できているのかというあたりもチェックできればなと思っております。繰り返しますが、ひいては給付費の適正化につなげたいということでございます。以上であります。

議長（岩渕一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） 給付金が適正か、というのはどうやってわかるんですかと聞いてもたぶん答えられないと思うのであれなんですけれどもね、いずれ、あまり言ってもきちんとした回答が来ないと思うんです。これは大変な事業なんです、お互いにね。広域の事務局の職員、担当になった人は大変、もう悩んでいると思います。その中で、お互いがいいようにみたい、そんな甘いものではないので、ぜひ周りの方でバックアップしていただいて、いい点検事業になっていた

だきたいなと思うんです。

それで、2回聞いたんだけど、答えられなかったのは、この結果をどうしていくのかということね、やった事業の結果をどうしていくのかということなんです。保険料を減らすことにするとかと言われると困るんですけど、この出てきた課題の克服というところで、そのケアマネ個人の課題とかケアマネ事業所の課題だとか地域の課題だとか、保険者、担当者の課題だとか関係部署との連絡、連携が課題だとかというようなことが浮かび上がってくるわけですよ。それを解決するというのがこの事業のもう一つの目的だと思っています。制度上の課題というのもあって、そのケアプランの点検事業をやったときに制度上の課題があって、それを国等への要望、市町村単独事業の検討というふうなものちゃんとマニュアルに書いているわけですよ。私は、ここの部分をはっきりやっていただくとお互いにいい事業になるのではないかなと思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、1回目でケアマネージャーの方に説明会を行うというふうな話があったんですけども、本当にケアマネージャーと事業所と、この地域のことをいい体制をつくっていくのであれば、あるところは1年前から事業者のケアマネージャーとこの事業について打ち合わせを行っているわけですよ、1年ぐらい前から。さあ、今年やるぞと、去年、1年ぐらい前からね、事業所と連絡をとって、事業所のケアマネージャーと連絡をとって、どういうふうやっていくと。さっき言ったように10年しか歴史がないものですから、この道のスペシャリストというのはいないわけですよ。ですから、現場のケアマネージャーと、それから事務局と一緒にこれをやっていくということが重要なんです、その中で、あるところには、やっぱりケアプラン指導研修チームをつくったり、地域包括支援センターと一緒にそういうものを、広域行政組合の中にケアプラン指導研修チームというのをつくって、1年ぐらい前からやって、5回ぐらい検討会を開いてケアプランを検証したり巡回指導をしたり公開講座をやったり、ケアマネージャーの研修会をやったりとかして、広域行政でやっている福井県のある組合もあります。その中で、ケアプラン確認事業実施検討会ということ、去年の7月から、4回、去年はやったのかね、そんなことで模擬面接とかやったり、実際にどうだった、ああだったとかというふうなことで、うまく組合と、それからケアマネージャーとつくり上げているというところがありますので、遅くありませんから、今年5カ所と言っているから遅くありませんから、こういうふうなことで取り組んでいただきたいなと思っています。

次、3つ目の要介護認定の苦情への対応ということで、3つお話ししたわけなんですけれども、まず1つ目のシステム変更後の軽く出るとかというふうな、これは国の制度が悪いんですけども、特例で前の認定に戻ることができたということなんです、これは何人ぐらいだったのか。首をかしげているので、いいです。何人ぐらいだったのか、あとから教えてください。そこが重要ですよ。これは国の不備ですから、国が不備だから前の認定に戻ってもいいよというふうに言ったわけですよ。なかなか国というのは自分の不備を認めないんですけどもね、どうしようもなくなって認めたんですね、ということなんです、何人ぐらいだったのかなというふうに思います。

2番目の問題なんです、認定結果の遅れなんです、これは本当に大変なんです。特に区分変更ね、要介護認定の更新ならいいですね、2年ごと、1年ごとの更新はある程度はいいんですが、状態が変わって認定の区分を変更すると、この区分変更の結果、それから新規ですよ、新規、介護保険を使うんだと、これから使うんだといったときに、新規で申請したときにどのぐ

らのサービスを使えばいいかわからないですよ。上限、管理ありますからね、介護保険から出る上限があるので、要介護1、それから要介護2によって5万円ぐらい違うわけですよ。ちょっとでも出れば全部、全額自己負担になるわけですよ、医療保険と違いますからね。医療保険は3割負担でありますけれども、介護保険は上限があるので、そういうことで区分変更とか新規申請が遅いと大変困るわけですよ。サービスを使えないんですよ、極端に言えば、はっきり決まらないことにはね。そういうふうなことがあるので、これらについて、やっぱりこんなに時間がかかるということではうまくないと思います。

前はよく認定結果が遅いのは主治医の意見書が遅いというふうなことがあったわけなんですけれども、調査も遅いんですよ、今、調査ね。これはやっぱり行政の怠慢だと思いますよ。今年は2年の更新が重なる時期だと、こんなのは初めからわかっているわけですから、初めからわかっていることですからね、それに対して、いろんな対応もとれますよ、私だったらこうやるべきだったなというのを持っていますからね、わかっていることだったんですよ。それで、実際に今というか、大分遅いケース、どのぐらいで結果出しているのかなと、どのぐらいかかっているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） まず初めに、前回の認定結果も選択できる特例の措置をとった人数であります。更新申請2,754件、これには生活保護世帯対象者は除きますが、2,754件のうち希望調書により変更になった方は594件、そのうち軽度の場合、もとの介護度に戻すとされた方が325件、重度の場合でももとの介護度に戻すとされた方が4件、軽度でも重度でももとの介護度に戻すとされた方が265件となっております。

次に、介護認定通知の遅れでございますが、遅れているケースについては、認定調査につきましては1カ月前後でありますけれども、一番の最大の遅れの原因は主治医意見書の到着が遅れているということで、ことしは2カ月から3カ月という病院もございます。以上であります。

議長（岩渕一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） そのシステムの変更で2,700人の中の600人ぐらいが変更したということは大きいことですよ。本当に国の制度の根幹を崩すようなシステム変更ですよ。本当にびっくりしています。

次、認定の遅れなんですけれども、2カ月とかということがあるというんですけれども、これは法律違反ではないんですかね。私が勉強したときには、認定の結果は30日以内にお知らせするというふうに勉強したんですけれども、いかがですか。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 議員ご指摘のとおり、認定結果の通知は申請から原則30日以内とされております。

議長（岩渕一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） いろいろ体制が整わないところもあるんですが、特に区分変更と、それから新規については速やかに結果を出すようにしてくださいね。そして、あとは調査の方も早めに連絡しないと、何やっているんだ、何やっているんだというふうに言っていますからね、ぜひその辺は間違えのないようにやっていただきたいと思います。

それから、最後に、地域包括支援センターであります。何回もやっているわけなんですけれども、地域包括支援センターには3種の職業があるということで、保健師、主任ケアマネージャ

一、社会福祉士ということなのですが、当管内の地域包括支援センターはそれらの3職種の方々に介護予防プランをいっぱいつくらせているわけですよ。これは岩手県一だったんですからね、これは決して喜ばしいわけではなくて、その分、地域包括支援センターの仕事がきちんとやっていないということの裏返しですからね。ということなので、まだ32件だったのが23件に減らしたとか言っていますけれども、20件相談を持つということはほかの仕事できないですからね。ですから、それだけこの地域の地域包括支援センターは地域包括支援センターの本来業務ができていないということになります。これは担当が悪いのではなくて、こういうふうな地域包括支援センターをつくったみんなの責任ですからね、私たちも含めて。早くきちとした地域包括支援センターの業務ができるようお願いしたいと思います。自殺の相談なんかやっているんですか。私のところには入ってきていますよ、ケアマネージャーが毎日、自殺したい、自殺したいということで連絡が来ているんですけども、こんな相談はのれないかと、そういうふうなのを地域包括支援センターが対応していくということだと思えるんですけども、何せ予防プランに翻弄されてそういう仕事できていないということだと思います。

一つは、予防プランをつくる人材がないということですよ。介護支援専門員というか、ケアマネージャーもいないということですよ。そういうことなので、今、本気になってケアマネージャーを、地域として、行政としても育成していかないとだめだと思っております。勝部管理者なんですけれども、地域包括支援センターのケアマネージャーとか、認定が遅いとか、認定の結果が遅い、それから介護予防プランで追われているというのは、ケアマネージャーが足りないわけですよ。それから、もう一つ、先ほど特養の件であったんですけども、入所180人確保するということが皆さん喜んでいますが、この180ベッドを確保するためには金だけではだめなんです、ケアマネージャーいなければならぬですよ。今でさえ1人のケアマネージャーもなかなか見つからないわけですよ。民間も行政も社協もね、1人のケアマネージャーもなかなか引っぱってこれない中で、さっき私、計算したら、やっぱり10人以上ほしいんですよ、この180ベッドを確保するためには。例えば、29床以下の小規模特養も145ベッドを整備するということが5人のケアマネージャーがいなければならぬですよ、5人のケアマネージャーでしょう。グループホーム3カ所だから3人でしょう、8人ですよ。あとは特養が49、1人でしょう、それから老健一つというふうに考えていくと、さっきの145人埋まるとか181人埋まるというふうなことなんです、これは金だけの問題ではなくて、ケアマネージャーがいなくなると建物を建てても指定を受けられないわけですよ。ですから、こういうことも含めて、そろそろ行政のほうでもケアマネージャーの養成をしていかないと、認定も困る、予防プランもつけれない、施設をつくっても老人ホームとして機能できないというふうになるんですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 会議時間を延長します。

松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 介護支援専門員が足りないというのはご指摘のとおりでありますし、ただいまお話しのとおり、小規模特別養護老人ホーム29人以下5カ所をつくりますと、そのとおり5人の支援専門員が必要であります。グループホームもそのとおりであります。私のほうも施設整備とあわせて、そういう介護支援専門員、いわゆる資格を有する方の確保に向けては、何らかの手だてをしたいというふうには考えております。

議長（岩渕一司君） 4番、神崎浩之君。

4 番（神崎浩之君） ぜひ、一緒になって、このケアマネ不足解決したいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

地域包括支援センターなんですが、委託が始まって委託されている方からいろんな要望が出ております。この辺について確認したいと思います。委託料が低くてやってられないということなんです、やっていけない、ちょっと言葉悪かったですが、やっていけないということなんですよね。これは前の議会でもやったわけなんです、あの当時から、直営で1,000万円の給料の人が何で390万円で委託するんだという話をしましたよね。実際に委託が始まって、やはりそういうふうな課題が出てきているわけですよ。しょうがないから介護予防プランをつくって穴埋めしなければならぬ、委託の包括もね、そういうふうなことになっているわけなんです、前回指摘したんですが、その点についてはどうなんですか、どうなっているか、検討、そういう委託先から要望が出ているのか、このままではやっていけない、何とかしてくれと要望が出ているのか、それについて、私も前回の議会でも話をしたので何か検討をしたのか、その辺、この地域包括の前身が在宅介護支援センターというのありましたよね。それは藤沢町もありましたし、平泉町もあったし、一関市もあったわけですよ。藤沢町は直営ですから国の単価の持ち出しでやっているわけですよ。国の基準以上に市町村のお金を入れてやっているわけですよ。平泉町も国の基準より高かったということなんです、その辺について最後、お話をいただきたいと思います。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 本年1月より、一関地域の一部、それから大東、東山地域、この2つの地区を社会福祉法人に委託したところであります。この業務を開始しまして、ただいま申し上げますとおり、1月からでありますので、現在9カ月経過したところであります。ご指摘の委託料につきましては、今後の事業実績、それから収支状況などを確認しながら検討してまいりたいと考えております。

それから、委託した包括からの要望についてであります、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種の職員の増員、それから、この専門職にかかる人件費の見直し、介護予防プラン作成を担当する職員配置などの要望が出されているところであります。

議長（岩渕一司君） 通告時間に達しましたので、神崎浩之君の質問を終わります。

本日の一般質問は以上とします。

お諮りします。

残余の質問については、これを延期し、10月15日、午前10時に本会議を再開し、これを続行したいと思っております。

本日はこれにて延会することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 異議ありませんので、本日はこれにて延会します。

大変ご苦労さまでした。

延会 午後4時01分

第 2 目 目

議 事 日 程 (第 2 号)

日程第 1		一般質問について
日程第 2	認 第 3 号	平成21年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定 について
日程第 3	認 第 4 号	平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決 算の認定について
日程第 4	議案第 5 号	平成22年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算 (第 1 号)
日程第 5	議案第 6 号	平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)

一関地区広域行政組合議会定例会会議録

平成22年10月15日

午前10時00分開議

出席議員（18名）

1番	阿部正人君	2番	岡田もとみ君	3番	勝浦伸行君
4番	神崎浩之君	5番	熊谷裕君	6番	千葉啓志君
7番	千田恭平君	8番	菊地善孝君	9番	海野正之君
10番	千葉満君	11番	千葉孝君	12番	那須茂一郎君
13番	佐々木清志君	14番	菅原巧君	15番	武田ユキ子君
16番	阿部孝志君	17番	石川章君	18番	岩渕一司君

欠席議員（0名）

職務のため出席した職員

事務局長	菊地敬喜	議事係長	八重樫裕之
------	------	------	-------

説明のため出席した者

管理者	勝部修君	副管理者	菅原正義君
副管理者	畠山博君	副管理者	田代善久君
広域行政組合事務局長	中里秀孝君	介護保険担当参事	齋藤昭彦君
環境衛生担当参事	鈴木悦朗君	介護保険課長	松岡睦雄君
介護福祉主幹	青山モト子君	介護福祉主幹	熊谷正明君
環境衛生課長兼 一関清掃センター所長	菅原直君	環境衛生主幹	石川二三夫君
環境衛生主幹	須藤久輝君	会計管理者	鈴木道明君
監査委員	小野寺興輝君	監査委員事務局長	阿部和子君

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

議事日程に同じ

第13回広域行政組合議会定例会

平成22年10月15日

午前10時00分 開 議

会議の議事

議長（岩渕一司君） ただいまの出席議員は18名です。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

神崎浩之君より議案に対する質疑通告書を受領し、管理者に回付しました。

本日の会議には、管理者、監査委員の出席を求めました。

議長（岩渕一司君） これより議事に入ります。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第2号により進めます。

議長（岩渕一司君） 日程第1、一般質問について、これより順次発言を許します。

第1回目の質問、答弁とも登壇の上発言願います。

また、質問通告に沿った内容であるとともに、質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭にお願いいたします。

熊谷裕君の質問を許します。

熊谷裕君の質問は、一問一答方式です。

5番、熊谷裕君。

5番（熊谷裕君） おはようございます。

一関市議会選出の熊谷裕でございます。

第13回組合議会定例会におきまして、質問の機会を与えていただきましたことに感謝を申し上げまして、質問に入らせていただきます。

通告の2題についてただしてまいりますので、明確な答弁をお願いいたします。

まず初めに、ごみ焼却施設、リサイクルプラザにおける定期補修、メンテナンスについて伺います。

勝部管理者は、平成22年度の施策推進方針の表明の中で、ごみ処理施設の改築につきましては、当地域の重要な課題と認識しておりますが、現在、岩手県ごみ処理広域化計画における県南地区のごみの広域処理のあり方について、県南地区ごみ処理広域化検討協議会におきまして検討が進められておりますことから、関係機関による協議が円滑に進展するよう努めていくと述べられております。また、第11回組合議会定例会や今組合議会定例会における一般質問でも数名の議員の方が、県南地区ごみ処理広域化検討協議会の進捗状況に関しての質問を行っており、これからの県南地区のごみの広域処理のあり方は、一関地区広域行政における重要な課題と位置づけられるものであります。しかし、第11回組合議会定例会や今組合議会定例会における一般質問の答弁では、検討は続けられているとは言われるものの、いまだ具体的な方向性が示されない状況であります。

一関清掃センターごみ焼却施設は昭和56年3月の竣工で、建設後29年を経過しており、勝部管理者は、新しい施設の整備は当地域の喫緊の課題であると認識している、住民サービスと廃棄物の適正処理を考え合わせると、当地域に単独で新しい施設を設置して、ごみ処理を行うことが望

ましいのではないかと考えているところで、今後、早急に関係市町及び岩手県と協議していくと答弁され、さらには、広域化の目標年次である平成29年度まで現施設を稼働させなければならないと言われております。また、新設の方向づけに関しては、広域計画が決まらなければ検討も進められないとも言われております。

一般的に15年ないし20年とされるごみ焼却施設の耐用年数からはるかに経過した一関清掃センター施設においては、近年、年間1億円前後の整備費がかかり、今後も平成29年度まで毎年、概算で1億円前後の整備費が見込まれる中で、平成23年度には、コンベア施設及び温水熱交換器更新等の基幹機器設備更新工事に概算で2億3,600万円の整備費が計画されております。老朽化してきたごみ焼却施設や、これから老朽していくリサイクルプラザ及び大東清掃センターごみ焼却施設は、常に稼働することが義務づけられた巨大プラントであり、その維持管理には相当の費用がかかる定期検査、機器の更新や補修工事、日常のメンテナンスが必要で、経年すればするほどそのコストも増大するのは道理であります。平成29年度まで、あるいはそれ以降数年間にわたり円滑な施設管理運用を行うためには、それなりの維持管理、保全が必要であり、また、それを確実に行わなければならないのは言うまでもありません。

そのような観点から、国で定められているシステム定期検査、機器の更新や補修工事、日常のメンテナンス等の実績、実際の状況、今後の定期検査、機器の更新や補修工事等の進め方、計画についてお示し願います。また、比較的新しい一関清掃センターリサイクルプラザ、大東清掃センターごみ焼却施設においても、国で定められているシステム定期検査、機器の更新や補修工事、日常のメンテナンス等の実績、実際の状況、今後の定期検査、機器の更新や補修工事等の進め方、計画について、同様に伺うものであります。

次に、2つ目の特別養護老人ホームの追加整備予定について伺います。

岩手県平成21年度2月補正予算にて、国の交付金を活用して関連基金を26億円増額し、52億円余の施設整備事業費が確保されたことで、定員29床以下の小規模地域密着型特養の整備補助枠が拡大されたため、一関地区広域行政組合は145床分が追加整備されるとのことであります。受け入れ体制が整うことで地域の期待感、安心感が大きくなるところでありますが、この追加整備の詳細スケジュールについて伺うものであります。

以上、ごみ焼却施設、リサイクルプラザにおける定期補修、メンテナンスについて、特別養護老人ホームの追加整備予定についての2題をお聞きしまして、この場からの質問とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

議長（岩渕一司君） 熊谷裕君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 熊谷裕議員の質問にお答えいたします。

まず、特別養護老人ホームの追加整備予定に係る件でございますが、当組合管内における特別養護老人ホーム入所待機者の状況は、平成22年3月末において730人で、このうち在宅で待機している方は256人、そのうち担当する介護支援専門員が、待機者の家庭状況などにより早期の入所が必要であると判断された方が147人です。

この特別養護老人ホームの入所待機者解消に向けた取り組みについてであります。議員からご紹介のあったとおり、県では国の交付金を活用して関連基金を52億円余として、施設整備のための事業費を確保したところであります。当組合では、この事業を活用した、いわゆる第5期計

画の前倒し分の整備意向を、昨年度に引き続き、本年5月に各事業所に再確認したところ、145床分の開設希望があったところでございます。

この調査をもとに、当組合が事業者を指定する定員29人以下の小規模特別養護老人ホームの整備については、当組合管内の早期に入所が必要な在宅の待機者数147人にほぼ相当いたします145床分を整備する予定といたしました。なお、平成20年度までと比べまして、補助基準が引き上げられたこと、また、第4期計画で特別養護老人ホームの計画がなかったことなどから、増床数が県内で最多となったものでありますが、いずれこれらの施設整備が着実に進められることにより、当組合管内でも早期に入所が必要とされる在宅の待機者の解消が進むものと考えております。

なお、特別養護老人ホームの追加整備予定の詳細及びごみ焼却施設の定期補修などの項目につきましては、事務局長より答弁させます。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 私からは、特別養護老人ホームの施設整備及び今後のスケジュールについて答弁いたします。

いわゆる第5期計画の前倒し整備計画につきましては、当組合が指定します定員29人以下の小規模特別養護老人ホーム145床のほか、認知症高齢者グループホームが27床、小規模ケアハウスが56床、また、県が指定します特別養護老人ホーム49床、小規模介護老人保健施設29床、ケアハウス20床の合計定員181人分につきましても予定したところでございます。

これにより、当組合管内における施設の入所定員は、合計で326人分の入所枠が確保できることとなり、早期に入所が必要な待機者147人につきましては、その解消が進むものと考えているところでございます。なお、待機者数につきましては、3月末調査時点で特別養護老人ホームに入所を希望している方から、その後、施設入所した方などを除き、7月から8月にかけてその対象者の状況や早期に入所が必要であるかどうかの意見を調査した結果を、この3月末現在として公表したものでございます。

次に、いわゆる第5期計画の前倒し事業に係る今後のスケジュールについてであります。当組合が指定します事業者につきましては、本年11月下旬を目途に公募いたしまして、12月下旬には事業者を決定したいと考えているところであります。この公募に先立ちまして、今月10月下旬には、事業者に対する説明会を開催する予定であります。

事業者が内定し、施設建設後のスケジュールでございますけれども、第4期計画の介護給付費や介護保険料に影響が出ないように、事業所の開設時期にありましては、第4期計画の最終年度の平成24年3月を基本に予定するものでございます。

次に、ごみ焼却施設、リサイクルプラザにおける定期補修、メンテナンスについてお答えいたします。

初めに、定期補修工事の計画、進め方についてであります。

一関清掃センター焼却施設につきましては、3年に一度、第三者機関に依頼しまして実施する精密機能検査や毎年施工します定期補修工事の際に、施工業者、センター職員及び施設運転管理受託業者の3者合同により検査を実施しております。また、焼却炉休止時における自主検査は、センター職員及び施設運転管理受託業者とともに実施しております。これら検査結果、点検結果をもとに、緊急性及び必要性を考え、優先順位を決めた上で計画的に定期補修を行っております。大東清掃センター焼却施設、リサイクルプラザも同様に、整備計画を策定の上、定期補修工事を実施してございます。

次に、点検内容についてでございます。

精密機能検査は3年に一度、第三者機関に委託し、施設設備の処理及び機能の状況を把握するため、実施してございます。

次に、定期補修工事の際の検査は、工事の施工にあわせまして、施工業者、センター職員が施設運転管理受託者立ち会いのもと、各設備の目視点検による腐食、損傷の有無の確認や装置の作動確認による振動、異常音の有無、ケーシングの肉厚測定、配管、弁類の腐食、損傷の有無、漏水の有無を確認するなど検査を実施いたしまして、整備計画を作成する資料としております。

焼却炉休止時の自主検査についてであります。炉内清掃・点検及び燃焼装置であるバーナーノズルの清掃・点検、散水ノズルの清掃・点検、空気予熱器等の清掃・点検を実施の上、炉内等の整備を行うものでございます。日常点検は1日5回から6回とし、点検順路をあらかじめ定めまして、各機器の稼働が正常であるか確認の上、その内容を運転日誌に記録しております。なお、異常が発生した場合には、即事に対応を行っているところでございます。

このような検査や点検を通しまして、施設設備の摩耗度、損傷による影響度を考慮し、計画的に補修工事を行っております。なお、焼却施設で最も重要で消耗の激しい炉内の耐火レンガにつきましては、毎年定期的に補修を行っております。また、法令に基づきまして、整備が求められているクレーン、計量器等は、その基準にのっとり実施しております。さらに、電気部品や破砕機のカッター等の消耗部品につきましては、あらかじめ購入の上、必要に応じ職員及び委託者での補修、あるいは地元業者への発注をしているところでございます。以上であります。

議長（岩淵一司君） 5番、熊谷裕君。

5番（熊谷裕君） ありがとうございます。

特別養護老人ホームの追加整備予定に関しての2回目の質問をさせていただきます。

今回の措置は非常に重要な対応であったかと思えます。ぜひとも計画どおり進めていただきたいと思うんですけれども、また別な観点から厳しい言い方をすれば、多少場当たりの要素があるのではないかというふうな声もあります。そもそも、まだ歴史の浅い介護保険制度の、成熟していないための実情と計画がアンバランスになっているということなんだろうけれども、これは広域の問題ではなくて、国の方針というか進め方によるところが大きいかと思うんですけれども、いずれ現場の声を県を通じて国へフィードバックし、そしてその根本的な改善を重ねていかなければ、10年後、20年後の計画もそれがまた絵空事になってしまうのではないかという懸念があります。前回の定例会でも管理者が、国の方向性が不透明であるというような回答もされておりましたけれども、それが不透明であれば、また地方から声を上げていく、そういったスタンスが重要ではなかろうかと考えるところでありますけれども、管理者の所見を伺いたいと思えます。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 実は、きのう、午後から福島市で東北市長会議が開催されました。その中でも各県から提案された議題として、この介護の問題も大きく取り上げられておりました。そういう中で、やはり国に対して地方から、地方の実態として言うべきことはしっかり言っていこうということで東北の市長会は一本化されておりますので、今後、国に対する要望活動等、具体的な動きとして現れてくると思いますので、その中でしっかりと地方の現状を踏まえて、国に対して要望すべきところは要望していきたいというふうに考えております。

議長（岩淵一司君） 5番、熊谷裕君。

5番（熊谷裕君） ありがとうございます。ぜひ、そういった形で今後ともよろしくお願ひしたい

と思います。

次に、ごみ焼却施設リサイクルプラザにおける定期補修、メンテナンスについて伺います。

ごみは年々減少しているとは言われていますけれども、焼却施設はほぼ毎日のように稼働しております。第11回組合議会定例会におきまして、管理者は、現在のところ、特に差し迫った問題ということにはなっていないが、老朽施設でもあるので突発的な対応も想定しながら、施設の管理には十分注意をしていくと答弁されております。15年ないし20年と言われるごみ焼却施設の耐用年数からはるかに経過して、毎年1億円前後の整備費をかけている今が、もう差し迫っている状況ではないかと言えるのではないのでしょうか。今までが大事に至らなかったから、このやり方、進め方が同じやり方でいいとは言えないと思います。老朽化したプラントは今までとは違って、さらに維持管理、保全のための費用が増えていく、または費用をかけていかなければならないものになっていくと考えられますけれども、その辺のところの管理者の所見を伺いたしたいと思います。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 現時点において特に不具合となるようなところが顕在化していないからいいのだという意味ではございませんで、いつ、何時トラブルが発生するかもわからない、数字の上からはそのような施設の現状にあると思います。施設ができて29年という年数を考えればですね、そういう、いつ、何時どういふことがあってもいいように、まずしっかり対応していくことが必要でありますし、一方では、新しい施設のあり方について、これは前回の答弁からずっと話しているところがございますけれども、現在、広域に1カ所という県の計画をどうするかということについて、さまざま協議をしているところがございますので、そちらのほうでは新しい施設のあり方について検討を急ぐと、一方では、現在の施設を何とかそれまで持たせて使っていくということを、両方を同時並行的にやりながら進めていかなければならないというのが今の現状だと思います。そういう中で、新しい施設のあり方についての検討を、より検討にスピード感を持ってやっていく必要があるだろうというふうに考えております。

議長（岩渕一司君） 5番、熊谷裕君。

5番（熊谷裕君） 管理者の今の答弁、そのとおりでと思うんですね。新しいものに対する用意も十分進めながら、現在のものもきちっと管理、保全していくと。私は、その新しいものがまだ見えていないところがあるゆえに、今のものをきっちり保全していかなければ、住民生活に影響が出てくるという心配のことを、その対処が重要ではないかということは今も話しているわけなんですけれども、前回の定例議会の答弁の中で、突発的な対応も想定しながら、あるいは日ごろから事故があった場合を想定した訓練というか、シミュレーションをしながらの対応策を検討していることが日常の業務になければならないというふうに答弁されております。まさにそのとおりでと思うんですけれども、その辺のところ、危機管理の実例について、今どのように日常の業務にそれが取り入れられて進められているのか、その辺のところをお聞かせください。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 突発的なことに対しての対応ということでございます。まず、当然ながらそれには対応していくわけがございますけれども、その障害が施設整備に及ぼす影響度、あとは緊急度、これらを精査いたしまして、その状況に応じた迅速な対応を図っているところでございます。

議長（岩渕一司君） 5番、熊谷裕君。

5番（熊谷裕君） ありがとうございます。先ほどの私の答弁の紹介の中に、シミュレーションを

しながらというふうな表現もありました。日常的な作業の中で、そういったものを組み込んで、シミュレーションしながらというのがちょっと見えないところなんですけれども、その辺のところをもう少し具体的にお話しいただけますか。

議長（岩渕一司君） 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長（菅原直君） 点検、施設の安全な運転につきましては、一つは保全と、そういう不具合が起きそうなのかということとを事前に察知するための保全という考え方が一つ大事だということで、先ほど申しましたように、第三者機関における検査、それから補修工事のときの検査、それから日常検査も行っております。さらに、さまざまな機器があるわけなんですけれども、それらの機器が早いものと、例えばレンガですと毎年一部交換しなければならないとか2年とか5年、10年とかいう耐用年数がございます。それらも耐用年数の基準の時点で損耗度がどれぐらいなのか調べまして、耐用年数どおり10年で更新しなければだめなのか、今の状態であればもう少し持つかというようなことで、それらの機器を点検しまして、突発的なと申しますか、将来起き得る故障に備えております。

議長（岩渕一司君） 5番、熊谷裕君。

5番（熊谷裕君） ありがとうございます。システムが古くなる、老朽化していく中で、現場では日々そういった観点に対して努力されているということがわかりました。

私は、かつて電力会社に火力発電プラントを納めて試験調整をするエンジニアをしておりました。その火力発電所は、各号基ごとに国が定めている定期検査を実施しながら、大体が15年前後で大きな更新工事が行われて、プラントとして再生され、また新しく稼働されて延命されております。しかし、一方では、行政が管理運営されております今回のごみ焼却施設、あるいは上下水道施設等は、基本的な部分においては火力プラントと同じような材質、あるいは材料で構成されていながら、比較的長期にわたり更新がされないケースが見受けられまして、その仕事を通じながら、税金が使われているシステムであるために長期間施設運用するのであるのだろうというふうに考えたものでありましたけれども、そういった観点、税金を投入しないと、大事に使っていく、住民に負担をかけないような形で施設を大切に運営するということは非常に大事でありますけれども、万が一、もしものことがあって、プラントが停止するに至るようなことがあれば、また住民は大変な事態に陥ることになります。

ごみ焼却施設等は常に健全な姿で運転しなければならないという大前提があると思います。危機管理の観点からも、老朽化しているシステム、老朽化していくシステムにはしっかりとした維持管理、予防保全が行わなければなりません。

管理者、副管理者には、ぜひ現場に足を運んでいただいて、今後の保全、管理を計画的に進めていただくようお願いするものですが、最後にそういった各現場に対しての考え方を含めた管理者の所見を伺いたいと思います。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 確かに、私も就任以来、施設のほうにお邪魔したのは1回だけ、記憶では1回だけだと思います。今後、なるべく日程を調整して、現場に足を運んで、現場の実態をより詳細に把握するように努めていきたいと思います。

議長（岩渕一司君） 5番、熊谷裕君。

5番（熊谷裕君） ぜひ、現場主義に徹して、住民のための、住民に向けての運営をよろしく願い申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（岩淵一司君） 熊谷裕君の質問を終わります。

次に、岡田もとみ君の質問を許します。

岡田もとみ君の質問は、一問一答方式です。

2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 日本共産党の岡田もとみです。

通告に沿って一般質問を行います。

初めに、介護保険事業についてお尋ねしますが、介護保険制度は施行されて10年が経過しています。介護保険法の附則4条に、10年を経過した場合において必要な措置を講じると規定されているように、改めて、発足当時の目的である介護を社会的に支える制度になっているのか、検証をしながら制度改正へ向け、パブリックコメントに大いに反映していただきたい、そうした観点から大きく2点について質問していきたいと思えます。

1点目は、昨年、国が実施した介護報酬3%増の改定に伴う影響についてであります。

低所得者層の高齢者と家族にとっては、原則1割の利用料や、2005年10月に導入された食費、居住費の全額自己負担化で既に重い負担とされる介護保険ですが、介護報酬3%の引き上げによって利用者負担が増加していないか、サービスの回数や時間はどのように変わってきているか、実態をお伺いします。また、介護報酬は、2003年4月に施行後初めての見直しでマイナス2.3%の切り下げが行われ、2006年の制度見直しでさらに2.4%も引き下げられています。昨年の介護報酬3%引き上げが、介護サービス事業所では介護従事者の処遇改善と人材確保にどれだけつながっているのか、現状をお知らせください。

現在、第4期介護保険事業計画の期間中は、介護報酬の3%増に伴い国からの介護従事者処遇改善臨時交付金が繰り入れられ、第1号被保険者の保険料の上昇が軽減されていますが、この基金がなくなる第5期計画へ与える影響はどれだけなのかお伺いします。

2点目は、要介護認定制度の変更についてであります。

昨年4月に介護認定のシステムが変更されて、認定結果が従来の介護度より軽度な認定となり、サービス利用に大きな変更が生じてしまうことから、認定調査基準の修正が行われ、昨年10月から再度改正されています。それにより、軽度判定が解消されたのか、実際の認定において要介護認定制度の悪影響というものが出ていないかお伺いします。また、居宅介護サービスには支給限度額があります。それは、要介護高齢者の実態に合っているものなのかどうか確認したいと思います。例えば、限度額を超えてサービスを利用している人はどのくらいいるのか紹介いただきたいと思えます。

次に、一関清掃センターのごみ焼却施設についてお伺いします。

この施設は昭和56年4月の稼働から既に29年目を迎え、耐用年数をはるかに超えた老朽施設です。一関地域としては早急に新しい施設の整備を進めたいところですが、その弊害とされているのが、県内を6つのブロックに分けてごみ処理を行おうとする県が策定した広域化計画です。しかし、この計画は、ダイオキシン問題が大きな社会問題となったときの当時の厚生労働省が指導したもので、現在は技術が進み、大型の焼却炉でなくてもダイオキシンの排出を抑制できるとされており、広域化にする理由がなくなっています。こうした背景も踏まえ、前回2月の組合議会後、県や構成市町の対応には変化があると思われませんが、この間の協議の結果、一関地域に単独で新しい施設設置の可能性が見えてきているのかどうか、県南地区ごみ処理広域化検討協議会の会長でもあられる管理者に状況をお伺いしたいと思えます。

以上、壇上からの質問とします。ご清聴ありがとうございます。

議長（岩渕一司君） 岡田もとみ君の質問に対する答弁を求めます。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 岡田もとみ議員の質問にお答えいたします。

私からは、一関清掃センターの今後の計画について答弁させていただきまして、他の項目については事務局長から答弁させますので、よろしく願いいたします。

一関清掃センターの今後の計画についてでございますけれども、県南地区ごみ処理広域化検討協議会の進捗状況について、まず申し上げたいと思います。

岩手県は平成11年に岩手県ごみ処理広域化計画を策定したところでございまして、両磐地区は胆江地区と合わせて県南ブロックに指定され、その中で1カ所のごみ処理施設の整備とする計画が示されました。これを受けまして、県南地区ごみ処理広域化検討協議会において、県南ブロック内におけるごみ焼却施設のあり方について協議を進めているという状況でございます。

一関清掃センターごみ焼却施設は、29年目を迎える老朽化が進んでいる施設でございますけれども、一方、胆江地区の焼却施設は平成6年の建築で、当組合の施設と比較しますと新しく、両地区の施設の経過年数が大きく異なる実態などから、県が示した平成29年度までに1カ所とする整備案の共通理解をなかなか得るに至っていないところでございます。また、胆江、両磐の両地区で1カ所とする県計画を見直して、これを修正する場合においては、科学的根拠等の裏付けも必要とされているわけでございます。

各市町との協議状況は、ただいま申し上げましたような実態にございますけれども、当地区のごみ処理施設の整備の今後の進め方をどのようにしたらよいかについて、現在協議しているところであり、まだその進め方についての結論が出ていないところでございますけれども、積極的に進めてまいりたいと思っております。

当組合といたしましては、胆江、両磐地区の広さ、地形、道路事情等を考え合わせますと、最低限、両磐地区に1カ所の整備は必要ではないかととらえているところでありますので、今後その科学的裏付け調査の必要性等について、関係市町との共通理解を得る努力を重ねてまいりたいと考えております。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 私からは、介護保険についてお答えいたします。

まず、施設利用の状況のうち、介護報酬の3%増の改定に伴う影響についてであります。

初めに、介護サービスごとの利用回数や時間についてであります。平成21年4月の介護報酬改定は、介護従事者の人材確保や処遇改善を目的に、介護報酬が平均で3%引き上げられたものであります。介護報酬が引き上げられた平成21年度の給付費の決算額は約103億8,900万円であり、前年度と比較いたしますと約7億3,000万円の増であり、7.6%の伸びを示しております。さらに、サービスの利用状況のうち、居宅介護サービス費の合計の伸びで見ますと、延べ3,700人増の7万8,800人であり、そのうち、訪問介護の利用者数は延べで186人、回数で1万1,047回増加しております。通所介護も利用者が延べ1,449人、1万4,464回増えている状況でありますことから、利用者数及び利用回数は増加となっております。

介護従事者の処遇改善についてであります。岩手県では平成21年度のプラス3%の介護報酬改定に加え、介護職員の処遇改善を図ることを目的とした介護職員処遇改善交付金事業を実施し、改善に取り組む事業者に対し交付金の交付を行い、介護職員の処遇改善を進めているところであ

ります。

平成21年度の岩手県の交付金の交付実績では、対象は平成21年12月から平成22年3月までの4カ月分で、申請事業所数は1,019、対象職員数は1万700人、交付支給総額5億7,082万1,000円となっており、1人当たりの支給交付金は月額約1万3,000円になっております。この交付金事業は、事業所が県で定める交付金額を上回る賃金改善をした場合にのみ交付されることから、月額約1万3,000円以上の賃金の改善がなされたものと考えております。

介護報酬の3%増に伴い介護給付費が増大し、介護保険料も上昇したところでございますが、急激な上昇とならないように第4期介護保険事業計画期間中は国から介護従事者処遇改善臨時特例交付金として当組合に交付され、これを介護従事者処遇改善臨時特例基金として積み立てたものでございます。この基金により、7,330万7,000円を繰り入れすることによりまして、第1号被保険者の介護保険料の基準月額が本来3,964円から55円軽減され、3,909円となったところでございます。なお、この第5期計画におきましては、この交付金が交付されない場合は軽減分の55円が介護保険料に上乘せされることとなります。

次に、要介護認定システムの変更についてでございます。

昨年4月の要介護認定システムの変更によりまして、より要介護認定の判定事例で非該当者と軽度者の割合が従来より増加したこと、また、変更後の認定調査員テキストに対する研修も不十分でありながら変更したことなどから、認定調査に影響があったと指摘されたところでございます。国では、4月から9月の期間、前回の認定結果も選択できる特例の措置をとって救済したところでございます。

こうしたことを受けまして、国では10月以降の要介護認定システムを再度修正することとし、また、当組合といたしましても、認定調査員に対する研修を早めに関催するなど、認定調査事務に支障を来さないように対応してきたところでございます。こうした対応をいたしたことから、現在では苦情につきましては承知をしていないところでございます。

次に、限度額を超えたサービスにつきましては、介護保険の適用から除外されますことから、その実態につきましては把握していないところでございます。以上であります。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） サービスの回数、そして時間などが増加しているということでしたが、一方で介護現場からは、サービスを受けたいと希望があっても職員が足りず、十分にこたえられないといった声が聞かれるのですが、人材不足の現象が起きていると思われまます。こうしたことについて、対応をどう考えているかお伺いします。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 介護現場の職員の方が不足しているということにつきましては、ただいま申し上げましたとおり、介護従事者の人材確保や処遇改善を目的といたしまして、国のほうでは3%報酬を引き上げたところでもあります。これによりまして、管内でもおよそ8割ほどの事業者の方が介護職員の報酬等の引き上げを行ったところでもあります。そういうことで、人材をまず確保するという給料の面では、いくらか変わってきているのかなと思っております。ただ、その中で、当組合管内では介護の仕事に従事されている方が、やや不足しているのかなというふうにもとらえております。以上であります。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 今回の国の制度は、介護職員に対しての対応の措置でありまして、介護従

事者はケアマネージャーや事務職、給食、看護職、そういった職種の方々が全体的に介護を支えていると、そういった人の底上げもしなければ問題は解決しないと思います。そういう点では、組合としての対応が求められると思うんですが、お伺いします。

議長（岩淵一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） ご指摘のとおり、今回の改正では、すべての介護職員に対する報酬改定ではございません。そんな中で、ことしの1月に、組管内の事業所を開設しております各事業所あてに独自の調査をさせていただいておりました。その中で、現在、組管内には62の事業者がございまして、そのうち50の事業所から回答がありました。その中の3%アップへの対応で報酬改定をしたかどうかということにつきましては、今回の改定を踏まえて給与等を引き上げたというのが16事業所で32%、今回の改定にかかわらず給与等を引き上げたというのが13事業所で26%、定期昇給を行ったのが20事業所で40%、給与等の引き上げを行わなかったが1年以内に引き上げる予定が3事業所の6%、給与等の引き上げを行っておらず、今後も引き上げる予定なしというのが6事業所の12%でございました。その中で、さらに自由な記載を求めましたところ、ご指摘のとおり、介護職員だけであって、その他の従事者に交付金が出ないということで不平等感があって対応に苦慮するとか、そういったこともちょうだいしております。いずれ、これにつきましては、国の制度にもかかわりますことから、当初お話ありまして、国のパブリックコメント、あるいはうちのほうで加盟しております全国介護保険広域化連合会、これを通しまして、国の方に要望をしまいたいと思います。以上であります。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 介護職員処遇改善交付金は月1万5,000円の賃上げが目標とされていたと思うんですけれども、これを実現できた事業所は何カ所あるかお伺いします。

議長（岩淵一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 先ほど、局長から答弁ありまして、県のほうでこの事業を行っております、総額については公表されておまして、詳細については公表されておられません。したがって、詳しいことは存じ上げないというところでございます。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 二度にわたった介護報酬の切り下げ、そこに事業所の経営の悪化や職員の劣悪な環境を招いているということがあります。今回の3%の引き上げだけでは、際立った改善が見られないまま交付金の期間が終わる、そういったところに多くの事業所で不安を抱えていると思うんですけれども、その点はいかがでしょう。

議長（岩淵一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） おっしゃるとおり、今回の改正は期限が限られておることは承知しております。ただ、国のほうでも、介護従事者の処遇を改善しなくてはいけない、何とか高齢者の方々の世話といいますか、そういう尊厳ある仕事をなさっている方の処遇を改善しながら、従事者の確保をしたいという情報がありますので、来年、再来年ですか、平成25年の医療と介護の同時改定にありましては、その辺がいいほうに改善されることを私も希望しております。以上であります。

議長（岩淵一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 第5期計画に上乘せをしていくというお話がありましたが、所得の第1段階の対象となる方の年額の保険料はいくらになると見込んでいるかお伺いします。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 第5期介護保険事業計画期間における介護保険料につきましては、今後、来年度がその事業計画策定期間であります。その際に、先ほど申しました第5期の事業計画の前倒しによる施設整備の影響、それから、これから管内の高齢者の方が増えていく影響、それからただいまの特例の基金がなくなる、そういったものをいろいろ勘案いたしまして、来年度にその費用を算定するものでありまして、今現在、その金額はつかんでおりません。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 要介護認定制度の件についてお伺いします。

どういった内容、いろいろ上がっているかということで承知していないという答弁でした。現在、日本共産党の両磐地区委員会では、住民アンケートを行っていきまして、市民の方々、藤沢町、平泉町の方合わせて両磐管内から今取り組んだばかりですが、250通の市民の方、住民の方々からいろんな意見が上がってきています。その中で、介護の設問についていろんな声がやはり寄せられていますが、その中でも利用者の実態を反映していないというような問題点や、同居家族がいることで必要なサービスが受けられないという問題が出ているということが明らかになっています。小さな問題でも窓口での問題、時間が待たされるといったような介護保険課の対応だと思うんですけども、窓口で待たされるといったような苦情の声も上がっています。そういった改善について組合でもいろいろと関係機関と連携を密にさせていただきたいと思うのですが、いかがですか。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 初めの利用者の実態に即した介護がなされていないのではないかとこの点につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、ただいま国のほうでは、そういったことを審議会を通じて関係者の方から、どのように制度改正をしていったらいいのかということを中心に審議している状況のようであります。国のそういう制度がどういう方向にいくのか注視してまいりたいと思います。

それから、窓口での対応につきましては、当組合では直接の窓口は介護保険課だけありますけれども、構成市町に高齢担当の窓口が兼務いたしております。そういうことから、そちらの方とも、そのような情報があったということで、今後の対応について適正にいきますようにしていきたいと思います。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） よろしくをお願いします。

もう1点なんですけど、介護保険料の決定通知について、字が小さくて見づらい、内容もわかりづらいといった意見がありまして、やはり所得の段階なども説明されているようですが、そういったものをもう少し見やすく、わかりやすくしてほしいという意見もございましたので、よろしくをお願いします。

先ほど、国の認定制度だということでした。パブリックコメントという反映の中で、介護認定が現在のような身体能力だけに着目してコンピュータで判断するのではなくて、利用者の実態や住宅環境、家族状況なども含め、ケアマネージャーなどの資格者が総合的に判断して認定すべきだという意見が現場から寄せられています。現場判定に裁量権を与えてはどうかと思いますが、いかがですか。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） ただいまの件につきまして、実は私も介護保険課長になりまして、その介護認定ということについて、体の状態の重篤、いい悪いといいますが、そういうことについて介護の判定をするものだというふうに理解しておったわけなんです、実はそうではなくて、介護の必要度、どのぐらいその方に介護のサービスが必要なのかを判定する基準なんだということだそうであります。

それで、ケアマネージャーとか、そういう現場の方に認定を任せたらどうかという声も確かに聞こえてきますが、介護保険制度を公平で意義あるものにするためには、やはり適正な認定制度が必要であろうと思います。そういう意味で、今現在はコンピュータで一次判定をして、さらに有識者、いわゆるお医者さんとか保健師さん、そういった方たちの専門性を生かしていただいて、一人一人の状態に合った介護度を認定しているということでございますので、これも国の制度ではありますけれども、そういうふうになっておるといことは、やはり平等というか、公平性の観点からは必要ではないかなと私は思っております。以上です。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 先ほどの答弁でちょっと聞き漏らしたかと思うんですけれども、限度額を超えてサービス利用している人は、いらっしゃったのかどうか、もう一度お願いします。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 答弁では、限度額につきましては、詳細はとらえていないという回答をさせていただきました。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 行き届いた介護の実現が住民の願いです。独自調査した努力の結果のご報告もありましたので、もっと関係機関と連携を密にして、しっかり実態をつかんでいただいて、安心できる介護保険制度にすることが求められていると思いますので、そのために組合として、特に国への要望というのを何と考えているかお伺いします。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 国への要望につきましては、先ほど管理者も話しましたとおり、県の市長会、それから東北市長会等を通じまして要望するとともに、私どもが加入しております全国介護保険広域化連絡会の方を通じまして、その他の機会をとらえまして、国のほうに要望してまいりたいと思います。以上です。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） よろしくお願いします。

一関清掃センターごみ焼却施設についての質問を行います。

このまま広大な地域に大型の焼却炉が1つだという計画が進んでしまいますと、運搬費用の問題、CO₂問題などさまざまな問題が発生してしまいます。そもそも、県の広域化計画こそ無理があると思うのですが、いかがでしょうか。

議長（岩渕一司君） 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長（菅原直君） 県の広域化計画でございますが、先ほど管理者からも答弁ありましたが、県の計画は、平成29年度までにこの県南ブロックに1つということでございます。しかしながら、構成市町で協議を続けておりますけれども、県南ブロックに1つがいいのか2つがいいのか、あるいは複数施設がいいのかというようなことで議論しておりますが、県のほうでは、いずれこの1カ所という計画を見直すためには市町村の要望だけでは難しいと、

科学的な根拠のある専門機関なり専門業者なりのそういう報告書がなければ、なかなかこの見直しはできないというご指導もいただいております。そこで、この根拠のある調査なるものを県南ブロックの構成市町の間でどのように進めたらいいのか、あるいはその点を含めまして、検討を今、続けているという段階でございまして、まだ話し合いの検討に入ったという段階でございまして、もう少し時間がかかるものと考えております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） 地方の意思が全く尊重されていないという状況で、大分苦慮なさっているようにお伺いしました。科学的な根拠、そういったものの裏付けがなければということで、そうした調査も早急に進めていきたいという管理者の答弁がございましたが、現在の焼却施設の使用計画は平成29年度までです。あと7年となりました。仮にこれから新しい施設を、用地取得から稼働させるまで要する期間はどのくらいと考えているのかお伺いします。

議長（岩渕一司君） 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長（菅原直君） 用地があらかじめ決まっているという前提でございしますが、その場合は、およそ他市の、それから他組合の状況を見ますと6年から7年ぐらいとなっております。

議長（岩渕一司君） 2番、岡田もとみ君。

2番（岡田もとみ君） そうすると、もうタイムリミットだということです。管理者は前回の組合議会において、私の質問に対して、住民サービスと廃棄物の適正処理を考えると、当地域に単独で新しい施設を設置してごみ処理をするのが最も望ましいと答弁しております。これは管理者と、そして私だけではなく、ここにいる皆さんの総意ではないかと思えます。ぜひ、県に対し全面的な計画の見直しを求め、単独設置に向けご尽力いただきますようお願い申し上げまして、質問を終わります。

議長（岩渕一司君） 岡田もとみ君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（岩渕一司君） 日程第2、認第3号、平成21年度一関地区広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第3、認第4号、平成21年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上2件を一括議題とします。

提案者の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

通告順に質疑を許可します。

一括質疑答弁方式を選択した場合は回数は3回以内、一問一答方式を選択した場合は回数の制限は設けませんが、どちらの方式を選択しても時間は45分以内としますので、ご留意願います。

最初に、千葉啓志君の質疑を許します。

千葉啓志君の質疑は、一括質疑答弁方式です。

6番、千葉啓志君。

6番（千葉啓志君） 藤沢町議会の千葉啓志でございます。

私は、大東清掃センターにかかわる事項についてと介護認定審査にかかわる事項についての2点について通告いたしておりますので質問させていただきます。

まず最初に、認第3号、一般会計決算歳出の中で、23ページの第3款1項1目の衛生総務費の中の大東清掃センター周辺の方々への住民健康診査についてお伺いをいたします。

平成11年より稼働されております大東清掃センターであります。環境測定値の状況を見ます

と、国の基準値に比較いたしましても、かなりのレベルで下回っておる状況でありました。ダイオキシン等公害防止に対する施策が行き届き、健全なる施設の運営管理がなされているものと感じるところであります。

さて、各清掃センターにおきましては、周辺住民の方々と公害防止対策協議会を開催いたしたり、健康診査を実施いたしたり、各種事業への助成を行いながら、生活環境対策の事業を展開しておるようでございますが、その中で、大東清掃センター施設周辺住民への健康診査が平成21年度も実施されたようでございますが、その実施目的は、周辺住民との公害防止協定に基づき、地域住民の健康の保持に資するためとありますが、聞くところによりますと、現在の施設が建設される以前よりこの健康診査は実施されてきたとのことですが、この健康診査はどのような項目を中心に、何項目の診断をなされてきたのか、また、これまでの診断における評価はどれほどととらえておるのか、施設が絡むような体調の異常を訴える方はなかったのか等についてお伺いをいたしたいと思っております。また、平成21年度は172名の方が受診されたようではありますが、対象人員は何名であったのか、各年度別には何%ぐらいの方々が受診されておるのか、あわせてお伺いをいたしたいと思っております。

次に、認第4号、介護保険特別会計の歳出であります。57ページ、第1款総務費、3項の介護認定審査にかかわる事項についてお伺いいたします。

平成21年度の要介護認定の申請は7,968件あり、208回の審査会を開催し、7,857件の審査判定を行ったということですが、前の年の平成20年度につきましては214回の審査会を開催し、8,384件の審査判定を行ったと、毎年このように多くの審査会と数多くの審査件数の処理、本当にご苦労さまでございます。

さて、この事項につきましては、一昨日の神崎浩之議員の一般質問の中でも質問され、当局から答弁もいただいております。若干ダブっての質問であるかもしれませんが、よろしくお伺いいたします。

実は、ことしの春のことですが、85歳になるひとり暮らしのお年寄りが病気で入院し、手術も受けました。家族は離れておるんですけども、娘さんの話によると、退院後の生活が不安だと、できれば特老等にお世話になりたいという相談を受けました。それで、町の健康センターに行き相談をいたし、介護認定の申請を早く出したほうがよいということで申請を出したのですが、認定まで約2カ月もかかってしまったという事実がございました。そのお年寄りは、幸いにも元気を取り戻して生活をいたしておりますが、お年寄りのことですから、調査から認定までの期間が長いとどう変わるかもわからないと、そういうふうに思います。一昨日の答弁の中で、法律では申請から認定まで30日以内と定められているということですが、200回を超える審査会と7,857件の認定の現況、申請から1カ月以上要している件数はどれほどなのか、あわせてお伺いをいたしたいと思っております。

議 長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 大東清掃センター周辺住民の健康診査についてでございますけれども、大東清掃センター更新以前の焼却施設から排ガス中のダイオキシン濃度を国の指示により測定を行ったところ、国の基準を大きく超える結果となりましたことから、現施設の設置に際し、公害防止協定委員会から住民の健康に不安があるため、健康調査の実施を要望されたところでございます。組合といたしましては、地域住民のダイオキシンに対する不安の解消と住民の健康保持に資するため、平成9年6月から健康調査を実施しているところでございます。

健康診査項目につきましては、公害防止協定委員会との協議の上、循環器系検診及び腹部超音波検査など25項目以上を検査しているところでございます。

健康診査の結果についてでありますけれども、健康診断業務を委託しております岩手県予防医学協会より、その結果について、毎年、事後指導会を開催しており、予防医学協会の保健師より検診結果を直接本人に説明の上、健康指導を行ってまいりましたが、現在まで健康被害について申し出を受けていないところでございます。

次に、対象者の人数と受診率についてでございます。受診対象地区は、長者地区、羽根折沢地区、大金地区、松下地区及び寺崎前地区の5地区でございまして、平成21年度の対象者数は852人となっており、そのうち受診者数は172人であり、受診率は20%でございます。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 私からは、要介護認定審査につきまして申し上げます。

新たに要介護認定申請が行われました場合、当組合の介護認定調査員が申請者の自宅や病院などを訪問いたしまして、申請者の心身の状態や日常生活、あるいは家庭環境などについて、本人、または家族等から聞き取り調査を行います。このほか、本人が普段通院等をしております、かかりつけ医のお医者さんに対しまして、当組合から主治医意見書の作成を依頼することとなります。その次に主治医意見書と調査結果をもとにいたしまして、コンピュータによる一次判定を行い、その後、認定調査会での二次判定を経まして介護度を決定し、申請者に認定結果を通知しております。申請から認定結果の通知を受け取るまでの期間、原則30日以内ということでお話し申し上げておりました。

ご指摘の入院中の介護認定申請が行われた場合の介護認定であります。入院中の事例は多種多様でありますことから、個々の詳細なことは申し上げられませんが、一般的には、入院されている方は病状が不安定でありますので、医師から病状が安定したことの判断をいただいからの調査となることから、申請から認定結果まで原則30日以内というのが遅れる場合もございます。

現在、組合のほうで遅れている状況は、平成21年度の認定審査件数は7,857件でありまして、昨年はそのうち3,000件ほど遅れてしまったということでもあります。今年度につきましても、30日を越している件数が現在170件ほどになっているということで、人的体制を早急に整えて、早期に通知が出せるようにしたいということで取り組んでおります。以上であります。

議長（岩渕一司君） 6番、千葉啓志君。

6番（千葉啓志君） 健康診査については、昨年度は対象人員の約20%しか検査を受けておられなかったということですが、その原因は一体何だったのでしょうかということでもありますし、また、その健康診査について、これまで公表いたしてきたでありますでしょうか。それらもお伺いしたいと思っておりますし、また、周辺住民の方々と公害防止対策協議会を通じながらだと思っておりますけれども、川崎清掃センター、大東清掃センター周辺の協議会なり自治会への補助金を計上しておりますが、平成20年度の決算報告と平成21年度の決算報告はほぼ同額でございます。これは、毎年、定額な補助金で協議会なり自治会と協定なされておるのか、それら等についてもお伺いをしたいと思っております。

昨年の7,857件の中で3,000件が遅れているということで、今も月170件が遅れているような状況ということの主なる原因は何だったのかなど、それらもお伺いしたいと思っております。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 現在、訪問調査につきましては、当介護保険課の係員4名のほかに特別職の調査員13名をもちまして、新規の申請については調査に当たっております。それから、更新につきましては、管内の居宅介護支援事業所のケアマネージャーの方に更新申請の分は委託しているところでございます。そのうち、新規申請につきましては、当組合で直接調査に伺うことから、申請件数よりも訪問調査の件数に遅れが出ているということでございます。具体的には、やはり人員が不足しているのかなというところがございます。

それで、これの対応といたしまして、年2回、県のほうで研修会がございます。春と秋にございますが、この10月末に行われる県の研修会に、当組合からは職員を含めまして5名、それから居宅介護支援事業所、管内の事業所からは6名の方が受講するというところで、11名増えるということで、若干体制的には、人的体制については増えるものというふうに思っております。

そのほかに遅れの原因といたしましては、主治医意見書の到着が遅れているということがございます。管内の医療機関に主治医の意見書をお願いして、現在、最大遅れでは2カ月から3カ月という例もございます。この遅れている主治医意見書の遅れにつきましては、その都度、申請者に対して、主治医意見書が遅れているから通知が遅れているという案内は差し上げておりました。それで、あわせて、その主治医の先生に対して、できるだけ早く意見書の提出をお願いしたいということは、毎月、文書でお願いをしておるところでございます。以上であります。

議長（岩渕一司君） 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長（菅原直君） 私のほうから、健康診断の件でございますが、まず20%の原因でございますけれども、受診者の方々のほとんどは60歳以上の方ということになっておりまして、それ以外の方々は恐らく、推定でございますが、職場等で健康診断を受けておりますので、改めまして大東のほうの診断を受けておらないのではないかと考えております。

次に、健康診査結果の公表ということでございますが、これは先ほど事務局長からご答弁申し上げましたが、個々の方々にその結果をご報告して指導しているということでございまして、プライバシーにかかわる問題でございますので、公表はしてございません。

それから、補助金でございますけれども、川崎清掃センターにつきましては毎月同額でございますが、大東清掃センターにつきましては、1世帯あたり157円という計算単価がございますので、若干世帯が増減しますと補助金の額が増減するというところでございます。以上です。

議長（岩渕一司君） 6番、千葉啓志君。

6番（千葉啓志君） いずれ、せっかく852名の方々に診断のご案内を出しても20%の方々しか受けていただけなかったということでもありますけれども、いろいろと手は尽くしていただいているものと、そう感じるところでありますが、いずれ、最初のうちは親身なる対応をいたしておりますも、長期間にわたりますと形式張った対応になりがちになっていくことも多々ございます。

地域住民の方々には、これからも長期間、そういう各センターについてはいろいろとご協力をいただかねばならない状況だというふうに思いますので、これまでと変わらない手厚い心での対応をお願いいたしたいと思っております。

それから介護認定につきましては、何とぞ遅れを早く取り戻して、できれば1カ月以内に皆さんに認定まででき得るような体制づくりをお願いし、私の質問を終わります。

議長（岩渕一司君） 以上で、千葉啓志君の質疑を終わります。

次に、菊地善孝君の質疑を許します。

菊地善孝君の質疑は、一問一答方式です。

8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 私のほうは3点、通告のとおり質問します。

1つは、主要な施策の成果に関する報告書29ページに契約の関係が一覧として載っています。特に随意契約のことが私は気にかかりますので、随意契約を中心にして、委託その他についてももう少し説明をいただきたいと思います。

まず、契約をどういう形にしる行って、進行管理というのはどういう形でやっているのか概略説明をいただきたいと思います、進行管理ですね。指名競争入札だろうが委託だろうが随意だろうが契約をします。そして、実際それが、どういう形で契約が履行されているのかという管理体制が当然あるはずなんです。私の問題意識の中には、例の不正問題の部分がかなり頭の中にあつての質問です。どういう管理の仕方をしているのか、この機会に紹介をいただきたい。

この契約の中にし尿処理の関係も入っていますね。前議会だったというふうに記憶しているんですが、くみ取りをお願いしてもなかなか来ないと、対応できない理由はかくかくしかじかなんだということが、特にこちらの西磐井の関係で問題がありました。現状は改善をされて、こういうふうな契約行為となっているのかどうか、まだあつたときに報告があつたような問題を引きずりながらの契約をしているのかどうか紹介をいただきたいと思います。

次は介護関係です。一次判定の課題について説明をいただきたいと思います。

先ほど岡田もとみ議員からも一般質問あつたんですが、認定をこれほど手間ひまかけてやる必要があるのかしらという声は、現場でも上がっているし、それから介護を受けている立場等々でも声が上がっています。この決算書を見ると、認定調査費は1億700万円だというんだけど、職員関係の経費は入っていないんですね。これ、もちろん概算で構わないんですが、例えばこの認定調査会、認定実務のために正職員が何人張りつけになっていると、あるいは特別職扱いになっている方、何人張りついているんだと、こういうふうなことで見た場合に、おおむね1億700万円プラスどの程度の金額がかかっているのか、概算でいいですから紹介をいただきたいと思います。

それから、そもそも認定制度が本当にこんな形で必要なのかという問題意識の中には、実は今議会でも紹介されているように、介護保険制度が発足して10年、その前、ではこれはどこのエリアになっていたのか、医療ですね。医療の関係の支出を抑えたいということで介護と医療を分けようということで分けてきたわけですね。医療の分野はこれほどの認定実務をしているのか、していないでしょう、動いているわけですよ。介護保険は本当に細かいところまでこういうことをやっている。ところが、先ほどもお話あつたように、申請をして1カ月で結論を出して通知しなければならないというのが実態としてはできない、努力はしているんだけどできないと。それから、安くない介護保険料を負担させているんだけど、利用したくても、特に施設利用は利用できないと、この組合の場合も深刻な状態ですよ。そういう状況の中で、認定制度だけにこんなに手間ひま使っているのかと、これは国民的な課題になっているわけですよ。そういう状況の中で、やはり認定制度というのは必要なんだというさっき担当課長の話だけでも、果たしてそういう問題意識でいいのかしらと、もっと広い意味で介護が、介護需要というのはかなりの需要があると、それに対して実務的にも体制的にも対応できていない。こういう状況の中でのこれほど厳密な認定制度に手間ひまかけていいのかということの問題提起しているわけですね。この部分についての所見を管理者なり局長のほうからこの機会にお願いをしたいということです。課長は実務セクションの責任者ですから、ああいう答えもある意味ではやむを得ないと思うんだ

けれども、今、るる話したような環境の中で、認定制度だけに厳密なことを要求し続けるということが果たしてこの分野の要請なんだろうかという問題提起です。いかがでしょうか。

次は、一次判定がコンピュータによる機械的な処理中心になっているわけですよ、実質的には。そういう状況の中で、軽度にカウントされてしまうということが問題化されてきました。このことが、何回かの改定があるわけですけども、国民的な批判もあって、厚労省段階でも改定がされてきたわけですけども、この1年間経過して改善されているのでしょうか。

次は、一次判定絡みで主治医の意見書の遅れということが今も話題になりました。深刻ですよ、これね。ドクター数が全体的に減っていると、特に東磐井の場合は県平均の3分の1しかドクターいないんですよ、東は。岩手県の人口10万人当たりのドクター数、全国的に高いのか、逆ですよ、相当低い。その低い県平均の3分の1しか東磐井にはいないんですよ。それがこの遅れにつながってはいやしないかと思うんですが、リンクしていませんか。

次は、3つ目としてお話ししている介護保険の関係で、各自治体ごとの1人当たりの給付実績というはどうなっているのか、在宅、施設に分けてですね、これまた報告できる資料の範囲内で紹介をいただきたいと思います。以上です。

議長（岩渕一司君） 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長（菅原直君） 私のほうからは、まずし尿の関係をご説明いたします。

前回、合併浄化槽の清掃が遅いということでご指摘を受けました。その後、内部で検討いたしまして、確かに一部遅い件もありましたということで、もう少しスムーズに清掃業務等が行えるように許可の区域の見直しを行いました。それで、今までよりも区域を広げまして、清掃業につきましては、清掃センター管内全域の許可ということで区域の見直しを行いました。最近はこちらのほうには苦情が来ておりませんので、改善されておるものと考えております。

それから、契約業務の進行管理でございますが、いずれ工事の場合でも業務委託の場合でも、まずうちのほうの専門の技師がございまして、その技師が設計を起こします。そして、その設計内容をさらにもう1人が確認をいたしまして、まず予定価格をつくりませんが、それで契約を行います。さらに監督員、監督をする職員も任命いたしまして、これも専門の技師がございまして、その技師が常に工事の過程を検査しながら完了を見届けるというふうなことでございまして、我々としましては間違いのないものと考えております。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 私からは、初めに認定調査にかかる人件費につきましてであります。職員は4名でありまして、およそ2,800万円、特別職の職員が12名、2,670万円、合わせまして5,400万円ほどかかっております。

次に、平成21年4月の改正で一次判定による介護度が軽度、または非該当となった方への対応についてであります。ご案内のとおり、平成21年4月に一次判定用のプログラムソフトが変更となったところであります。この変更では、認定調査におけるばらつきの解消、あるいは特記事項の充実等により、適切な審査を行うことを主眼として行われたものでございます。しかし、先ほど来申し上げておりますとおり、この一次判定では非該当とされるケースや軽度に判定されるケースが生じることとなりましたので、この期間、国では更新申請をされる方について、本人の希望により申請前の介護度を選択できる特例の措置をとっております。その後、昨年10月申請分からは、一次判定ソフトのプログラム修正等が行われ、適切に反映されているということで、そ

の後は課題等は指摘されていないというところでございます。

なお、認定審査会におきましては、一次判定での結果について、そのまま結果として通知するのではなくて、訪問調査における特記事項、これと主治医意見書の内容を合わせまして、お医者さんとか保健師さん等々の専門性を生かして、申請者一人一人の状況に合った診査判定を行っておりますので、一次判定だけですぐ結果を出しているということではございません。

次に、構成市町ごとの平成21年度のサービス利用者1人当たりの給付実績の一月当たりの額についてであります。これにつきましては、介護の分でございます、予防の分の額は除いてございます。

初めに、一関市であります。訪問介護や通所介護などの居宅サービスは9万365円、認知症高齢者グループホームなどの地域密着型サービスは21万4,229円、特別養護老人ホームなどの施設サービスは24万9,350円となっております。

次に、平泉町の居宅サービスは8万6,677円、地域密着型サービスは23万6,549円、施設サービスは24万3,831円となっております。

藤沢町の居宅サービスは8万3,398円、地域密着型サービスは23万6,661円、施設サービスは24万3,411円となっております。以上であります。

議長（岩渕一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 介護認定の認定制度のあり方についてのお尋ねがございました。私は、やはりその時々々の社会情勢のあり方によって、その制度というものは可変性があるべきと思っております。あまりにも固定化してしまっていて動きがとれなくなるのではなくて、やはりそこには利用者視点というものが基軸としてあって、そういう視点から可変性を備えた制度であるべきであろうというふうに思っているところでございます。今後の高齢化社会というものを前提に考えたときに、やはりこの介護認定のあり方については、幅広い議論が必要だろうと思っております。市だけでこれを、制度を変えていくというのは、なかなか今の制度がそういうふうな形になってございませんので、やはり今後、振興局との意見交換の場というものが具体的に動き出しますので、その中でこの問題については議論を深めていきたいと思っておりますし、国と地方の意見交換の場というの、新聞報道等によればどうなるか、全く流動的な部分があるわけでございますけれども、ぜひ国と地方の意見交換の場というのは設定してもらいたいと思っておりますし、それが実現できれば、その中にこの問題を持ち込んでいきたいというふうに考えているところでございます。現時点においては、やはり今の制度の中で目いっぱい動いていくしかないのかなという感じでございます。それが理想だとは決して思っておりません。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 主治医意見書の遅れにつきましては、具体的には介護認定申請を出すわけですが、その際、かかりつけ医の情報をお聞きして、こちらからかかりつけ医に意見書の作成を依頼するところではありますが、中には全然かかりつけ医のほうに受診しないで、介護の申請だけして、お医者さんがその方の様子を見られないということで遅れているということもあります。それから、県立病院等のお話を聞きますと、患者さんがたくさんいるということで、わずかな期間でその方の意見書を書くのが大変難しいということで、あらかじめ申請者の状態について予備調査をした様式をお渡しして、それに記入していただいた上で受診をするという流れになっているところを、受診する機会がなかなかなくて先生も書けない、受診者もなかなか来ないということで遅れているという実態があるようでございます。その辺につきましては、こちらからも

申請者の方に対し、かかりつけ医に早く行って先生の受診を促している状況でございます。以上であります。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 最初の契約関係、くみ取り云々については了解をいたしました。ただ、答弁の中で、契約等々の管理状況について、1つは予定価格をつくっていると、担当者の方ですね。もう1つは、間違っていないと思うということ、聞いていて気になるのが2点ありました。本当なんでしょうか。いかがですか。

議長（岩淵一司君） 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長（菅原直君） 申し訳ございません。ただいまの予定価格につきましては、私の間違いでございました。担当の技術者が設計書をつくるということでございます。

2人で当たっておりますと私が申し上げましたのは、設計の内容につきまして、設計者と精査をする職員と2人で見ておりますということでございます。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 予定価格云々は菅原課長の勘違いだろうと思いますから、その分については、これ以上発言をいたしません。間違いのない部分はこだわりたいと思います。間違いがなければ不正問題でできなかったのではないですか。

議長（岩淵一司君） 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長（菅原直君） 申し訳ございません。先ほどの私の発言の少し舌足らずでございました。間違いのないように努めておりますということでございます。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） その限りにおいては、局長以下、この間かなりの心労だったと思いますから了解をします。ただ、ここは議会ですので、決算審査ですので、更に踏み込んで、少し問題点がどこにあるのかということ、一昨日の議員協議会、それから監査報告書等々を踏まえて、もう少し踏み込んでお聞きしますが、完了していないものを完了したというふうに扱ったわけでしょう、完了していないものを完了、ここの扱いというのは技術者の段階だったんですか。それとも契約にかかわる管理部門が問題だったんですか。どちらなんですか。

議長（岩淵一司君） 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長（菅原直君） 完了ということで書類を作成しましたのは、私も環境衛生課、私も含めまして環境衛生課の事務担当の職員でございます。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） チェック体制はどうなっているんですか。

議長（岩淵一司君） 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長（菅原直君） 環境衛生課は、私以下、職員が4名ございます。

この4名で、書類の審査等は4名で行っておりますが、私もその書類の決裁をいたしました、なぜなんだということでご指摘をあとで受けました。私はその時点では、火葬業務そのものは行われていたし、長期契約で今後も続くものであるということでありましたので、ただ、その使用料の一部が組合の方に入っていなかったということで、そのことをその受託業者に話しましたところ、その後につきましては損害賠償を行いますという申し出があったものですから、完了報告に完了としなければ3月分の委託料が払えないものだというか、払ってもよいのかなということ

で勘違いをしまして、独断で、本来、法規部門等に相談をしておりましたら適正にできたと思いますが、いずれ、そのようなことで大変申し訳ない手続きのミスを犯してしまったということでございます。大変申し訳ございませんでした。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 他のチェックする機能が当然組合の場合もあるわけですが、そこでの相談をすればという課長答弁、その部分については当然だろうと思います。努力をいただきたい。

もう一つ、別な側面からお聞きしますが、契約に基づいて履行がされていれば、契約事項に基づいて、契約条項に基づいて支払いをしなければならないですね、業者との関係では。業者との支払いの実務はどうなっているんですか。これは、例えばこれを支払っていかどうか、支出負担行為と名目だったでしょうかね、これをやっていかどうかということについては、出納管理者との協議はしなかったんですか、こういう具体的な案件が生じているときには。

議長（岩淵一司君） 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長（菅原直君） 完了検査の決裁をいたしまして、それを添付しまして支払いの手続きを行いましたものですから、会計管理者には相談をいたしてございません。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） あまり明るい話題でないので触れたくはないんですが、しかし、議会ですから監査委員とはまた違った意味でのチェック機能ですから、言いたくないことも私ども立場上言わなければならないですね。

それで最後に発言をしておきますが、私は今回の一連の不正問題、今回のものだけではなくて、るる一般質問でも私、改めて言いましたね。その部分含めての反省点というのは、相当内部でやられたと思うし、繰り返してほしくない、これが住民の率直な気持ちですよ。そういう中で、もう一つは、こういう事案が生じたときに監査委員会、それから支払いの実務を実際行う出納の部門との調整といいますか、意見交換といいますか、相談といいますか、こういうのが私はあっていいんだろうと思いますよ。自己完結でなくていいと、そういうものがあって初めて、組合全体としては誤りのない運営がなされるという仕組みになっているわけですから、起きてしまったことは起きてしまったことですから、あとはどうその処理を適切に行うか、組合のダメージができるだけ少なく、住民の人たちからの期待を裏切ることのないように処理をしないといけませんよ、この具体的な事案については。そういうことを考えると、狭い意味での組合の執行体制の中だけの仕事ではないんだと、対処だけではないはずですからね。そういう意味で、広い意味での組合の組織、出納の機関ですね、管理者との機関、それから監査委員ですね、実務的には事務局でしょうけれども、そこに伺いを立てるとか、そういう形での誤りのない執行ということをぜひ実践をしてほしいということを述べて、この項目については終わりたいと思います。

次は判定関係なんですけれども、先ほど認定調査費の決算は1億700万円、そのほかに正職員分が2,800万円、正規以外ですね、これが2,600万円というんですけれども、そのほかにも入っていますでしょう。例えば58ページ、この決算書の58ページの2款の1項3目の類ですか、審査支払手数料、これなんかこれ絡みの支出なんですよ。だから、トータルとしてこの認定審査を進めていく上では、ケアマネジャーとの関係ですね、ケアマネジャーが認定制度なくなったら全部用がなくなるということで、私は、実務的にはないとは思いますが、ないと思うけれども、相当のところは認定との関係ですよ、ケアマネジャーは。それらこれら考えると、組合

関係だけでも相当額この分野に実は支出をしているんだということだと思っんですよ。さっき管理者から可変性という言葉がありました、私も先ほどの管理者の認識には同意します、賛成です。ただ、この部分については、実務的には今の制度があるわけですから、制度の中で運用していくしかないわけです、これは、行政組織ですから。しかし、もっと声を上げていく必要あるではないかと、実務を扱っている立場として。これだけの経費をかけて、相当の件数をこなさなければならない、そういうものに大変な手間ひまかけて、肝心要の介護の部分についてはなかなか法律どおりいかないとか、期待どおりの対応ができないとか、これは職員が逆立ちしてもできないわけです、施設がないものにはどうしようもないわけですから。そういう部分にもっと重きを置いた介護制度にしていくべきではないかというようなことは、私は内部で積み上げて、そしてどんどん意見を出していったらいいと、出す必要があると、そういうふうなものの積み重ねがあって初めて、誤りのない国の制度としての介護保険制度なり、場合によっては、介護保険制度の改編ということにならないでしょう、そういうふうなことをしないと。そのことを改めて指摘をしたいというふうに思います。

答弁いただきたいのは、この分野では主治医の関係です。法律の規定になっている30日以内というのは、これは努力目標なんですか、やれるならやってくださいと、こういう規定なんですか。

議長（岩淵一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 認定は、原則として申請日から30日以内に行わなければならないとされております。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 罰則規定がないだけでしょう、罰則規定がないから強行規定になっていないだけでしょう。本来守らなければならないですよ。任意ではないですよ、これはね。しかし、実務的にはできないでいるという実態でしょう。これにどう近づけるかということなんだろうと思うんです。やっぱりこの部分については、人的な手当ても含めて、手当増も含めて、少し本格的な手当てをする必要あるのではないのでしょうか。

その一方で、この決算書を見ると、7億円くらいの基金を持っているわけでしょう。3億円近い繰り越しをするわけでしょう、おかしいのではないですか、これ。いかがでしょうか。

議長（岩淵一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 繰越金を基金に積み立ていたしますのは、まずもって介護保険の保険料につきましては、第1号被保険者の保険料、それから第2号被保険者の保険料、それから公費というふうになっておまして、そのうち、第1号被保険者の保険料が当組合で管理し、繰り越しとなっております。その分を次の第5期計画に、その保険料を補てん等をいたしまして、第1号被保険者の保険料の軽減を図るということで基金を積み立てさせていただいております。また、その額につきましても、当組合の一月の給付費の保険料が8億円から、ややもうちょっと上という金額になっておまして、おおよそその給付費の額に匹敵する金額をこれまでも目標として積み立ててきております。以上であります。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 実務的にはそうなのかもしれませんが、私が言っているのは、これだけ被保険者の人たちに迷惑をかけているわけですから、その対策が必要ではないかと。財源がないかと言えば、私、実務やっていないから、繰越金全部こういう分野に使おうと思えば使えと、

管理者の判断でね、そういう仕組みにないということを今答弁したんでしょうけれども、にしろ、これだけの繰り越しをしているのだから、素人からすると、人的な確保を含めて、やる余地はあるのではないのかと、そういうところを検討したらどうだと言っているわけですよ。だって、30日と決まっているのを大分かかるというわけでしょう、事情あるにしろ。それが人的な関係等々で延びているとするならば、大いに改善する必要があると言っているわけです。言っている意味はわかると思いますので検討してください。

それから、さらに聞きたいのは、主治医の意見書の遅れですよ。これはさっき言ったように、開業医と勤務医があるわけでしょう。これ遅れているのは主にどちらなんですか、両方なんですか。

それともう1つ、県立病院は、特に東の場合はドクターが極端に少なくなっていますね。しかし、そこを、ドクターを急に増やすということはなかなか実際には難しいということで、クラークを増やしてきていますよね、クラークを、補助者ですよ。こういう人たちを増やすことによって、ドクター不足のところ、この分野で介護保険の診断書の分野で改善は見込めないんですか。もし情報があれば、紹介をいただきたいと思います。

議長（岩渕一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 主治医の意見書の遅れにつきましては、先ほど申しあげました申請者の受診が遅れているということについては把握しております。その中で、開業医、それから勤務医の関係につきましては、どちらかと言いますと、開業医の方のほうが早く出していただいているというふうに分析いたしております。勤務医の方は、先ほど申しあげましたとおり、受診者が多いということで、予備審査をしなければいけないということで遅れているということでもあります。そのほかの情報については、私はとらえておらないところであります。

議長（岩渕一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 管理者に要望として発言しておきますが、30日という定めがあるわけですね。少し青臭い話をすれば、30日以内に申請があったら、あなたどういうふうなのにか該当したかという判断をしてお返ししますと、そして、その後のサービスについては提供しますという契約をしているわけでしょう、被保険者との関係で言えば。これが履行できないでいるわけですよ、やろうと思ってもできないというのが実態でしょう。にしろ、あまりにも遅れているケースが深刻ですので、それらこれらの手続きをきちっとやっただくならば、30日以内に当然のことながら返すとか、それがなかなか、書類その他がきちっとできていない場合には、これを守れないとか、保険者として、そういうものを少し明らかにする必要があるのではないですか。そういうことによって、フラストレーションというのもある程度改善するのではないのでしょうか。とにかく2カ月、3カ月遅れるのが当たり前という事態だけは、やはりこれはおかしいですよ。検討をいただきたいと思います。

次の問題ですね。1人当たりの給付実績については了解をいたします。

これは通告外ですので、要望という形で1点だけ発言しておきますが、ごみ焼却施設の絡みです。一般質問、あるいはこの総括でも出ているんですけども、迷惑施設ですよ、迷惑施設、住民からすると。来てほしくない施設。しかし、必要な施設ですね。現施設を受け入れている地域に対しては、一昨日、勝浦伸行議員が、ぜひ管理者である勝部市長には足を運ぶべきではないかということを主張していましたが、全く私も同感です。これは地元に対する何がしかの、道路をつくったとか施設をつくったとかというものの以前の問題として、やはりこれは一部事務組合と

して、この地域にとってどうしても必要な施設なのだと、それを受け入れていただいているのだという感謝の気持ちですね。そして、要望をお聞きするというふうな姿勢というのは、管理者、副管理者の方々それぞれ大変多忙な方々ではあるんですが、私は執行者の立場からすれば一級の課題ではと思います。しかも、施設の更新を近いうちにしなければならないわけですから、そういうものの積み重ねが、いやなんだけれども、受け入れたくはないんだけれども、どこの地域になるかわからないけれども、受け入れたくはないんだけれども受け入れざるを得ないというところに大方の人たちの了解をつくっていくんだらうというふうに思いますので、この部分については、ぜひとも最大限の努力をしますという答弁はありましたが、一級の課題として位置づけてほしいものだなということ。

それから、先ほど来、大東の関係での問題が指摘されていますけれども、大東の焼却施設については、当時の国の基準があいまいだった、不十分だった中でも二桁も違う数字が出てしまったんです、あのとき。私は当時、なり立ての一部事務組合の議員でした。それから、2年かかりました、あの施設を更新するために。地元ですから、当時の副管理者でもある大東町長と、もう一人の議員と冬場中心にして、何回も何回も地元に入りました。そして、何時間もひざをついて、自分たちが決めたことではないんですけれども、前任者たちが決めたことなんだけれども、あれだけの不適切な管理して、とんでもない数字が出たために頭を下げました。そして、出た結果がああ防止協定なり、さまざまな、遅ればせながら地元還元をしたんです、道路問題含めて。そういう経過がありますので、その部分についてはデリケートな部分もありますからね、一つ地元の人たちと相談をしながら進めていくという姿勢の答弁が当然のことながらありますが、デリケートな問題ですので、協定内容を将来的にも動かしてはならないと私も思いません。100倍強く、100倍厳しくしていますからね、結果としては。ダイオキシンの処理する技術というのは、当時と比較にならないぐらい今進んでいますから。そういう状況の中での検討が、地元の人たちが参加した中で、そして地道に話し合いをしていくという努力を私はしたほうがいいと思うんですね。それがこの両替にも改めて施設をつくるかどうか、もしつくるということになったときにもかなり説得力のある話になってくるんだらうというふうに思いますので、その部分についてもあわせて要望として発言をして、私の分は終わりたいと思います。以上です。

議長（岩淵一司君） 以上で、菊地善孝君の質疑を終わります。

午前の会議は以上とします。

午後1時15分まで休憩します。

休憩 午後0時15分

再開 午後1時15分

議長（岩淵一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、神崎浩之君の質疑を許します。

4番、神崎浩之君、

4番（神崎浩之君） 今回の議会は、火葬場の金銭管理の不正について、これが大きな目玉だと思っております。

そこで、22ページの3款2項火葬場管理費、1日釣山斎苑管理費について質問します。

まず、これは一関ではないんですが、かつてテレビ報道で、棺に故人を偲んで小銭とか金歯だとか、そういう貴金属等を一緒に埋葬するというふうなことがよくあるわけなんです、火葬した後、それがどうなっているんだというようなことを、よく全国ニュースでも取り上げられたこ

ともありますし、旧一関市議会でも先輩議員が質問した経過があります。そこで、その火葬で納棺して、それ以降になくなるということはないとは思いますが、これらについて、利用者とか住民から、そういうお金がなくなったというような話がささやかれることもございますので、こういう苦情等、当局のほうでは耳にしていることがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

また、こういうことは絶対ないと思うんですけども、あえて、あつてはならないようなことが起きたこともありますので、この点について、組合の行政といたしましては、どういう指導やら文書でのこの件の取り扱いの指示を行っているのか、お伺いをしたいと思います。

それから、最近、棺に釘を打たなくなったというようなことになっているようなんですが、これについても組合のほうの指示で行われているのかどうか、その実態とその理由についてお尋ねをしたいと思います。細かい質問がいっぱいありますが、すべて通告しておりますので、全部まずお話をさせていただきたいと思います。

次に、使用料の管理業務であります。これ今、話題になっているものなんですけれども、今回の不正、不祥事は、組合の担当の職員が、具体的なやるべきことをやっておいて不正が行われたのか、それとも、やるべきことをやらないで不正が起こったのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。内容についてはヒアリングのときにお話ししておりますので、私の意図はわかっていると思います。総括的には責任が、やるべきことをやっていたにもかかわらず起こったということになると思うんですけども、具体的なチェックとか事務作業、そういうものがあって、それをやっていたんですけども、こういう事件が起こったのかどうか確認したいと思います。

例えば、担当職員の方に、委託の会社に対して、例えば金銭管理不正防止チェックリストのようなものがあって、そういう決められたことをやっていたんですけども、委託先の方の不具合で行われてしまったんだというようなこととか、きちんと実行していたにもかかわらず行われなかった、その点についてお聞きしたいと思います。

次に、3つ目なんですけど、今回の不祥事に対する責任と処分について、各々の主体の責任と処分についてお聞きしたいと思います。

まず初めに、委託の会社の内部の処分については、どういうふうに対応をとられたのかお聞きしたいと思います。

それから、委託会社への行政組合としての対応でございますが、指名停止期間が4カ月というような説明でありました。その4カ月というのは、一関市の規定に準じたという説明があったと思いますが、そもそもその4カ月、今回のこの事件におきまして、4カ月というのは妥当なのかどうか、どういう基準で、そもそもその市の基準というのを準用したということなんですけど、どういうふうな積算で4カ月ということになっているのかお聞きをしたいと思います。

それから、次に、指名停止をしたということは、この会社というのは不適切な会社であるということだと思います。そういう会社、業者が、それでは他の分野で行政と取引があるということであれば、これもまた問題だというふうに思っているわけなんですけれども、今回の業者の処分の関係で、構成市町の方でどういうふうな対応になさっているのか、この件について承知しているところでありますのでお聞きをしたいと思います。

次に、組合職員への処分ということなんですけど、これも全協では説明をいただいたわけなんですけど、改めてお聞きをしたいと思います。

次に、ここからは勝部管理者にお伺いしたいと思います。4点あるわけなんですけど、事務局長初め組合の職員の責任、処分については発表されました。管理者、副管理者の責任についてお伺

いをしたいと思います。処分も含めてですね、今後どういうふうを考えているのかお聞きしたいと思います。また、当時の管理者、当時の副管理者の責任はどうしていくのか、これも勝部管理者にお伺いしたいと思います。

それから、こういう平成21年度のみならず、それ以前からこういうふうなことが行われていたことに対して、粛々と決算が進められておったわけなんです、この件について、監査委員会を初め監査委員の責任について、どういうふうにお考えなのかもお聞きしたいと思います。あわせて、我々議会も決算を承認してきたわけなんでございますが、その件について、勝部管理者の方から議会の責任について所見があればお話をいただきたいと思います。

次に、57ページ、1款1項1目総務管理費、派遣職員給与費負担金であります。これについて、この決算書を見ると、ちょっと異例の取り扱い的な感があるわけなんです、そもそも組合の事務局体制、組合の職員というのは、職員の体制についてお聞きをしたいと思います。そして、この派遣職員給与費負担金について、これをお伺いしたいと思います。次の地域包括支援センターの委託のことも絡んでまいりますので、800何十万とか500何十万ということがありますので、これについてお聞きをしたいと思います。

続きまして、61ページ、4款2項1目交付金事業、地域包括支援センターの業務委託費であります。何度も取り上げてありますが、まず初めに、地域包括支援センターの委託の業務内容についてお知らせをいただきたいと思います。

それから委託料の積算根拠であります、委託料の積算根拠についてお伺いいたします。特に、人件費の積算根拠についてお伺いをしたいと思います。

それから、3つ目は、行政のバックアップ体制であります。この地域包括支援センターというのは、非常に高齢者にとっては、家族にとっては大切なセンターであります。その中で、例えば高齢者の権利擁護に、高齢者のただ単に相談にのって、介護サービス等をくっつけなければいいというわけではありませんので、そういう高齢者の権利のことにかかわること、守ること、それから虐待、それから認知症高齢者、こういう非常に複雑な問題に対応するのがこのセンターであるわけでございますが、委託先の地域包括支援センターの行政のバックアップ体制についてお伺いをしたいと思います。以上です。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） 私のほうからは、職員の処分関係及び管理者、副管理者、それから当時の管理者、副管理者、監査委員、議会等の責任について答弁し、そのほかの項目については、事務局長並びに担当課長の方から答弁させます。

職員の処分関係についてでございますけれども、今回の釣山斎苑動物炉使用料未納事案に関係した同組合職員のほか、同組合等に在職していた一関市職員に対しまして、今月12日、訓告等の処分を行ったところでございますが、まず訓告につきましては、業務委託の検査において、業務が適正に行われていないにもかかわらず、本年3月31日に検査員の業務完了を認める検査調書を作成、または承認したこと、使用料の納入に係る関係書類の審査が不十分であったため、業者に対する適正な指導が行われずに組合に損害を与えたこと、これらを理由として、組合職員4人に対して訓告処分をしたものでございます。

それから嚴重注意でございますが、これにつきましては、関係書類の審査が不十分であったとして、平成20年度以前に委託業務を担当した職員となりますが、組合職員1名、一関市職員4名に対して嚴重注意したものでございます。

処分に当たっては、関係職員全員に対して深く反省を促すとともに、みずからを戒め、今後の事務執行に当たるよう訓示したところでございます。また、処分した職員には、出向により一関市に異動となった職員も含まれておりますことから、当組合だけでなく一関市職員に対しても、事案の内容、監査報告書の内容、処分の内容などを全職員に周知したところでございますし、管理監督者に対しては、部下職員の服務管理を徹底するとともに、委託業務についても同様に適正な指導監督を行うよう通知をしたところでございます。

次に、管理者、副管理者の責任についてでございますけれども、今回の事案につきましては、一関市の不正経理事案を契機に再発防止対策をまとめ、住民の皆様の信頼を回復するため、職員とともに一丸となって取り組んでいる最中の発生であったことから、私自身、誠に遺憾に思っているところでございます。私に課せられた使命は、現在取り組んでいる再発防止対策をしっかりと進めていくことであると認識しているところでございます。

次に、前任の管理者、副管理者、それから監査委員、議会の責任とのことでございますけれども、まず前任の管理者から私が引き継ぎを受けた段階で私とその責任の一切を負うものと認識しておりますことから、前任者の責任については問うべきではないというふうに考えております。また、監査委員、議会につきましては、それぞれの役割をもって職務を行っているところでございますので、私が申し上げる立場にはないものと考えているところでございます。

議長（岩渕一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 棺に収める携行品の処理についてであります。

金属類の納棺についてでございますけれども、火葬中は火葬炉の内部が高温に達するため、ほとんどの金属は熔融してしまい、台車の表面に付着してしまうなど、設備の損傷の原因ともなります。このことから、ご遺族に対しましては、死亡届出提出時にお渡しをしております施設利用パンフレットなどで、金属類は入れないようご協力をお願いをしているところであります。

棺に金属類が含まれていた場合の対応でございますけれども、わずかでも原形をとどめており、故人の遺品と判別できるものはそのままに残し、収骨とともに収めていただいております。それ以外の化粧砂に付着したものなどは遺灰として処理しております。

受託者及び斎苑の職員に対しましては、心付けなど金品の受け取りなど一切しないように日ごろから指導しているところでございます。

苦情についてでございますけれども、組合では斎苑職員からの報告を受けておりまして、説明をしても納得していただけない場合がありますけれども、今後におきましても、委託者、受託者ともに丁寧な説明に心がけてまいります。また、組合といたしましては、広報などを通じて、金属などを棺に収めないよう一層周知を図ってまいります。

棺に釘を打たなくなったというようなお話がございました。これらにつきましては、葬儀屋さんのご判断でやられているものと思っております。

次に、使用料の管理業務についてであります。

平成19年7月から、釣山斎苑、千厩斎苑両施設の運転管理を一括契約した際に、報告収納事務の手引きというマニュアルを作成いたしまして、収納業務にあたらせてまいりました。組合では、基本的に週に1回の頻度で入金される金額と業務日報、領収書、斎苑使用許可書などの書類の内容を整理し、歳入調定処理を行っているところでございます。しかし、監査委員からの報告にあるとおり、マニュアルには書類作成手順を主に記載するのみで、鉛筆書きなどの禁止など、基本的な、また初歩的な事項が欠け、書類の内部チェック方法など、具体的な検査検収方法まで踏み

込んだ内容となっておらず、組合での歳入調定処理においても、管内住民、管外住民により料金の異なる使用料の徴収金額に誤りがないかに重点を置いた確認となっていたことなど、受託者において適正に収納処理がなされているはずだという先入観のもとで業務にあたっていたところがございます。火葬業務含めまして、これまで総体的に支障なく業務が遂行されてきたという認識があったために過度に信頼を置きすぎておりました。今回、不正防止で講じた対策のほとんどは基本的な内容のものとなっております。受託者による不正が起り得るという認識を少しでも持ち合わせていれば、もっと早く対策を講じることができたものと考えております。

3番の不幸事に対する責任と処分のうち、委託業者内部での対応でございます。

処分につきましては、取締役社長、専務など4名を1カ月の減給処分にしたということで伺っております。

次は、委託業者への対応で、初めに指名停止期間についてであります。

当組合の指名停止につきましては、組合管建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する要綱において準用いたします、一関市の指名停止要綱の規定に基づき処分を決定したところであります。

今回の事案は、業務報告の内容を偽造し、虚偽の報告を行い、使用料の収納及び振り込み、払い込みに関して、使用料の一部を着服するという不正行為は明らかに契約違反に該当し、その結果が及ぼした影響は計り知れず、組合との信頼関係を明らかに損なわせたものであります。このことから、契約違反を理由とする指名停止では一番重い処分に当たる4カ月としたところであります。

構成市町における当該業者への対応であります。

構成市町のうち、北上ビルメン株式会社と取引がございますのは一関市のみとなっております、今年度は市営駐車場機械警備、料金徴収業務など3件の業務を委託しております。一関市では、ことし6月に、これら3件の業務委託について履行状況を確認した結果、個々の契約において契約違反に該当する事由が見られず、契約を継続しているとのことであります。また、一関市において指名停止処分を行うかどうかについてであります、他の団体が発注した業務内での契約違反につきましては、一関市の指名停止措置要綱では要件に該当する項目がないため、指名停止できないということでもあります。

次、大きな2番目の総務管理費、派遣職員給与費負担金についてでございます。

まず、組合職員の体制についてであります、当組合の設立のため、両磐地区一部事務組合等統合協議会が設置され、両磐地区内の三つの一部事務組合と一つの広域連合の統合計画を策定いたしました。この統合計画の中において、一般職の職員は構成市町から出向させる職員で構成することとして協議がなされ、組合発足と同時に3市町の職員が出向となり、組合職員となる予定でありました。しかし、組合設立の平成18年4月に、いわゆる給与構造改革が行われ、一関市と藤沢町の一般職の給料表が全面的に改定されましたが、平泉町においては給料表の改定が行われなかったため、平泉町の職員と組合に出向した平泉町の職員との不均衡が生じることとなったことから、平泉町職員は派遣の取り扱いに変更し、派遣職員の給与は町で支給することとしたものであります。よりまして、一関市と藤沢町からは出向職員として受け入れ、組合給与は組合において支給しておりますが、平泉町からは派遣として受け入れ、給与は平泉町が支給しております。

負担金についてでございますけれども、平泉町が派遣職員に支給した給与のうち、当組合の制度に当てはめた場合の給与を算定した上で、負担金として平泉町に支払いをしているところでご

ございます。私からは以上です。

議長（岩淵一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 地域包括支援センターの委託業務の内容についてであります。組合直営の地域包括支援センターが行っております業務と同じ内容の業務を委託しております。具体的には、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務などの包括的支援事業、それから予防給付に関するケアマネジメント業務、地域支援事業の任意事業、要介護認定に係る申請手続きの代行等でございます。

次に、地域包括支援センターの委託料の積算根拠についてであります。積算根拠のうち人件費については、一関市の臨時的任用職員取扱要領にございます看護師、保健師等経験年数6年の賃金をもとに人件費を算出したしております。1日当たり約1万1,000円ということで、月額33万円の年間で396万円としたところであります。

次に、行政のバックアップ体制についてであります。

委託した法人につきましては、委託開始の年度初めに委託している担当地域の民生児童委員連絡会の中で、新しく事業所を開設したこと、受け持ち担当区域などを民生委員の皆さんに紹介をいたしまして、地域での情報提供等が円滑に図られるように配慮いたしております。また、包括支援センター間の連携で困難な事案への対応を行ったり、また、各支所の地域支援会議等への同行出席もその都度行っております。ことし1月から一関地域の桜町、大東、東山地域を受け持つ済民が、高齢者総合相談センターとして設置、開始したところであります。この新しい包括支援センターが地域住民、関係機関との連携がよりよく図られるような支援体制を構築しているところであります。今後につきましては、高齢者の権利擁護、虐待防止、認知症高齢者への対応など、必要な支援体制を継続的に展開し、直営委託という区分けをしない地域包括ケア体制の構築を目指してまいりたいと思っております。以上であります。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） 最初の質問であります。棺に収める携行品の関係なんです。ほとんどが熔融するという話が出ましたけれども、小銭は残るわけですね、小銭がね。ということで、あの事件が発覚して以来、やはり利用者の方から、お金入れたんだけど、残りますよね、お金ね。残ってきますよね、百円玉とか十円玉ね。数が足りないとか、あれ、金歯どうなったんだというふうなことを言われるわけですよ。そうこうしている間に、今、何だか棺桶に釘打たなくなったなど、何のためだというふうに疑問の声で言われるわけですね。そういうことなので、先ほど組合の方からは不正がないというふうな、口頭だと思わんですけれども、そういうふうなお話をしているということだったんですが、ぜひ今後は文書でもきちっと、当たり前のことなんですけれども、文書できちっと指示徹底するようにお願いしたいと思っております。

それから、2つ目であります。使用料の管理業務であります。

行政というのは職員の異動がありますよね。これは、こういう面では本当はいいと思わんですよね。ですから、例えば事務局長初め組合の職員が入れかわるときに、こういう安全面だとか、それから金銭の管理について、新しく担当になった方は実際に現場を見て、こういうふうなやり方でやっているのかというふうなことをちゃんと引き継ぎを受けて、そして見て、そしてこれでは危ないのではないかというような気づきとか、そういうことというのが新たなシステムを生み出す、不正防止の仕組みを壊すいいことだと思わんですよ、職員の異動というのはね。そういうことで、恐らくそういうことが行われていなかったと思わんですけれども、今後については、や

はり安全面だとか、それから金銭の管理にかかわるところは、どういうふうにやっているのかな
ということは、異動時にきちっと確認していただいて、新しい目で疑問があったらそれを反映さ
せていくというふうな仕組みをすべきだというふうに思っております。

それから、不正に対する責任と処分であります。これは管理者なんですけれども、先ほどは
今、市の方の不正防止で一生懸命やっているんだということで、今後、自分の処分についてどう
するというふうなことは明言されていなかったと思うんですが、この点について、今後、それか
ら一段落してからの、何かみずからの処分とかについて考えていらっしゃるのかお聞きしたいと
思います。また、当時の管理者、副管理者という質問をいたしました。職員は当時の職員にも処
分をしております。出向して帰ってきた、市のほうに戻った職員に対しても処分をしているとい
うことなので、私は立派だなと思っているんですね、お役所業務の中でね。そういうことがあつ
て、なぜ、では当時の管理者、副管理者は責任はないんだと、引き継いだ時点で自分にあるとい
うことであれば、かつていた職員だって同じですよ。新しい職員が引き継いだ時点で新しい職
員の責任だというふうに言っているようなことと同じだと思うんですが、その点についてもお伺
いしたいと思います。

議長（岩淵一司君） 勝部管理者。

管理者（勝部修君） まず、私自身の責任の取り方でございますけれども、まず正直申し上げまして、
処分の基準というのですか、考え方について、まだ十分詰めておりません。したがって、今後、
他の事案、あるいは一関市というよりも、むしろ広域行政組合の中でのこれまでの類似のケース
があったのかどうか、そういう参考になる事例等も勘案しながら検討していかなければならぬ
と思っております。

それから、前任者につきましては、今、議員のほうから一般職員の市のほうとの人事異動での
出入りの分があるということございましてけれども、やはり管理者の場合は市長がそれを兼務
しております、兼務というか、市長がその管理者になってございますから、特別職ということ
もございますし、一般の職員と直ちに横並びで考えるのはどうかなということも思っております。
いずれ、前管理者は、そして今もう職務からすっかり身を引いているわけでございます。その身
を引く段階で私が引き継ぎを受けているわけでございますし、一般職員のほうは人事異動という
形での異動でございますので、全く同じ横並びで考えるわけにはいかないのかなというふう
に考えております。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 1点目の文書によって指示を徹底というようなお話でございます。

まず、これらにつきましては、斎苑の従事者の方と、また、うちのほうと改めてといいますか、
現場を確認し、そして改めてどうしたらいいものか、今以上のよりよいものにするために改めて
検討いたし、そしてから徹底をしてまいりたいと思っております、取り扱いについて徹底してまいりたい
と思っております。

もう1点目の第三者の目と、これからの安全面、金銭の管理ということでございますけれども
も、マニュアルを全面的に見直しをし、それによって9月1日から行っているわけでございます。
ただ、それはその時点での対応といいますか、対応策でございますので、当然今後につきま
しても、それらを見直していかなければならないわけですが、いろいろな検証方法というのが
あるかと思っております。検証方法がどのようなものかというのは、これからそれこそ本当に検討し
ていかなければならないわけですが、今後におきましては、現場を熟知して業務に向かって

いきたいと思っております。以上です。

議長（岩淵一司君） 4番、神崎浩之君。

4番（神崎浩之君） 勝部管理者、私は一般職より管理者のほうが責任は重いと思っています。ですから、一般の職員は出向が戻っても当時のことで責任を負ったということに対して、当時の管理者は別扱いだということは、これは一般人はおかしいと思いますよ、一般の人は。お役所のおきてはそうかもしれないですけども、一般の住民はそんなのおかしいのではないかと、一般の職員もそうでないのであればあれかもしれないですけども、それにつけても、やっぱり責任は重いと思います。

指名停止の件なんですけど、4カ月については、これは最も重いものだというふうな説明がありました。私は、その割には4カ月というのは短いと思っています。こういうふうな不正を働いた会社について4カ月というのは、規定はそうなっているということだからしょうがないのかもしれないんですけど、これは非常におかしいなと思っています。

こういうふうな施設というのは、まず第1に安全が重要ですよ、火を使うところですから安全、この安全を滞ったところにはやっぱり重いペナルティがほしいと思いますし、その次には金銭管理ですよ。そして、例えば職員の言葉づかいが悪いとか建物がさっぱり掃除していないとか、いろんな苦情とかあると思うんですけども、そういうことで金銭管理というのは安全に次ぐ最大の欠点だと思うんですよ。それがその4カ月というのは非常に短いと思うわけなんですけど、これについては今後、検討していただきたいなと思います。

最後に、地域包括の関係なんですけれども、市の臨時職員の看護師の6年経験ということだったんですが、これについて何回もやっていますけれども、何で自前では1,000万円払っていて、今回も派遣の関係で800何十万円という職員がいるわけですよ、500何十万円という中で入れて。特にこの3職種については、とってもし臨時で採用できるような人たちではないわけですよ。実際、委託先のほうは臨時で雇っているんですか。もしそうでないのであれば、ちゃんと改めるべきだと思いますけれども、もう一度お伺いしたいと思います。

議長（岩淵一司君） 松岡介護保険課長。

介護保険課長（松岡睦雄君） 現在の委託料の積算したときの他市の状況でございますけれども、盛岡市、花巻市、栗原市を参考としておまして、そのうち盛岡市の1人当たりの人件費は37万5,000円であります。次に栗原市が35万円、当組合が33万円、花巻市が32万円というふうな状況になってございます。したがって、かなり大きな差があるというふうにはとらえておらないところでありますが、いずれ委託にありましては、ことし1月から業務を開始したということで現在9カ月を過ぎたというところでございますので、今後の事業実績や収支状況などを確認しながら検討してまいりたいと思っております。

議長（岩淵一司君） 以上で、神崎浩之君の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩淵一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は一括して行います。

認第3号、第4号、以上2件について、本案賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(岩淵一司君) 起立多数。

よって、以上2件は、認定されました。

議長(岩淵一司君) 日程第4、議案第5号、平成22年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)から、日程第5、議案第6号、平成22年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第1号)まで、以上2件を一括議題とします。

提案者の説明は終わっていますので、直ちに質疑に入ります。

熊谷裕君の質疑を許します。

5番、熊谷裕君。

5番(熊谷裕君) 平成22年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算(第1号)、歳出、3款3項3目15節の工事請負費、舞川清掃センター管理費の、これは自動制御装置の更新だということであって、その内容、詳細の説明をお願いいたします。

議長(岩淵一司君) 中里事務局長。

事務局長(中里秀孝君) 舞川清掃センターの工事請負費についてでございます。

舞川清掃センターの浸出水処理施設内に設置されております流入調整設備、汚泥処理設備、消毒放流設備等6カ所の自動制御装置の交換を行うものでございます。本自動制御装置は、耐用年数が7年から10年とされているところであります。平成10年3月に稼働以来、故障等の発生が少なかったことにより、現在まで使用を続けているところでございます。本年5月の電気設備点検による作業停電後、再通電したところ、自動制御装置が機能しなかったところでございます。そのときには手動により復旧いたしました。調査いたしましたところ、今後の電気設備点検作業や雷等による停電の後にも、同様の状態に自動復旧しない危険性が高くなる可能性があるという結果でございました。このため、今回、自動制御装置の交換を行い、施設の維持と安定した運転を確保するものでございます。

議長(岩淵一司君) 5番、熊谷裕君。

5番(熊谷裕君) 今のお話ですと、耐用が過ぎて安定して使用していたものが、点検後の再通電でのトラブルがわかって更新に至ったというような内容だと思います。このような、単品ではなくてシステムですね、システムで考えた場合の更新、今のお話ですと、トラブルがなければ耐用、決められたその7年から10年というものをオーバーしても、使えるうちは使うというような形で進められていたと思うんですけども、ある程度基準というものがあると思うんですね。その基準をどのように大体設定されて、その更新時期を定めているのか教えていただきたいと思っております。

議長(岩淵一司君) 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長(菅原直君) 先ほど、ごみ焼却施設の件におきましてもご説明いたしました。ある機械設備ごとの耐用年数は基準はございますので、それらを足がかりに点検をいたしまして、いずれ不備がないものについて、あるいは小規模な修理で使えるものについては修理して使うと、それからやはり更新、全更新が必要であるというような判断が今回になった場合には更新を行うというようなことで、いずれ年数ごとの点検する専門業者に点検していただいたり、職員が点検したりということで、耐用年数や、あるいは交換時期、修理の時期を把握しております。

議長（岩淵一司君） 5番、熊谷裕君。

5番（熊谷裕君） やはり、大きなトラブルになる前に、きちっと対応しながら、住民の負託にこたえるように引き続きよろしく願い申し上げまして、終わります。

議長（岩淵一司君） 以上で、熊谷裕君の質疑を終わります。

質疑に当たりましては、事前通告をするようお願いしておりましたので、今後は事前に通告されるようお願い申し上げます。

質疑は簡潔をお願いいたします。

8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 1点だけお願いしたいんですが、例の不正問題の関係で、業者さんからさかのぼって返済が行われたんでしょう。返済という表現がいいのかどうかかわからないんですが。本来、組合に入れるべき金を懐に入れていたと、したがって随分前にさかのぼって、まとまった金を組合に入れたわけでしょう。入れた金はどこにいつているんですか。今回の補正にも、見る限りでは入っていないんですけれども。その分だけ。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） すみません、ちょっと確認します。

議長（岩淵一司君） 菅原環境衛生課長兼一関清掃センター所長。

環境衛生課長兼一関清掃センター所長（菅原直君） 業者のほうからは、6月2日に入金を確認しておりますが、この額につきましては、今年度の歳入ということで、決算になります。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） どうして補正しないんですか。補正しないで、いつ入れることにしたんですか。3月31日までに入れればいいんだということなんですか。

議長（岩淵一司君） 中里事務局長。

事務局長（中里秀孝君） 業者からの損害賠償金というようなことで、歳入のほうに受け入れ、補正をしないで受け入れをしてございます。

議長（岩淵一司君） 8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 私、この公会計の部分での期間外の部分ですね、会計期間外の部分についてどういうふうにするのが正確な処理なのか、あまり経験ないものですから、その部分も含めて聞いているわけですが、私の感覚では、当然のことながら補正に出てくるものだろうという感覚です、私は。というのは、会計というのは、公の会計であろうが企業会計にしる、とにかく利害関係人が見てだれでもわかると、その団体なり何なりの状態がわかるということが大原則なはずなんです。自分たちが処理できていけばいいんだと、最終的に決算結んだときにあらわれればいいんだではないわけですね、私ども。こういう補正に計上しないでやるのが決して違法でも何でもない、そうすると住民から見た場合に、どこにいったんだというのはどうやったらわかるんでしょうか。私は、補正という形で、期間外のものについても計上するというのが、違法でない限り計上すべきではないかと、補正という形で。そうすれば住民が見てもわかると思うんですね。会計上そんなことおかしいよというのなら、それはそれで誤りのない判断であればいいとは思いますが。決算書を見なければわからないということでもいいのかしらと思えますよ、素朴な疑問ですけれども。

議長（岩淵一司君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） それでは、予算の計上の手法についてでございますが、ご案内のように歳

出は予算の限度でもって支出をするというふうな形になってございます。それから、歳入は、あらかじめ見込まれるものを予算として計上するというような形になってございます。それで、歳入の場合につきましては、予算がないからそれを受け入れできないんだというふうなものではございません。それから予算の、例えば1,000万円というふうな歳入の予算でありましても、実際1,100万円が入ってきたものは1,000万円だけ受け入れて、あとの100万円は受け入れないというふうな制度にはなっていないところでございます。それから、予算を計上する時期でございますが、これにつきましては、この時期にというふうなことで定められているものではございませんので、これはその時期については随時受け入れをし、決算で明らかにするというふうな手法もあるわけでございます。以上でございます。

議長（岩渕一司君） 原則3回でありますけれども、1回につき許します。

8番、菊地善孝君。

8番（菊地善孝君） 田代副管理者がかつて予算の所掌する部署にいたときにも、大分、別な会議の場で話をした経過あるんですが、私その辺はよくわからないんですね、理解できません、いまだに。

さっき言ったことを繰り返します。あくまでも組合というのは、住民の人たちが理解できるもの、理解しやすいものであるべきなんですよ。実務担当者のところではわかっても、住民のところ、今、組合の財務状況がどうなっているのかということがわからない、わかりづらいというのは決していいことではないと思います。

それから、例えば繰越金、いつ計上してもいいと、繰越金にかかわる法令上の規定はこうだよというふうなことも散々議論してきました、若干改善はしてきているんですけども。私は、可及的速やかにというのが大原則だと。したがって、6月に入金してあるとすれば、今回の補正に出てきて当然だろうというふうに思うんですね。補正しなくていいんだと、決算であらわせばいいんだということなのかと、私はそうは思わないんですね。私が話していることだって合法的な処理だと思いますよ。例えば、思いのほかお金が入ってきたと、国、県からですね。景気対策その他で。そういうものだってみんな補正するではないですか。歳出にかかわる補正が必要だから、その範囲内で歳入の補正をすればいいんだという考え方がいいんでしょうか。私はそうは思わないんですね。だから、さまざまな応用問題が職場に出てくるんですよ。原則は原則としてあるんです。その原則の最たるものは、あくまでも関係者が見て、住民を初め関係者が見て、できるだけわかりやすいものであるはずなんですよ。である以上は、6月に入金したのであれば、それがわかるようにしておく必要があるのではないのでしょうか。わからないでしょう、これ、どこ見たって調べたってわからないではないですか。いかがですか、私は内部で検討して、そしてできるだけわかりやすい、こういう予算統制といいますか、予算の執行の仕方、歳入も含めて、そのほうがいいのではないかと。とにかく公にしておくということ、このほうがいいのではないかとと思いますが、いかがですか。

議長（岩渕一司君） 田代副管理者。

副管理者（田代善久君） 考え方にはいろいろあろうかと思いますが。今回の部分につきましても、先ほど課長から申しあげましたように、6月2日で受け入れているわけでございます。それは、きちんとやる科目を設けまして歳入をしているわけでございます。ですから、予算の補正の場合に受け入れをしているわけでございますので、これが今の時点で新たにこういうふうな形でというふうなことにつきましては、前の段階でもって、こういうふうな形で受け入れることとなります。

というふうなことでご報告を申し上げているわけですが、いずれにありましても、やはりわかりやすいというふうな手法と、それからどの時期にやるかというふうなところと、いろいろな課題はあろうかと思いますが、いずれこういうふうな課題につきましては、整理をしながら対応していかなければならないというふうに思っておりますので、今後いろいろな形で検討をしてみたいというふうに思います。

議長（岩渕一司君） 以上で質疑を終わります。

お諮りします。

本案は討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（岩渕一司君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、直ちに採決を行うことに決定しました。

これより採決を行います。

採決は一括して行います。

議案第5号、第6号、以上2件について、本案賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（岩渕一司君） 起立満場。

よって、以上2件は、原案のとおり可決されました。

議長（岩渕一司君） 以上で議事日程の全部を議了しました。

管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

勝部管理者。

管理者（勝部修君） 第13回組合議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会におきまして、平成21年度決算、平成22年度補正予算等について慎重審議いただきまして、ご賛同を賜りましたことに対しまして、まずもって御礼を申し上げたいと思います。

本定例会で賜りました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の組合運営に資してまいりたいと考えております。特にも、釣山斎苑における不正事案に関連した今後の再発防止対策については、万全を期していくことを最優先に取り組んでまいりたいと思いますので、議員各位の一層のご指導を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

議長（岩渕一司君） 第13回定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会は、会期を初の3日間とし、平成21年度一般会計及び介護保険特別会計決算、平成22年度一般会計及び介護保険特別会計補正予算など、5件の議案について、終始活発な審議により、すべて議決決定を見るに至りました。これもひとえに、議員各位のご協力と、勝部管理者をはじめ職員の皆様の誠意ある対応によるものと敬意を表するとともに、衷心より厚く御礼申し上げます。

また、組合行政に対する一般質問は、6人の議員から、衛生事業や介護保険事業に係る質問が行われたところでありますが、一般質問や議案の審議を通して、各議員から開陳されました提言等については、今後の広域行政組合運営において配慮され、組合行政全般にわたり構成市町の住民福祉の向上が期されるよう、一層の熱意と努力を払われることを念願するものであります。

一関地区広域行政組合の運営については、さまざまな課題はあるものの、順調に運営されてお

りますことはご同慶の至りであり、管理者を初め職員の皆様に対して改めて感謝を申し上げる次第であります。

一 関清掃センターごみ焼却施設の建て替えなどの衛生事業及び少子化、高齢化、そして核家族化が進行する現状にありまして、介護予防の推進をはじめ在宅介護及び施設介護の充実など、早急に検討すべき課題が山積いたしておりますことはご案内のとおりでありますだけに、構成市町住民の福祉増進のため、組合当局のさらなるご尽力をお願いしますとともに、議会としましても、今後一層努力してまいらねばならないものと思うところでございます。

結びに、今議会の運営にご協力賜りました議員各位、管理者、監査委員及び職員の皆様に改めて感謝を申し上げ、今定例会閉会にあたってのあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（岩淵一司君） 以上をもって、第13回一関地区広域行政組合定例会を閉会します。

閉会 午後2時23分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

一関地区広域行政組合議会議長 岩 渕 一 司

一関地区広域行政組合議会議員 千 葉 啓 志

一関地区広域行政組合議会議員 那 須 茂一郎